

令和2年度 第2回 横浜市保健医療協議会（配付資料）

1 議題

議案書

議案1 会議の一部非公開について 【横浜市保健医療協議会事務局】

議案2 令和2年度 病床整備事前協議について 【医療局医療政策課】

2 報告

資料1 糖尿病の重症化予防事業における地域ネットワークについて
糖尿病重症化予防ネットワーク検討会作業部会の実施結果について
【医療局がん・疾病対策課・健康福祉局保健事業課】

資料2 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
【健康福祉局精神保健福祉課】

資料3 病床整備の進捗状況について 【医療局医療政策課】

資料4 こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）の着工等について
【医療局医療政策課】

資料5 令和3年度 健康福祉局予算案について 【健康福祉局企画課】

資料6 令和3年度 医療局予算案について 【医療局総務課】

- 【参考資料】
- ・参考資料1： 横浜市保健医療協議会運営要綱・委員名簿
 - ・参考資料2： 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

令和2年度第2回横浜市保健医療協議会 議案書

1 会議の一部非公開について

(1) 提案内容

今回の議題「令和2年度 病床整備事前協議について」に関しましては、個々の医療機関から提出された情報に、法人または個人の事業計画等が含まれており、参考資料3の「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条第2項第3号のア、及び第5号に該当することから、**非開示情報に該当**します。

この非開示情報に該当する事項を審議する場合は、同条例第31条ただし書き第2号に該当します。

従いまして、参考資料1の当協議会の運営要綱第8条のただし書きにより、**当議題につきましては、非公開※とする**ことを、事務局として提案いたします。

※非公開と決定された議題に関する議事内容（今回は議案回答書に記載されたご意見）や使用した資料についてはホームページ上での公開を行いません。

(2) 議題

上記の提案内容について、別紙の「**議案回答書**」により**ご回答**をお願いいたします。

2 令和2年度 病床整備事前協議について

(1) 提案内容

令和2年度 病床整備事前協議に関しましては、前回の協議会において病床整備検討部会を設置し、専門的にご検討を頂くこととしています。

その決定を受け開催された3回の病床整備検討部会の結果について、部会長から報告書（別添資料）の提出がありました。

つきましては、令和2年度病床整備事前協議について市に報告する当協議会の意見について、ご審議願います。

(2) 議題

下記の提案内容について、別紙の「**議案回答書**」により**ご回答**をお願いいたします。

○検討部会で作成された配分案を当協議会案として決定し、市長に報告する

○市長への報告書の内容については、事務局と会長で調整し、会長一任で決定す

る

令和2年度第2回横浜市保健医療協議会 議案回答書

委員 _____

◇ 議案1及び議案2への賛否についてご回答ください。

議案1 「会議の一部非公開について」	
※どちらかに○をつけてください	
賛成	反対
ご意見などがございましたらご記載ください。	

議案2 「令和2年度 病床整備事前協議について」	
※どちらかに○をつけてください	
賛成	反対
ご意見などがございましたらご記載ください。	

回答期限：令和3年2月22日（月）必着

提出先：横浜市医療局医療政策課 栗本

〒230-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

令和3年2月22日
保健医療協議会資料
医療局がん・疾病対策課
健康福祉局保健事業課

糖尿病の重症化予防ネットワーク検討会及び作業部会の進捗状況について（報告）

1 趣旨

糖尿病の重症化予防は、発症初期段階からの診診・病診の医療連携や、保健指導・支援につなげる必要があります。そのため、健康福祉局・医療局が連携し、よこはま健康アクション Stage 2の一環として、新たに患者を支えるためのネットワーク構築を目指し、医療・介護関係者との検討を開始しています。検討会と作業部会の進捗状況について報告します。

2 背景

- (1) 糖尿病の重症化による合併症は、市民の QOL を低下させる
- (2) 高い費用対効果（腎不全を予防することで1人当たり 500 万円／年の医療費削減）
- (3) 国レベルでの糖尿病性腎症重症化予防の取組強化

3 事業全体の目的・目標及び取組の概要

【目的1】 糖尿病対策全体 健診受診率向上とその結果に基づき適切な治療や保健指導につなげる
【2局間連携による事業全体の目標】 ○健診受診率の向上 ○保健指導率の向上 ○健診結果に基づき、生活習慣改善行動につながる市民の増加 ○重症化予防関連の人材育成
【目的2】 糖尿病の医療連携 疾病段階に応じた適切な医療連携のネットワークの構築
【医療局の取組】 ○医療関係者等多職種連携推進体制構築（診診・病診ネットワーク、患者を支えるネットワーク） ○医療資源・療養支援ネットワークの形成・可視化 ○関係者の人材育成（医療・介護ネットワークの構築）

4 検討体制

糖尿病の重症化予防に向け医療連携ネットワーク構築を目的に医療関係団体等から検討メンバーを推薦いただき、検討会及び作業部会を実施しています。また、データ分析に基づく現状把握や評価指標の設定等を進めます。 ※健康福祉局保険年金課、医療局医療政策課が分析等を実施

(1) 検討会（医療局がん・疾病対策課）

ア 開催状況

- 第1回検討会：令和2年8月27日
第2回検討会：令和2年10月27日
第3回検討会：令和3年1月28日（WEB会議）

イ 検討内容

① 課題認識の共有（※は作業部会でも検討した課題）

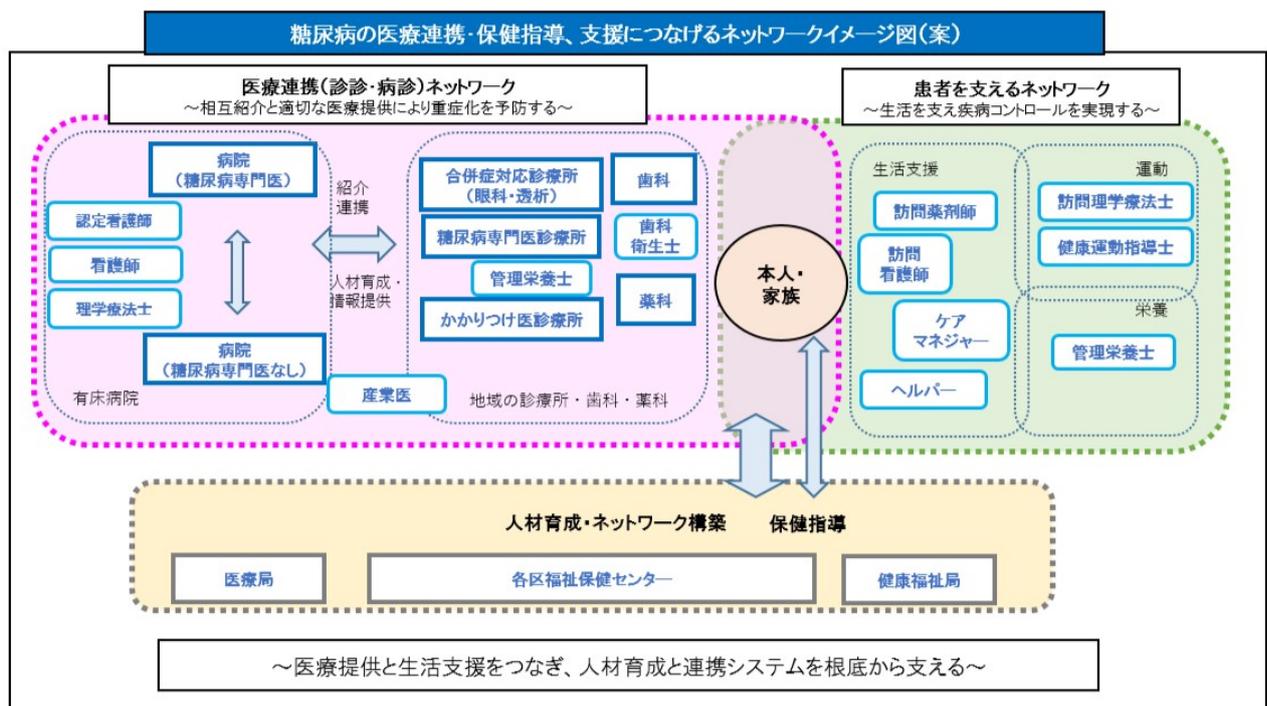
- ・ 特定健診、糖尿病の合併症の一つである歯周病検診の受診率が低い。（※）
- ・ 糖尿病患者の早期発見、把握から、適切な受診につなぐ仕掛けが必要。（※）
- ・ 自覚症状に乏しい時期は、治療が中断しやすく、医療側からそれを追うことは難しい。（※）
- ・ かかりつけ医と専門医の連携、医科・歯科・薬科の連携が大切で、仕組みの構築が必要。
- ・ 糖尿病にかかわる多職種の役割や、互いに何ができるのかがわからない、つながりがない。気軽に相談できる関係性ができるとよい。（※）
- ・ 栄養指導、運動指導につなげる難しさ。資源が少ない上に、まとまった情報がない。
- ・ セルフコントロールができない人を生活を支えるネットワークで適切な医療につなぎながら支えたいが、介護・福祉職が医療と連携するハードルが高い。
- ・ 市民啓発の広報や啓発も大切だが、関心の低い人へのアプローチも必要。
- ・ 治療中断の要因は、知識がないことや経済的な要因も大きいのではないか。
- ・ 就労中の40～50代に対しては、産業医・産業保健師からのアプローチが重要。

② 重症化を予防するためのアイデア

- ・ ドロップアウトを防ぐために、在宅での工夫や現場での気づきを活かす。連携して受診につなぐには連携のハードルを下げることも必要。
- ・ 高齢者は、生活を支えるケアマネジャーやヘルパー、理学療法士などが支援のネットワークに関与しやすい。
- ・ 認定看護師は、響いていない患者へのアプローチ、ノウハウを持っているので、それを看護師や関係職種に伝えてもらう
- ・ 関係者による患者情報の共有化のためのツールがあるとよい（糖尿病連携手帳の活用）

③ ネットワークの構築に向けて

- ・ 横浜市全体で同時並行で取り組むことは難しいので、モデル区から始めてみる
- ・ 各区のリーダーシップを取れる方が声を上げることが必要



「第3回糖尿病の重症化予防ネットワーク検討会」資料より抜粋

以上の検討の結果、まずはモデルとなる区で、地域で患者を支えるためのネットワーク構築を進めるために、3年度の取組予定を次のように整理しました。

ウ 令和3年度モデル区での取組（横浜市糖尿病重症化予防ネットワーク計画）について

① 対象者（ターゲットの中心）

- ・通院中で1型糖尿病を除くHbA1c7.0以上、療養上の指導・支援が必要なもの。
- ・おもに65歳以上を中心に検討を始め、それ以下の年齢層にも広げていきます。
- ・日常生活が自立の群と福祉・介護の必要な群に分けて検討します。

② 取組内容（案）

- ・モデル区の資源の把握
- ・医療と介護・福祉の多職種研修の開催
- ・患者支援の実施と事例検討

③ モデル区を選び方（検討会の中では、次のようなご意見がありました。）

- ・医科歯科連携の取組が進んでいる区、三師会の連携協力が得られる区が望ましい
- ・検討会委員（三師会から）の区で進めていくのがよい

これらを総合的に勘案して横浜市が候補区を決定し、候補区に説明の上、依頼します。

④ モデル区への依頼内容

- ・三師会、介護福祉関係ネットワークより窓口担当者を決めていただく。
- ・皆様と協働しご相談しながら、医療と介護福祉連携のネットワークを構築していきます。

(2) 作業部会（健康福祉局保健事業課）

ア 趣旨

糖尿病の重症化を予防するために、患者自身の自発的な受診・受援行動を促すとともに、関係機関の連携推進にもつながる媒体（ツール）を作成するための作業部会を実施しましたので、その結果を報告します。

市民向けリーフレットを作成、発行することになりましたので、配布に向けて御理解と御協力をよろしくお願いします。

イ 検討結果の概要

【現状及び課題】

- ・HbA1c検査を含む特定健診、糖尿病の合併症の一つである歯周病の検診の受診率が低い。
- ・糖尿病の経過観察や治療は継続受診する必要があるのに中断が多い。しかし、医療機関側からの追跡は困難。
- ・糖尿病の重症化を予防するために、適切な時期の適切な診療科（内科、糖尿病内科、眼科、歯科等）への受診が重要であることを、患者自身と関係者が認識する必要がある。

【必要な媒体（ツール）】

- ・特に受診中断防止の啓発に役立ち、区福祉保健センターの「疾病の重症化予防事業」におけるHbA1c6.4~6.9%の方へのダイレクトメール送付にも活用できる市民向けリーフレットを作成することとする。

【市民向けリーフレットの配布方法】

- ・糖尿病又は糖尿病予備群の人へ配布する。予防的に関わることを重視し、HbA1c7.0%未満をメインターゲットとする。「糖尿病になる可能性がある」と医師から言われている人が、そのまま放置せず、必ず受診することを目指す。
- ・区福祉保健センター、医療機関（歯科含む）、調剤薬局、関係機関（医療局所管「糖尿病重症化予防ネットワーク」）等で配布する。

【効果検証方法】

- ・本市保有ビッグデータ YoMDB (Yokohama original Medical Data Base : ヨムディービー) を用いて、HbA1c 検査、眼底検査、歯周組織検査、受診中断、特定健診継続受診に関する効果測定を試みる。

ウ 作業部会報告書及び市民向けリーフレットデザイン案

添付のとおり

5 今後のスケジュール予定

令和3年2月	保健医療協議会に報告 健康横浜21推進会議等に報告予定(3月25日予定)
令和3年4月～	モデル区関係団体に説明及びモデル実施開始 市民向けリーフレットの発行・配布開始、効果検証実施
令和3年度	糖尿病重症化予防ネットワーク検討会を3回実施予定 糖尿病重症化予防ネットワーク作業部会を実施予定 (委員委嘱は令和4年3月まで)
令和4年～	本格実施

【参考】検討会委員名簿(◎:作業部会委員も兼ねる)

(五十音順)

団体名・所属名、役職、職種	氏名(敬称略)
横浜市介護支援専門員連絡協議会 代表 元町ケアサービス(介護支援専門員)	加藤 由紀子
神奈川県医師会 理事 いどがや内科・糖尿病内科クリニック院長(糖尿病専門医)	川田 剛裕 ◎
横浜在宅看護協議会 副会長 磯子区医師会訪問看護ステーション 管理者(看護師)	河村 朋子
横浜市歯科医師会 専務理事 小杉歯科医院 院長(歯科医師)	小杉 禎久 ◎
神奈川県理学療法士会 横浜市立大学附属病院(理学療法士)	佐伯 拓也
横浜市病院協会 けいゆう病院 糖尿病内分泌内科副部長(糖尿病専門医)	城 理絵
横浜市薬剤師会 常務理事 株式会社リーフ薬局上白根 代表(薬剤師)	瀬戸 卓 ◎
(学術) 横浜市立大学大学院医学研究科分子内分泌・糖尿病内科学教授(糖尿病専門医)	寺内 康夫
横浜市医師会 常任理事 内藤外科胃腸科医院 院長(医師)	内藤 英二 ◎
(学術) 済生会横浜市東部病院 看護部 師長(糖尿病看護認定看護師)	檜原 直美 ◎
神奈川県栄養士会 副会長 いしかわ内科クリニック(管理栄養士)	長谷川 利希子 ◎

横浜市糖尿病重症化予防ネットワーク検討会作業部会 報告書

令和3年2月

横浜市健康福祉局保健事業課

- 1 趣旨
- 2 念頭に置いた課題と目指す姿
- 3 検討結果
- 4 市民向けリーフレット（案）
- 5 作業部会の開催状況及び委員名簿

1 趣旨

糖尿病の重症化を予防するには、発症初期段階を含めて病状に応じた適切な時期に、必要な治療、食事・運動・薬等に関する保健指導につながるすることが大切です。

糖尿病は重症化するまで自覚症状に乏しいことから、患者のセルフケアを支援する保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携や糖尿病に関する理解も重要となります。

そこで、患者自身の自発的な受診・受援行動を促すとともに、関係機関の連携推進にもつながる媒体（ツール）を作成するための作業部会を設置しました。

なお、この作業部会は、医療局所管「横浜市糖尿病の重症化予防ネットワーク検討会運営要綱」第6条に基づき、検討会の運営に必要な事項として開催しました。

2 念頭に置いた課題と目指す姿

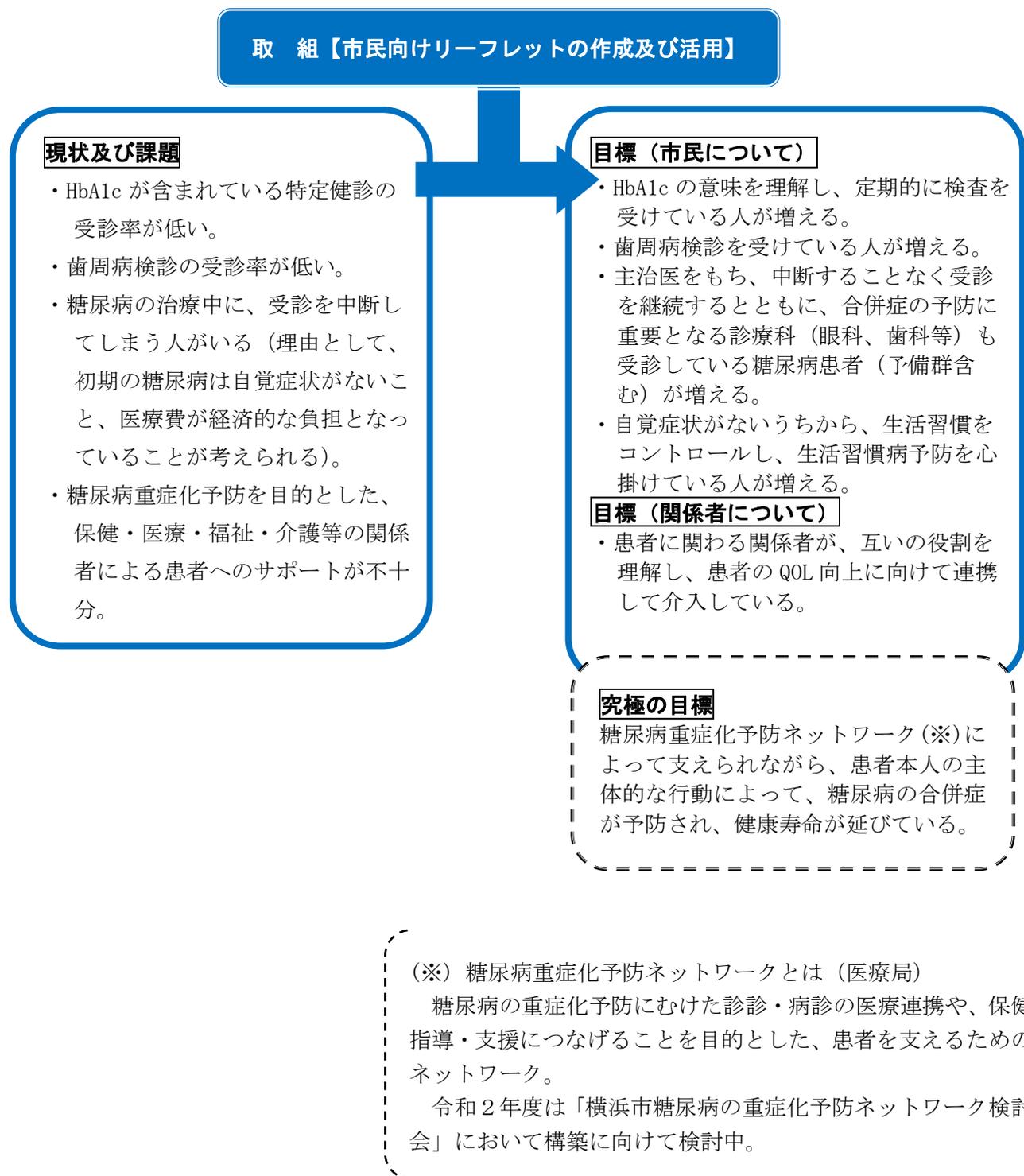
糖尿病が重症化した患者と多く接する医療機関等から選出された検討会委員から、糖尿病の重症化予防について、次のことが現状及び課題としてあげられました。

- ・HbA1c 検査を含む特定健診、糖尿病の合併症の一つである歯周病の検診の受診率が低い。
- ・糖尿病の経過観察や治療は継続受診する必要性があるのに中断が多い。しかし、医療機関側からの追跡は困難。
- ・糖尿病の重症化を予防するために、適切な時期の適切な診療科（内科、糖尿病内科、眼科、歯科等）への受診が重要であることを、患者自身とその関係者が認識する必要がある。

これらの現状及び課題を受けて、特に受診中断防止の啓発に役立ち、かつ、区福祉保健センターの「疾病の重症化予防事業」におけるHbA1c6.4～6.9%の方へのダイレクトメール送付にも活用できる媒体（ツール）として、市民向けリーフレットを作成することとしました。

市民向けリーフレットを作成する根拠となった現状及び課題、それによって目指す姿（目標）の関係を図1のとおり整理しました。

図 1 市民向けリーフレット作成及び活用に係る現状及び課題、目標



3 検討結果

(1) 市民向けリーフレットの内容等

配布対象者	○糖尿病又は糖尿病予備群の人 (HbA1c 7%未満をメインターゲットとして、1型糖尿病は対象外する)
ねらい	○「糖尿病になる可能性がある」「継続受診が必要」と医師から言われている人が、そのまま放置せず、必ず受診する。 ○現在の自分の状態(検査の意味)がわかり、糖尿病の特徴や合併症の進行についてイメージでき、今、自分が取るべき行動を理解する。
内容	○ナッジ(※)の考え方を取り入れ、取ってほしい行動を具体的に促す。 ○糖尿病の特徴や合併症の進行と予防に関することを端的に伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の本当の怖さは全身の血管と体の機能にダメージを与える ・内科や糖尿病内科のかかりつけ医を持ち、眼科や歯科も受診しよう ・歯周病のケア、食事・運動・薬により血糖値をコントロールしよう ○自ら必要な情報にアクセスしやすいよう、医療機関、薬局、福祉保健センター健康づくり係(栄養相談等)が検索できる二次元コードを配置する。

(※)ナッジ(nudge)とは・・・

行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられています。

直訳すると「ひじで軽く突く」「そっと押して動かす」という意味です。

(2) 市民向けリーフレットの配布方法・場面

区福祉保健センター	○「疾病の重症化予防事業」における HbA1c6.4~6.9%の方へのダイレクトメール送付(個別相談、集団指導、特定健診の勧奨と共に) ○各種事業等に参加している対象者へ配布、配架
医療機関(歯科含む)	○糖尿患者の外来受診時に、継続受診や他科受診の必要性を伝えながら手渡す。 栄養相談については区福祉保健センターを案内する。
調剤薬局	○糖尿患者の来局時に、薬に関するアドバイスと共に継続受診や他科受診の必要性を伝えながら手渡す。
関係機関	○糖尿患者と接した際に、受診継続について確認する。継続受診している場合は承認し、中断や放置の場合はリーフレットを用いて行動を促す。

(3) 効果検証方法

市民向けリーフレットの活用や重症化予防ネットワークの構築による効果は、糖尿病の重症化の減少を確認することが理想ですが、短期的かつ測定可能な効果検証方法として、本市が保有するビッグデータ YoMDB (Yokohama original Medical Data Base : ヨムディービー) を用いることを試みます。

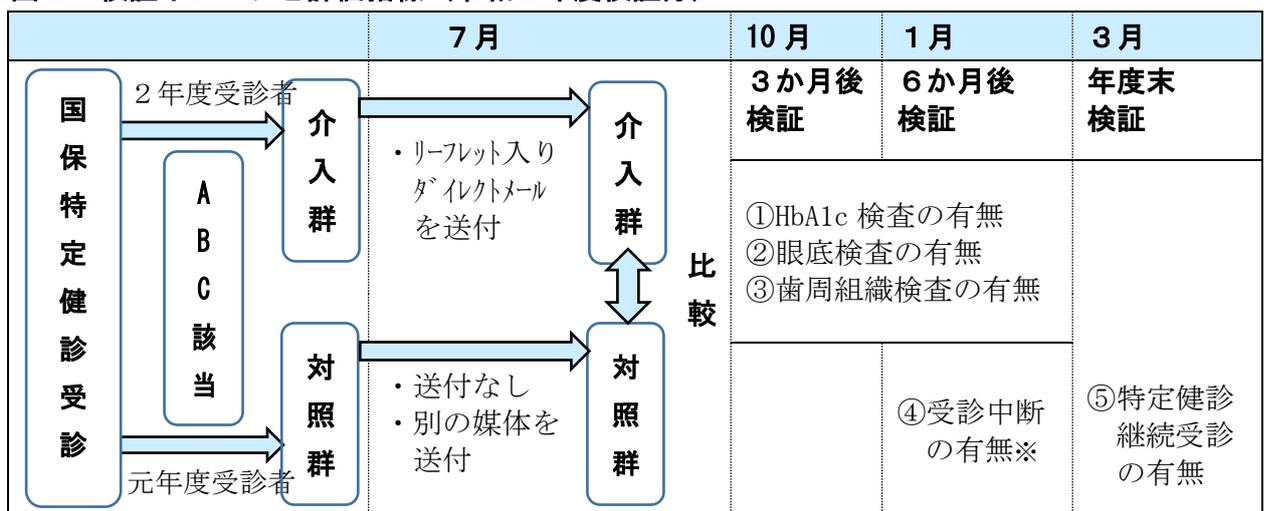
現在、次の A~C のすべてに該当した人を対象に、区福祉保健センターで実施する個別相談等の案内や特定健診の受診勧奨を目的としたダイレクトメールを送付しています。

(平成 30 年度に 3 区で開始。令和 2 年度は全区展開として約 5,000 人に送付。)

- A 前年度国保特定健診受診者で健診時年齢 39~73 歳
- B HbA1c6.4~6.9 で特定保健指導非該当者
- C 抽出時点(当該年度 6 月末)で国保加入者

令和 3 年度以降は、**図 2** のとおり、ダイレクトメール送付物の一つとして、検討した市民向けリーフレットも同封することで、糖尿病の重症化予防のための受診を勧奨し、その効果を測定します。令和 3 年度分の検証結果が判明する時期は、YoMDB のスケジュールの関係で、令和 4 年 12 月頃の予定です (医療局医療政策課の協力により実施)。

図 2 検証イメージと評価指標 (令和 3 年度検証分)



※④受診中断の有無：「介入前の 6 か月間には HbA1c の検査歴があるのに、介入後の 6 か月以内に HbA1c の検査歴がない人」とする。

評価指標	評価時点	リーフレット入りのダイレクトメールを受け取った「介入群」と「対照群」と比較の仮説
①HbA1c 検査の有無	3 か月後	特定健診又は保険診療で HbA1c 検査を受けた人が多い。
②眼底検査の有無	6 か月後	保険診療で眼底検査を受けた人が多い。
③歯周組織検査の有無		保険診療で歯周組織検査を受けた人が多い。
④受診中断の有無	6 か月後	ダイレクトメールを受け取った日より前の 6 か月間に HbA1c 検査を受け、その日より後の 6 か月間にも HbA1c 検査を受けた人が多い (受診中断が少ない)。
⑤特定健診継続受診の有無	年度末	年度内に、特定健診を受けた人が多い。



糖尿病の専門家が「今」、 あなたに伝えたい3つのこと

健診を受けたら、
「糖尿病の疑い」と
判定されました

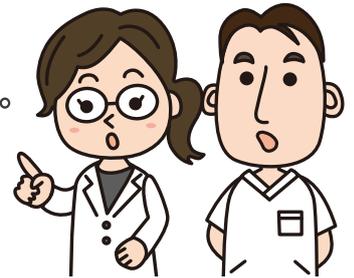


3年前から健診のたびに
「糖尿病の気がする」と指摘されていたけど、
痛くもかゆくもなかったので、
そのまま放置していたんだよな…
そういえば、親も糖尿病には気をつけていたな…
ひどくなる前に受診してみようかな…

**血糖値やヘモグロビン・エーワンシー※が高いあなたは、
糖尿病が重症化する危険があります。**

放置すると、手足の神経障害・視力低下・腎機能低下などの恐れがあります。
受診していない場合は、まずは内科か糖尿病内科を受診しましょう。

※ヘモグロビン・エーワンシー(HbA1c)とは、過去1~2か月の血糖値の平均的な状態を表すもの



「今」あなたに行ってほしい3つのこと

- 内科**か**糖尿病内科**を受診する
- 眼科**で**網膜症**の検査を受ける
- 歯科**で**歯周病**の検診を受ける

※すでに受診中の方は、主治医の指示に従って受診を続けましょう。

医療機関を
探したい方は
こちらへ

横浜市 医師会

(内科、糖尿病内科、眼科)



横浜市 歯科医師会

(歯科)



お薬のことは
薬剤師へ

横浜市 薬剤師会

(薬局)





糖尿病の本当の怖さは、

全身の血管と体の機能にダメージを与えること!

重要な血管の動脈硬化
心筋梗塞、脳梗塞

自覚症状がないからといって放置していると、動脈硬化が進行して、次のような合併症が重症化するリスクが高まります。

歯周病
歯肉からの出血
歯がグラグラする

糖尿病性神経障害
足の感覚が鈍る
潰瘍、切断

糖尿病網膜症
視力低下、失明

糖尿病性腎症
腎機能が低下し
人工透析



あなたらしい生活を続けるために

まずは

内科が糖尿病内科の
かかりつけ医を持つ



眼科で網膜症等の検査を定期的に行う

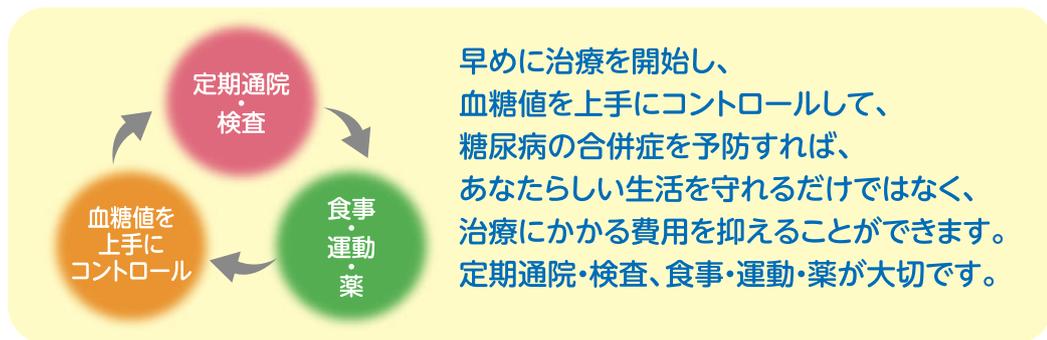
網膜症とは ~「まだ見えているから大丈夫」ではありません!~
視力が低下し、車の運転や調理などの日常生活に支障が生じます。
見えにくさを自覚した時には、元の視力に戻せない状態まで悪化していることが多いです。定期検査で早期発見しましょう。



歯科で歯周病のチェックを定期的に行う

糖尿病と歯周病の関係

歯周病は、糖尿病の単なる合併症ではありません。
歯周病を治療することによって
血糖値の改善につながった研究成果が、数多く報告されています。



食事については区役所の
管理栄養士にご相談ください

横浜市 健康づくり係



5 作業部会の開催状況及び委員名簿

(1) 開催状況

第1回作業部会：令和2年10月16日

第2回作業部会：令和2年12月18日

(別途、医療局主催の検討会において進捗報告)

(2) 委員名簿

団体名・所属名、役職、職種	氏名（敬称略）
神奈川県医師会 理事 いどがや内科・糖尿病内科クリニック院長（糖尿病専門医）	川田 剛裕
横浜市歯科医師会 専務理事 小杉歯科医院 院長（歯科医師）	小杉 禎久
横浜市薬剤師会 常務理事 株式会社リーフ薬局上白根 代表（薬剤師）	瀬戸 卓
横浜市医師会 常任理事 内藤外科胃腸科医院 院長（医師）	内藤 英二
済生会横浜市東部病院 看護部 師長 （糖尿病看護認定看護師）	檜原 直美
神奈川県栄養士会 副会長 いしかわ内科クリニック（管理栄養士）	長谷川 利希子
健康福祉局総務部 医務担当部長 保健医療医務監（医師）	五十嵐 吉光
健康福祉局健康安全部 保健事業課 事業推進担当課長（医師）	東 健一
保健事業課 担当部長（歯科医師）	佐藤 眞理代
保健事業課 担当係長（歯科医師）	中村 周平
健康福祉局高齢健康福祉部 地域包括ケア推進課 介護予防担当（保健師）	関堂 文代
健康福祉局生活福祉部 保険年金課 担当係長（保健師）	高橋 勇太
保険年金課 医療費適正化等担当（保健師）	小島 愛子
健康福祉局健康安全部 保健事業課 健康づくり担当（歯科衛生士）	高橋 あゆみ

オブザーバー

医療局疾病対策部 がん・疾病対策課 担当係長（保健師）	柴田 亜輝
がん・疾病対策課 担当（保健師）	横山 宏美

事務局

健康福祉局健康安全部 保健事業課 健康づくり担当課長（保健師）	室山 孝子
保健事業課 健康づくり担当係長（保健師）	矢島 陽子
保健事業課 健康づくり担当（保健師）	佐藤 里恵
保健事業課 健康づくり担当（栄養士）	石山 千珠

(令和2年12月現在)

横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及び パブリックコメントの実施について（依頼）

本市の総合的な依存症対策の推進に向け、「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」を令和 3 年度に策定予定です。策定に向け、素案のパブリックコメントを実施します。

1 計画の概要

(1) 目的

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有するために策定します。幅広い支援者がそれぞれの強みを生かした、包括的・重層的な支援体制を構築し、依存症者等の早期発見・早期支援や、多様なニーズに対応した支援の提供を目指します。

(2) 計画の位置づけ

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく計画で、本市が任意で策定します。

(3) 計画期間

5年間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）

2 計画の素案について

別紙 1 パブリックコメント用「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案概要版」に記載しています。

3 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間（予定）

令和 3 年 3 月 8 日（月）から令和 3 年 4 月 6 日（火）まで 30 日間

(2) 主な資料配布場所

区役所、市役所（市民情報センター）、横浜市こころの健康相談センター等へ配架します。また、本市ウェブサイトにも掲載します。

(3) 意見提出方法

回答フォーム、電子メール、配布する素案概要に添付のはがき、FAX 等で意見を受け付けます。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年	3 月～4 月	パブリックコメント実施
	9 月～10 月	計画の確定

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症などの回復支援に向けた
「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)(素案)(計画期間:令和3年度~令和7年度)
に対するパブリックコメントを実施しています。
(実施期間:令和3年3月8日~4月6日)

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)(素案)【概要版】

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・位置付け

<計画策定の趣旨>

- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

<計画策定の位置付け>

- 本計画は国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)において定められた、地域支援計画として策定するものです。
- 本計画は、国、神奈川県及び本市における関連計画との整合を図りながら策定しました。
- 本計画は、①「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」(以下「検討部会」という。)での議論、②「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論、③関係機関等に対する各種調査といった取組を通じ、幅広い意見を取り入れながら策定を進めました。

<計画の期間>

- 本計画の計画期間は、令和3年度~令和7年度の5年間とします。

<計画の対象>

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

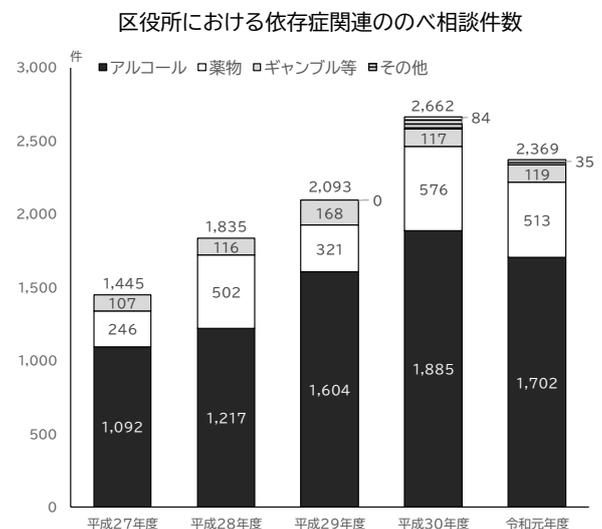
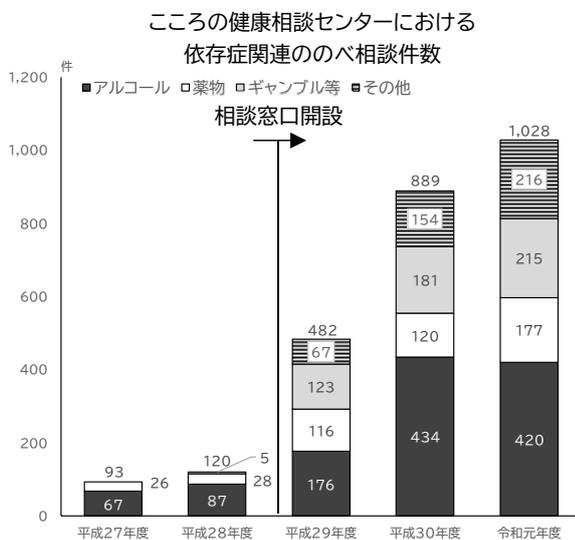
2 用語の定義

- 本計画では、以下のように用語の定義を行いました。

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態である ● 国際疾病分類(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は様々であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

1 本市の依存症に関する状況

- 平成30年度に実施された厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています^(※1)。
- 令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの調査結果によると、生涯で1度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうち何れかの薬物)の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています^(※2)。
- 本市が令和元年12月～令和2年3月にかけて実施した調査の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています^(※3)。
- 本市における依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等・その他)に関する相談件数をみると、令和元年度には、こころの健康相談センターでのべ1,028件、区役所でのべ2,369件の相談を受け付けています^(※4)。



- (※1)「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成30年度報告書)
- (※2)国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(令和元年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 分担研究報告書)
- (※3)横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
- (※4)出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

①身近な支援者

- 本市では、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区役所の生活支援課など、依存症の本人等の一次相談窓口となる身近な支援者が活動しています。
- 身近な支援者における相談では、アルコールをはじめとする依存症の問題が含まれることは珍しくない状況にあり、こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

②専門的な医療機関

- 神奈川県とともに選定している専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あり、依存症の治療、合併する精神疾患への対応、障害福祉サービス等と連携した支援などが行われています。

③民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④行政(こころの健康相談センター等)

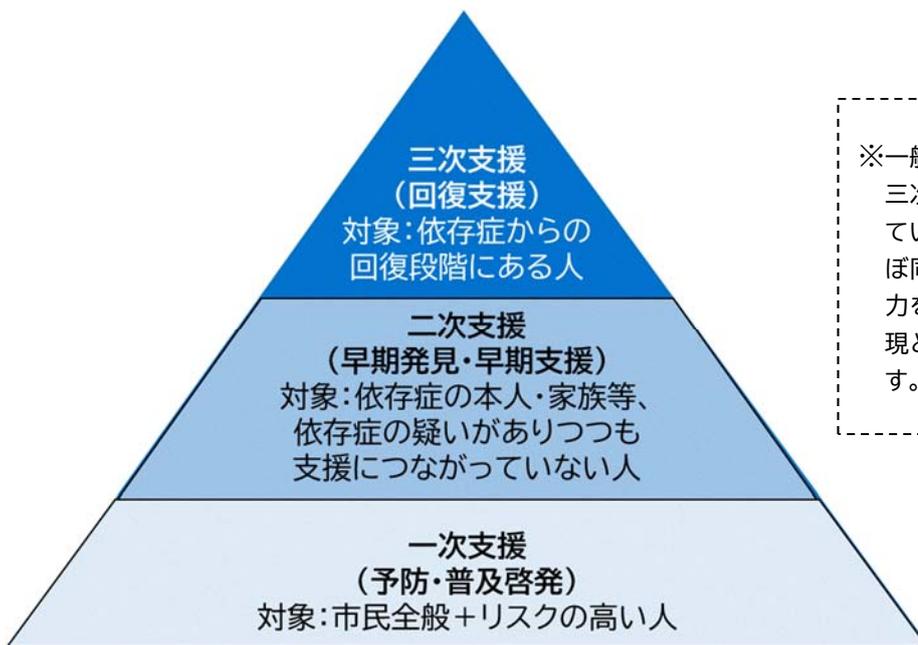
- 本市では、実施要綱に基づく依存症相談拠点である「こころの健康相談センター」と区役所の精神保健福祉相談を中心に、関係機関と連携をしながら相談対応や支援施策を展開しています。

3 計画課題の整理

- 本計画の策定にあたって、検討部会や連携会議での議論、各種調査等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

- 一次支援: 依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援: 依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につなげていない人、他の支援を受けている人で依存症を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援: 依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。



※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

本市における依存症対策にかかる課題

フェーズ	課題
一次支援にかかる課題	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援にかかる課題	④ 依存症の本人やその家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援にかかる課題	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

1 基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

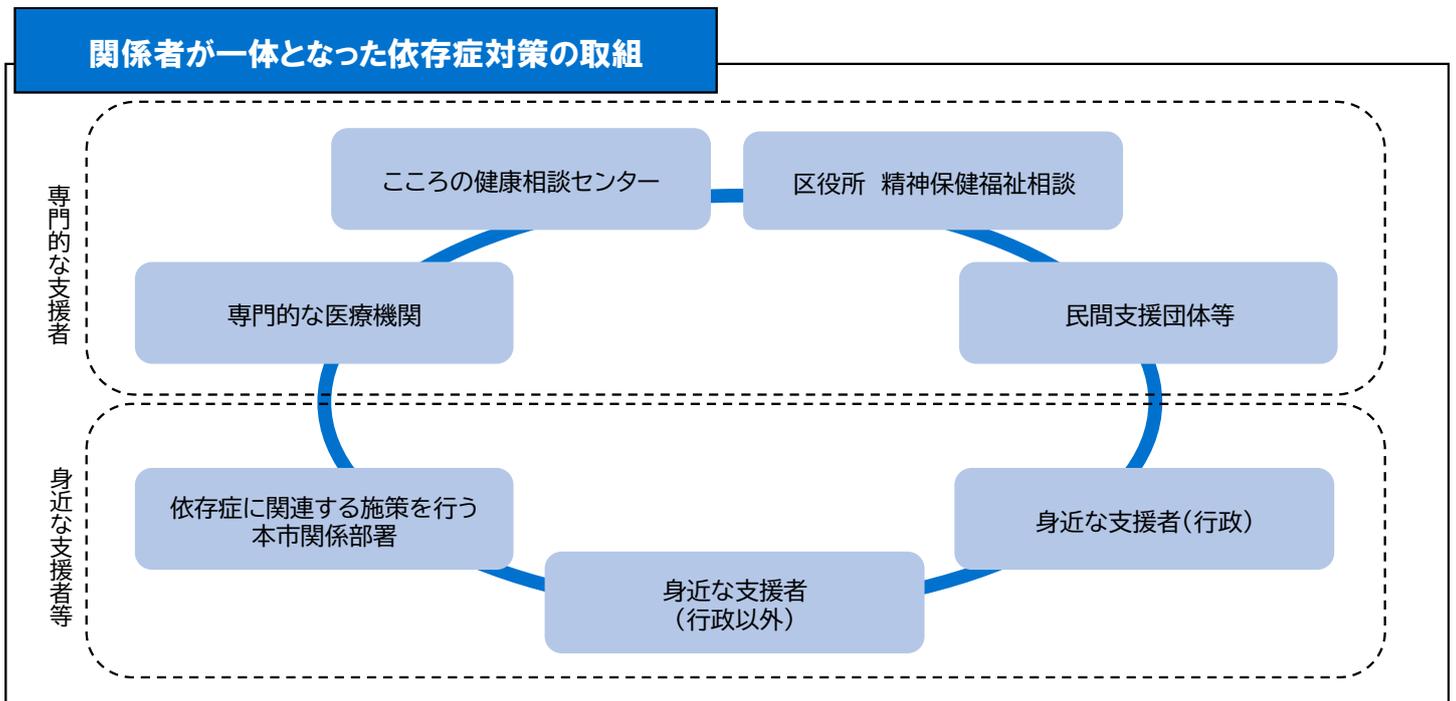
【基本方針】

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向け、こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者などの関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制



- 第2章で導出した12の課題に対応するため、6つの重点施策を設定しました。各重点施策の内容と主な施策は以下の通りです。

1 一次支援にかかる重点施策

重点施策1 予防に資する普及啓発

【様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開】

【施策の一例】

【若年層への啓発・依存症予防の知識の提供】

- 児童・生徒を対象としたパンフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報教育・啓発を実施
- ゲーム障害に関して、正しい理解と適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施

【身近な支援者等による啓発】

- ライフステージの中で直面した問題を起因として依存症となることを防止するため、身近な支援者における依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施

【多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組】

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの普及啓発の中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施

【薬物乱用防止への取組】

- 現在実施している不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進

【高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育】

- 平成30年に公示された高等学校の学習指導要領及び高等学校学習指導要領解説の内容を踏まえ、高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施



重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進】

【施策の一例】

【依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発】

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、また、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催

本市 依存症対策ホームページ



重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

【施策の一例】

【依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発】

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるができるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施

【家族等向けの啓発】

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施
- 家族等からの一次相談に基づき早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を推進

【インターネットを活用した情報提供】

- Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

【依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議による支援情報の収集と共有等】

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした連携会議を定期的に開催

【支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施】

- 区役所関係各課や身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進

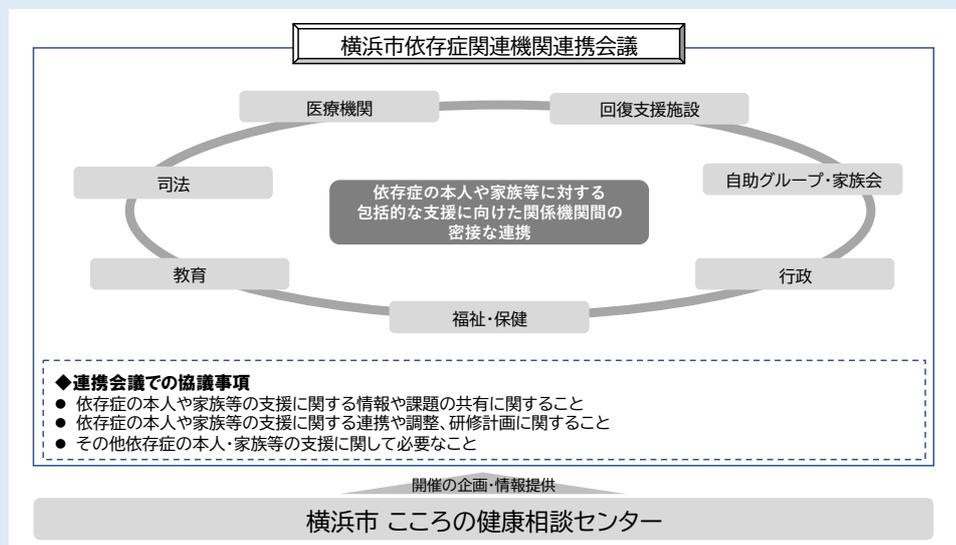
【区役所の関係各課が連携した相談等への対応】

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症の理解の向上と相談対応力の強化を推進
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と状況共有や連携した対応を実施

【内科等での気付きとつなぎ】

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討
- 依存症の本人等が内科を受診した際に、医師などが依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等向けに依存症にかかる情報提供や研修などを開催

横浜市依存症関連機関連携会議 体制



重点施策 5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした安定的な支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

【施策の一例】

【回復プログラム・家族教室の実施】

- こころの健康相談センターにおいて、依存症の再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症を学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施



【民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援】

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施

【民間支援団体等への活動支援】

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施

【スタッフの人材育成・セルフケアのための取組】

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き(バーンアウト)」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催や施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援

重点施策 6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議によるサポート体制の構築】

- 連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域で回復し続けられる支援体制の構築を目指す

【回復や支援に関する情報共有】

- 支援の質の向上と回復プロセスの周知に向け、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民へ周知を実施

【更生保護と一体となったサポート】

- 薬物等に関連する犯罪をした人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を推進

「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)(素案) についての意見記入用紙

「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)(素案)に対する御意見を御記入ください。

御意見をいただく章番号(あてはまるものに○)	1. 第1章について 2. 第2章について 3. 第3章について 4. 第4章について 5. 第5章について 6. 計画全般について
御意見の内容をご記入ください(自由記述)	

御記入いただき、ありがとうございました。

◆本概要版の内容及び

パブリックコメントに関するお問い合わせ先
 横浜市健康福祉局精神保健福祉課
 〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階
 電話：045-662-3554 FAX：045-662-3525
 E-mail：kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

2 計画の進行管理

- 本計画では、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- また、重点施策ごとに指標を設け、計画の進捗状況を点検します。指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

【関係主体に期待される役割】

- ◆ 身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)
依存症に関する情報収集、依存症問題への気付きと専門的な支援へのつなぎ、依存症周辺問題への対応など
- ◆ 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など
- ◆ 専門的な医療機関
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など
- ◆ 依存症関連施策の実施者としての行政(こころの健康相談センター、健康福祉局精神保健福祉課、区役所 精神保健福祉相談)
依存症に関する情報収集、支援施策の企画・立案、依存症啓発の担い手など

郵便はがき

231-8790

005

横浜市中区本町2-22
京阪横浜ビル 10階

横浜市健康福祉局
精神保健福祉課 行

「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)(素案)
への御意見をお寄せください

募集期間:令和3年3月8日から
令和3年4月6日まで

御意見は、以下のいずれかの方法でお寄せください。

①電子申請回答フォーム
(推奨)

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?acs=izonsyoplanpubcom>



②メール

kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

③郵送

左記はがき(切手不要)

④FAX

045-662-3525

よろしければ、あなたの情報を御記入ください

■お住まい(あてはまるものに○をしてください)

横浜市内 横浜市外

■年代(あてはまるものに○をしてください)

20歳未満 20～39歳 40～64歳
65～74歳 75歳以上

<御留意いただきたい点>

- いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- いただいた御意見は公開する可能性がありますので、御承知おきください。
- 御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本素案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）の着工等について

令和2年度第1回横浜市保健医療協議会において報告しました「こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）」の進捗について、施工業者が決定し、着工の運びとなりました。また、横浜銀行様から横浜こどもホスピス整備運営事業者に対し、設立支援金のご寄付をいただきましたことについて、ご報告します。

1 施工者

- (1) 工事施工者：大洋建設株式会社
横浜市戸塚区戸塚町 157
- (2) 工事監理者：株式会社岡田新一設計事務所
東京都文京区春日 1-10-1
- (3) 発注者：認定NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクト
横浜市中区北仲通 3-33 関内フューチャーセンター

2 今後の予定スケジュール

- 令和3年1月12日 着工（1月6日から現場事務所設置等の事前準備を開始）
令和3年8月31日 竣工
令和3年11月前後 開所

3 施設の名称

「横浜こどもホスピス うみとそらのおうち」

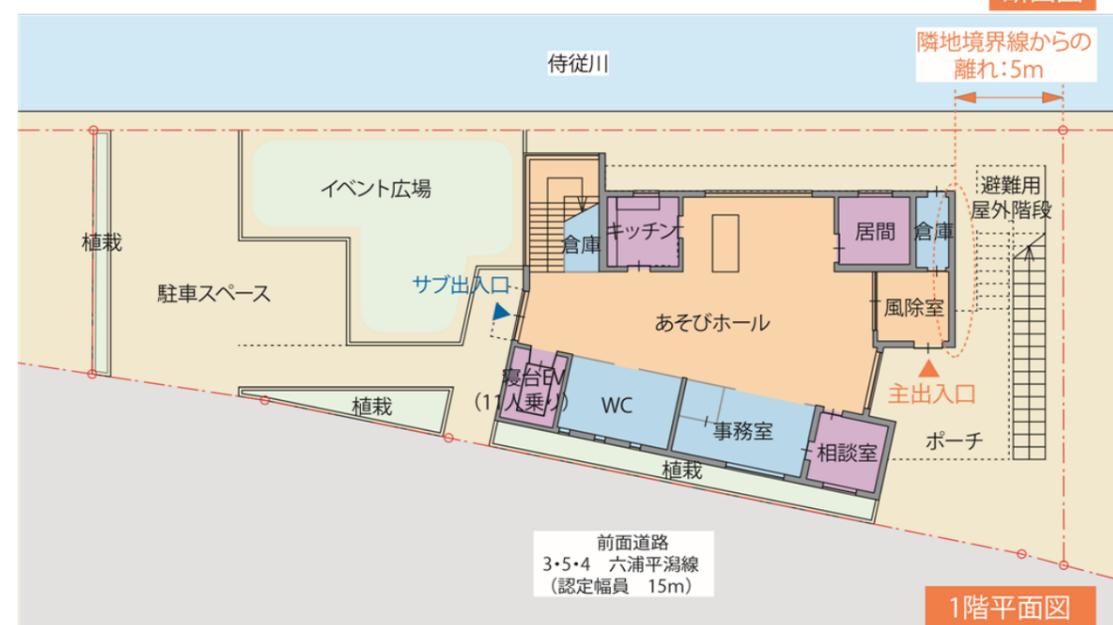
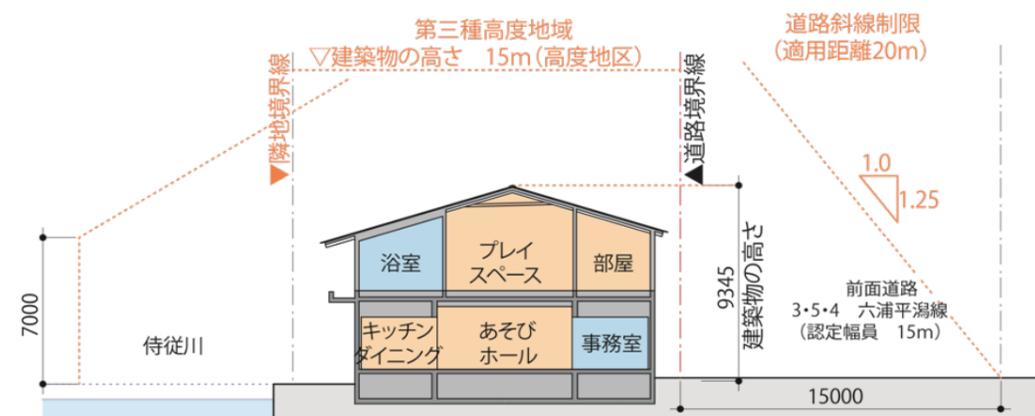
◎施設名称に込めた想い

「横浜こどもホスピス うみとそらのおうち」は、重い病気の子どもと家族が病気を忘れてリラックスして過ごせる「おうち」です。白い天井の代わりに、青い空を。蛍光灯の代わりに、お日様を感じながら、家族で一緒におしゃべりしたり、遊んだり、海を感じる大きなお風呂に入ったり、家族で楽しい思い出を沢山作ってほしい。そのような願いを込めて名付けました。

イメージパース



横浜市保健医療協議会資料
令和3年2月22日
医療局医療政策課



建物の概要

用途：こどもホスピス
敷地面積：727.65㎡
建築面積：337.90㎡
延床面積：499.79㎡
建築物の高さ：9.345m
構造：鉄筋コンクリート造一部木造
階数：地上2階



横浜銀行様から「横浜こどもホスピス」へご寄附いただきます

横浜市では、^{いのち}生命を脅かす病気の子どもや家族が社会から孤立しないよう、地域に開かれ、支えられる施設として、こどもホスピスの整備に民間事業者と共に取り組んでいます。

この度、**横浜銀行様から、地域貢献活動の一環として、整備運営事業者である特定非営利活動法人「横浜こどもホスピスプロジェクト」へ横浜こどもホスピス設立支援金 1,000万円をご寄附いただくことになりました。**

本市では、こどもホスピスの整備にあたって、市有地の無償貸与や事業費の一部補助を行っておりますが、更なる整備・運営費用の確保が課題となっています。

活動趣旨がより多くの方々に賛同され、支援の輪が一層広がるよう、引き続き、普及啓発活動を進めていきます。(※当該寄附に関する詳細は、別紙「横浜銀行プレスリリース資料『横浜こどもホスピスプロジェクト』への寄付について」をご参照ください。)

【参考：こどもホスピスについて】

◆施設名

横浜こどもホスピス うみとそらのおうち

(所在地：横浜市金沢区六浦東一丁目 4853-3 (旧横浜市立大学男子学生寮跡地))

◆主な活動内容(予定)

- ・利用者個々の病気・障害の度合いや希望に沿った遊びや学びの日中活動プログラムを提供(看護師や保育士などが作成)
- ・利用者やその家族同士の交流や季節のイベント等の実施
- ・地域の皆様や一般の方を対象とした「こどもホスピス」及び「小児医療」に関する講演会、ミニコンサートや季節のイベントの開催、地域行事への参加、ボランティア活動等

◆開所予定

令和3年秋頃

◆横浜市の支援

- ・市有地(約730㎡)の30年間無償貸付
- ・開所後当初5年間の事業費の一部補助(年間500万円を上限)

イメージパース



お問合せ先

医療局医療政策課長 山本 憲司 Tel 045-671-2438

「横浜こどもホスピスプロジェクト」への寄付について

コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（代表取締役頭取 大矢 恭好）は、「横浜こどもホスピス うみとそらのおうち」の設立支援を目的に、NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクト（代表理事 田川 尚登）への寄付をおこないますので、お知らせします。

こどもホスピスとは、生命を脅かす病気や障がいのあるこどもとその家族に対し、さまざまな領域の専門家が監修する安心・安全・快適な環境のもとで遊びや学びの機会を提供し、生活の質を向上させることを目的とする施設です。欧米では一般的な施設として普及している一方で、日本では対象となるこどもが約2万人いると言われているにもかかわらず、こどもホスピスはほとんど普及していません。

横浜こどもホスピスプロジェクトは、2021年秋のこどもホスピス開所に向けて横浜市や神奈川県などと連携し（※）、準備を進めています。病院に併設しないこどもホスピスとしては国内2例目となります。当行はグループの浜銀総合研究所とともに、その活動を支援してきましたが、このたび、当行創立100周年記念事業と位置づけ、本施設の設立支援のために1,000万円を寄付します。開所後の運営にあたっては、医療機関や教育機関等のほか、地域の住民や企業の方々と連携・協力し、地域全体で支えていきます。

横浜銀行は、今後も自治体と連携して、こどもたちが安心して暮らせるまちづくりに取り組むとともに、地域のさらなる発展に貢献していきます。

（※）横浜市は、市有地を30年間無償貸付し、当初5年間は事業費の一部として、年間500万円を上限に補助します。神奈川県は、「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業負担金を交付しています。

【事業概要】

運 営 事 業 者	NPO 法人横浜こどもホスピスプロジェクト
施 設 名 称	横浜こどもホスピス うみとそらのおうち
建 設 予 定 地	横浜市金沢区六浦東一丁目 4853-3（旧横浜市立大学男子学生寮跡地）
事 業 内 容	日中平均2組の家族を受け入れ、日中の遊びや学びの支援・相談支援サービスを提供。

以上





令 和 3 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎える中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、引き続き、市民の安心・安全確保に向け、各種対策を講じていく必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していきます。

＜令和3年度の6つの柱＞

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 2 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 3 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 4 障害者福祉の充実
- 5 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 6 参加と協働による地域福祉保健の推進

＜主な取組＞

「新型コロナウイルス感染症対策の実施」 市民の安心・安全を確保するため、ワクチン接種について、高齢者から優先して実施するとともに、コールセンターの運営やY-A-E-I-Tによる予防対策指導等の感染予防や拡大防止に向けた取組を実施します。また、帰国者・接触者外来の設置・運営等の診療・検査体制の充実を図ります。さらに、福祉施設に対する事業継続にかかる支援等を実施するほか、生活にお困りの方や悩みを抱えている方等に対する相談支援を行います。

「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」 健康寿命の延伸を目指し、歯科口腔保健や健康格差の解消に向けた取組を拡充します。健康なライフスタイルの浸透を図るため、健康経営の普及やウォーキングポイント事業を進めます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に備えた健康危機管理対策を進めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、鶴見区において新たな斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

「地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加」 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の取組を推進します。元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加を通じた生きがいづくりを進めます。また、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、敬老特別乗車証のIC化等に向けた新たなシステムの構築を進めます。

「障害者福祉の充実」 障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第4期横浜市障害者プランの取組を推進します。また、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定し、アルコール、薬物、ギャンブル等の総合的な対策を一層進めます。さらに、重度障害者への自動車燃料費助成を新たに開始するほか、タクシー料金助成の対象を、65歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡大します。

「暮らしを支えるセーフティネットの確保」 様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、包括的な支援の取組を進めます。また、いわゆる「8050問題」への対応を進めるため、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族に対する支援をより充実させていきます。さらに、小児医療費助成について、1、2歳児の所得制限を無くし、一層充実を図ります。

「参加と協働による地域福祉保健の推進」 第4期横浜市地域福祉保健計画を引き続き推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりや身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組んでいきます。また、地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザの運営、未整備地区での整備に取り組みます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	2年度	3年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款					
健康福祉費	335,761,496	377,369,898	41,608,402	12.4	
1項					
社会福祉費	44,719,948	45,227,742	507,794	1.1	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	117,404,031	119,872,083	2,468,052	2.1	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	11,747,499	13,549,889	1,802,390	15.3	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	129,439,389	131,686,416	2,247,027	1.7	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	6,005,648	9,713,764	3,708,116	61.7	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	23,242,192	54,270,844	31,028,652	133.5	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	3,202,789	3,049,160	△ 153,629	△ 4.8	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	
1項					
特別会計繰出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	454,342,959	499,362,072	45,019,113	9.9	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	316,367,401	317,512,526	1,145,125	0.4
介護保険事業費会計	293,142,471	314,310,106	21,167,635	7.2
後期高齢者医療事業費会計	82,424,114	84,453,843	2,029,729	2.5
公害被害者救済事業費会計	37,775	37,952	177	0.5
新墓園事業費会計	1,692,461	1,644,296	△ 48,165	△ 2.8
特別会計計	693,664,222	717,958,723	24,294,501	3.5

健康福祉局一般会計予算の財源

	2年度	3年度
特定財源	(43.6)	(46.8)
一般財源	197,868,915	233,790,161
合	(56.4)	(53.2)
計	256,474,044	265,571,911
合	(100)	(100)
計	454,342,959	499,362,072

() 内は構成比

目 次

・	令和3年度健康福祉局予算案の考え方	1
・	令和3年度健康福祉局予算案総括表	2
<hr/>		
I	新型コロナウイルス感染症への対策の実施	4
・	新型コロナウイルス感染症対策に関する 予算案の考え方	3 感染拡大防止に向けた取組 4 施設の事業継続に向けた取組
1	診療・検査体制の充実	5 生活にお困りの方への支援
2	不安・負担の軽減	
<hr/>		
II	地域福祉保健の推進	10
6	地域福祉保健計画推進事業等	8 地域ケアプラザ整備・運営事業
7	権利擁護事業	9 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等
<hr/>		
III	高齢者保健福祉の推進	14
・	介護保険制度関連事業の概要	14 介護保険外サービス
・	横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	15 認知症施策の推進
10	介護保険事業	16 高齢者の社会参加促進
11	(地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	17 介護人材支援事業 18 低所得者の利用者負担助成事業
12	(地域支援事業) 包括的支援事業	19 地域密着型サービス推進事業
13	(地域支援事業) 任意事業	20 施設や住まいの整備等の推進
<hr/>		
IV	障害者施策の推進	24
・	障害福祉主要事業の概要	28 障害者の就労支援
21	障害者の地域生活支援等	29 障害者のスポーツ・文化
22	障害者の地域支援の拠点	30 障害者差別解消・障害理解の推進
23	障害者の相談支援	31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
24	障害者の移動支援	32 こころの健康対策
25	障害者支援施設等自立支援給付費	33 依存症対策事業
26	障害者グループホーム設置運営事業	34 精神科救急医療対策事業
27	障害者施設の整備	
<hr/>		
V	生活基盤の安定と自立の支援	33
35	生活保護・生活困窮者 自立支援事業等	37 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
36	援護対策事業	38 後期高齢者医療事業
・	いわゆる「8050問題」とは	39 国民健康保険事業
<hr/>		
VI	健康で安全・安心な暮らしの支援	37
40	市民の健康づくりの推進	46 食の安全確保事業
41	がん検診事業	47 快適な生活環境の確保事業
42	予防接種事業	48 動物の愛護及び保護管理事業
43	感染症・食中毒対策事業等	49 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
44	衛生研究所運営事業	50 斎場・墓地管理運営事業
45	医療安全の推進	
<hr/>		
・	外郭団体関連予算案一覧	45

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
 ※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を基本的な考え方とし、様々な取組を実施していきます。

<新型コロナウイルス対策に対する基本的な考え方>

◆感染予防・拡大防止の推進

安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に対して接種します。また、広報や研修など、様々な手段を通じて予防に関する知識を啓発するとともに、ICTの活用など接触機会の減少に向けた取組などにより感染予防を推進します。そして、Y-AEITの予防対策実地指導、保健所の体制強化による疫学調査、高齢者施設新規入所者を対象としたPCR検査費助成により、感染拡大防止を進めます。

◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、各福祉事業者における福祉サービス提供の継続に向けた支援などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対するセーフティネットを拡充します。また、自殺対策に関しては、相談機会の増加を図り不安の軽減につなげます。

- ・一時的な生活場所の確保
- ・一時的な宿泊場所の確保

- ・傷病手当金の支給
- ・住居確保給付金の給付 等

暮らし・生活
の安心確保

感染予防・
拡大防止の
推進

感染時の
支援体制の
充実

- ・ワクチンの接種
- ・広報・研修による予防啓発
- ・接触機会の減少に向けた取組
- ・コールセンター24時間対応 等

- ・診療体制の確保
- ・検査体制の充実
- ・医療費等の負担
- ・福祉サービス事業所の継続支援 等

新型コロナウイルス感染症対策の概要

新型コロナウイルス関連予算 332億7,101万円

1 診療・検査体制の充実（6、7ページ）29億7,558万円

診療体制の確保支援 11億7,470万円

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営
- ・休日、夜間における診療体制の強化

医療機関等への受入支援 4億4,745万円

- ・患者受入医療機関支援事業
- ・帰国者・接触者外来支援事業
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業
- ・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

検査体制の充実 13億5,343万円

- ・Y-AEITによる検体採取
- ・簡易検体採取所の設置・運営
- ・高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業

2 不安・負担の軽減（7ページ）22億937万円

安心の確保・不安の軽減 4億6,018万円

- ・コールセンター運営

医療費等の負担 17億2,211万円

- ・行政検査公費負担事業
- ・医療費公費負担事業

一時的な生活場所の確保 2,708万円

- ・緊急ショートステイ事業（専用ベッド確保費、新型コロナウイルス対応助成費）
- ・生活支援ショートステイ事業（新型コロナウイルス対応助成費）

3 感染拡大防止に向けた取組（8ページ）257億5,921万円

新型コロナウイルスワクチン接種事業 250億2,700万円

広報・研修による予防の啓発 4,302万円

- ・広報啓発事業
- ・Y-AEITによる実地対応
- ・感染症予防啓発事業等

接触機会の減少に向けた取組 3,824万円

- ・特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業
- ・ICT導入モデル事業
- ・食の安全強化対策事業等
（給食施設等の衛生講習eラーニング教材作成）
- ・要介護認定等事務費
（介護認定適正化研修のオンライン受講化）
- ・地域ケアプラザ運営事業等
（コーディネーター研修の動画配信）

保健所体制の強化・療養環境の整備 6億5,095万円

4 施設の事業継続に向けた取組（9ページ）3億2,101万円

運営に係る経費の支援 3億1,577万円

- ・介護サービス継続支援事業
- ・障害福祉サービス継続支援事業
- ・障害者就労支援事業

施設間の応援体制の確立・支援 524万円

- ・新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業

5 生活にお困りの方への支援（9ページ）20億584万円

生活の支援に係る給付 19億6,250万円

- ・住居確保給付金の給付
- ・国民健康保険傷病手当金の支給

一時的な宿泊場所の確保 662万円

- ・ホームレス等自立支援事業
（「はまかぜ」入所時に発熱等体調不良である者の一時的な宿泊場所確保）

不安の軽減 3,672万円

- ・自殺対策事業
（インターネットを活用した情報提供・相談支援事業）

1	診療・検査体制の充	<p>事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。</p> <p>また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行うことで、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。</p> <p>1 診療体制の確保支援 11億7,470万円</p> <p>(1) 帰国者・接触者外来の設置・運営 10億4,194万円</p> <p><u>帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要となる仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。</u></p> <p>また、患者移送用車両を確保し、配車センターを設置することで円滑な受診調整を行います。</p> <p>(2) 休日、夜間における診療体制の強化 1億3,276万円</p> <p>多くの医療機関が休診する休日や夜間でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所及び夜間急病センターで、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。</p>								
本 年 度	29億7,558万円									
本年度の財源内訳	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 779 373 857">国</td> <td data-bbox="373 779 609 857">6億293万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 857 373 936">県</td> <td data-bbox="373 857 609 936">2億1,182万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 936 373 1014">その他</td> <td data-bbox="373 936 609 1014">5,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1014 373 1093">市 費</td> <td data-bbox="373 1014 609 1093">21億1,083万円</td> </tr> </table>	国	6億293万円	県	2億1,182万円	その他	5,000万円	市 費	21億1,083万円	
国	6億293万円									
県	2億1,182万円									
その他	5,000万円									
市 費	21億1,083万円									
<p>2 医療機関等への受入支援 4億4,745万円</p> <p>(1) 患者受入医療機関支援事業 3億3,126万円</p> <p>より多くの市民が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、行政と連携して積極的に検査を実施した医療機関に対し、検査実績に応じて支援金を支給します。</p> <p>(2) 帰国者・接触者外来支援事業 1億円</p> <p>帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業 684万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応を行っている医療機関において、新型コロナウイルス感染症の認知症患者を受け入れた日数に応じた協力金を支給します。</p> <p>(4) 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業 935万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。</p>										

3 検査体制の充実

13億5,343万円

(1) Y-AEITによる検体採取

7億7,012万円

クラスタの発生防止、早期収束を図るため、医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスタ予防・対策チーム(Y-AEIT) (※)が現地に出動し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くPCR検査を実施します。

※医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、感染経路の究明や感染拡大防止のための指導等を行う。医師、保健師、保健所職員等で構成。

(2) 簡易検体採取所の設置・運営

3億7,935万円

医師の診断により新型コロナウイルス感染症が疑われた方が円滑に検査を受けられるよう、いわゆるドライブスルー型の簡易検体採取所を設置します。また、採取した検体について、民間検査機関に検査を委託します。

(3) 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業

2億396万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望により検査を行う場合に、その費用を助成します。

2	不安・負担の軽減		事業内容 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。 1 安心の確保・不安の軽減 4億6,018万円 コールセンター運営 <u>市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</u> 2 医療費等の負担 17億2,211万円 (1) 行政検査公費負担事業 14億8,193万円 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担に相当する金額について公費で負担します。 (2) 医療費公費負担事業 2億4,018万円 入院勧告に基づいて医療機関に入院した患者に対し治療に必要な費用を公費で負担します。 3 一時的な生活場所の確保 2,708万円 (1) 緊急ショートステイ事業 2,613万円 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定者の緊急受け入れ枠を介護施設に確保し「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。 (2) 生活支援ショートステイ事業 95万円 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定非該当者を受け入れた養護老人ホームに「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。
	本年度	22億937万円	
本年度の財源内訳	国	9億2,021万円	
	県	4億6,017万円	
	その他	24万円	
	市費	8億2,875万円	

3	感染拡大防止に向けた取組	事業内容 安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に接種します。 また、研修の実施やリーフレット等での広報により市民に対して新型コロナウイルス感染症に関する知識や予防に向けての理解促進を図ります。 そして、Y-AEITによる高齢者施設や障害者施設等を対象とした実地での予防対策指導や、保健所の疫学調査により感染拡大防止を推進します。	
本 年 度		257億5,921万円	
本年度の財源内訳	国	250億4,519万円	
	県	2億8,072万円	
	その他	86万円	
	市 費	4億3,244万円	
1 新型コロナウイルスワクチン接種事業		250億2,700万円	
<u>コールセンターの設置、個別通知による接種勧奨、人員及び会場の確保等により、安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、市民に対して新型コロナウイルスワクチンを接種します。</u>			
2 広報・研修による予防の啓発		4,302万円	
(1) 広報啓発事業		511万円	
<u>感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発の取組を拡充します。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。</u>			
(2) Y-AEITによる実地対応		3,330万円	
<u>Y-AEITが平時から医療機関や高齢者施設等に出向き、基本的予防策や見落としやすい消毒場所の確認、ゾーニングに関する助言など予防対策を実施します。</u>			
(3) 感染症予防啓発事業等		461万円	
<u>介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等において感染症の発生を防止するとともに、発生時にも適切な対応ができるよう、感染症予防の啓発リーフレットを作成するほか、事業所向け研修等を実施します。</u>			
3 接触機会の減少に向けた取組		3,824万円	
(1) ICT活用の促進・支援		2,300万円	
特別養護老人ホームや障害福祉サービス事業所等において、接触による感染を防止するために、オンライン面会やインターネットを活用した研修及び会議等の実施の促進を図るために必要な機器を導入するための経費を助成します。			
(2) オンライン等による研修の実施		1,524万円	
密閉された空間に大勢の参加者が集う一部の集合型研修について、オンラインやeラーニング等の非接触型の手法を導入することで、接触による集団感染を防止します。			
4 保健所体制の強化・療養環境の整備		6億5,095万円	
<u>疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。また、自宅や宿泊療養施設で安心して療養できるよう、日々の健康観察などに必要な体制を整えます。</u>			

4	施設の事業継続に向けた取組		事業内容 <u>介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等がサービス等を継続して提供できるよう必要経費を助成するとともに、施設間の応援体制の確立を支援します。</u> 1 運営に係る経費の支援 3億1,577万円 (1) 介護サービス継続支援事業 2億477万円 新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護施設・事業所等が、介護サービスを継続して提供するために必要な感染対策等の経費を助成します。 (2) 障害福祉サービス継続支援事業 1億1,000万円 利用者や職員に感染者が発生した場合等に、サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費について、補助金を交付します。 (3) 障害者就労支援事業 100万円 雇用及び経営の安定化を図るため、ふれあいショップの店舗継続に要する経費に対し、補助金を交付します。 2 施設間の応援体制の確立・支援 524万円 新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業 新型コロナウイルス感染症及び自然災害が発生し、応援が必要になった高齢者施設等に職員を派遣した場合に、協力金を助成します。
	本年度	3億2,101万円	
本年度の財源内訳	国	2億3,652万円	
	県	—	
	その他	1万円	
	市費	8,448万円	

5	生活にお困りの方への支援		事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付等の支援を実施します。また、相談体制の強化により、不安の軽減に向けた支援を実施します。 1 生活の支援に係る給付 19億6,250万円 (1) 住居確保給付金の給付 19億4,050万円 <u>生活にお困りの方に対し、家賃相当分を支給するとともに就労に向けた支援等を行います。</u> また、生活支援に向けた相談体制を強化します。 (2) 国民健康保険傷病手当金の支給 2,200万円 国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。 2 一時的な宿泊場所の確保 662万円 ホームレス等自立支援事業 横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」での感染拡大防止を図るため、入所時に体調不良となっている方の一時的な宿泊場所を確保します。 3 不安の軽減 3,672万円 自殺対策事業 <u>インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。</u>
	本年度	20億584万円	
本年度の財源内訳	国	14億5,979万円	
	県	4,648万円	
	その他	35万円	
	市費	4億9,922万円	

II 地域福祉保健の推進

6	地域福祉保健計画推進事業等		<p>事業内容 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 1,360万円 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、元年度から5年度を計画期間とする第4期横浜市地域福祉保健計画を推進します。 また、3年度から7年度を計画期間とする第4期区地域福祉保健計画の策定及び推進を支援します。</p> <p>2 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3億4,936万円 民生委員・児童委員の活動をより一層支援するため、<u>個人活動費の一人当たりの単価を増額します。</u> あわせて、民生委員活動の周知や活動を支援する取組を検討・実施します。</p>
本 年 度	4億7,386万円		
前 年 度	4億5,452万円		
差 引	1,934万円		
本年度の財源内訳	国	1,771万円	
	県	—	
	その他	9万円	
	市 費	4億5,606万円	
<p>3 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業【中期】 2,714万円 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報（名簿）を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。 また、各区の実情に応じて、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者の個人情報（名簿）も民生委員及び地域包括支援センターへ提供します。</p>			
<p>4 地域の見守りネットワーク構築支援事業 603万円 地域の見守り体制を構築するため、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。</p>			
<p>5 災害時要援護者支援事業【中期】 5,394万円 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。 地域による個別支援などの取組をまとめた事例集を活用し、地域向けに情報提供や研修等を行い、周知を図るとともに、自助・共助の支援を推進します。</p>			
<p>6 ごみ問題を抱えている人への支援事業【中期】 2,379万円 いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組めます。</p>			

7	権 利 擁 護 事 業	事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。	
本 年 度	5 億6,979万円	1 横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】 2 億7,258万円 生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害のある方を支援する事業を補助します。 成年後見制度の利用を促進し、相談支援機関としての役割を發揮できるよう、区社会福祉協議会あんしんセンターの体制を強化します。	
前 年 度	5 億6,941万円	2 中核機関運営事業 5,162万円 地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と市協議会を運営します。 市協議会は、弁護士を始めとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民に広く認知されていないこと等、区域を超えた市域の課題を検討します。 市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。	
差 引	38万円	3 市民後見人養成・活動支援事業 4,839万円 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大により2年度の実施を見送った、第5期養成課程を実施します。	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億9,116万円	4 成年後見制度利用促進事業【中期】 1,391万円 (1) 成年後見サポートネット 地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。 併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。 (2) 親族調査事務委託 権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。
	県	4,859万円	
	その他	3,175万円	
	市 費	2 億9,829万円	
		5 成年後見制度利用支援事業 1 億8,329万円 成年後見制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。 なお、申立費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。	

8	地域ケアプラザ 整備・運営事業	
本 年 度	37億2,416万円	
前 年 度	31億6,440万円	
差 引	5億5,976万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—
	県	—
	その他	4,352万円
	市 費	36億8,064万円

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。(18ページ：12番参照)

事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

1 整備事業【中期】 7億3,218万円

地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り5か所の整備を進めます。

(整備計画数：146か所

令和6年度の港南区 丸山台(仮称)で整備完了)

	所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定
1	都筑区	都田	工事	4年2月	4年4月
2	栄区	本郷台駅前	床取得	3年5月	3年12月
3	金沢区	西柴(仮称)	床取得	3年度	4年度
4	保土ヶ谷区	保土ヶ谷(仮称)	不動産鑑定評価、床取得にかかる債務負担設定	4年度	5年度
5	港南区	丸山台(仮称)	実施設計	5年度	6年度

2 運営事業【中期】 29億9,198万円

(1) 地域ケアプラザの運営 (142か所)

地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。

- ア 地域活動交流事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域包括支援センター運営事業
- エ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業
- オ 一般介護予防事業
- カ 居宅介護支援事業
- キ 通所系サービス事業(一部施設のみ実施)

(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等

効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

- ア 施設運営指導
- イ 指定管理者選定

(3) 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修

(4) 地域ケアプラザ借地料等

(5) 福祉避難所応急備蓄物資の整備

(6) 綱島地区における樽町地域ケアプラザ分室運営事業

高齢者人口が非常に多く、今後も増加が見込まれる樽町地域ケアプラザ(港北区)圏域内の綱島地区において、分室の運営を行います。

9	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
本 年 度	3 億4, 492万円		1 福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉 1, 164万円 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、2年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討（基準改正等、推進指針の広報） (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 ノンステップバス導入促進補助事業【中期】 2, 592万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（47台） 3 福祉有償運送事業 420万円 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。 4 再犯防止推進計画推進事業 153万円 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性－横浜市再犯防止推進計画－」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。 5 地域福祉保健関係職員人材育成事業等〈拡充〉 908万円 (1) 区福祉保健センターや児童相談所等の社会福祉職・保健師に対し、経験年数に応じた階層別研修や専門職研修を実施し、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。 (2) 地域共生社会の実現を推進し、多様化・複雑化する市民の福祉保健ニーズに対応できる専門職職員を育成するために、学識経験者等のスーパーバイザーを区役所等に派遣します。 (3) 福祉保健ニーズの高まりにより、採用困難となっている専門職の職種紹介リーフレットを作成し、大学等に職種の魅力をPRします。 (4) <u>福祉保健センターの一部の訪問業務でタブレット端末の使用を検討し、業務改善を図ります。〈拡充〉</u> 6 福祉保健システム運用事業 2 億9, 255万円 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、法・制度改正対応等の改修を行います。
前 年 度	3 億5, 996万円		
差 引	△1, 504万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	428万円	
	市 費	3 億4, 064万円	

Ⅲ 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

一般会計／介護特会（再掲）

1 介護保険給付（16ページ：10番）2,885億5,507万円

在宅（居宅）サービス 1,402億2,409万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

地域密着型サービス 447億6,172万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 65億1,150万円

施設サービス(介護保険3施設) 870億3,074万円

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設/介護医療院

その他 165億3,852万円

- ・高額介護（予防）サービス費
- ・高額医療合算介護（予防）サービス費
- ・特定入所者介護（予防）サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業（17～19ページ）161億3,632万円

介護予防・日常生活支援

総合事業 91億1,881万円
(17ページ：11番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・訪問支援事業
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業
(よこはま健康スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業
(訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等)

包括的支援事業

55億6,340万円
(18ページ：12番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・認知症初期集中支援等推進事業
- ・認知症地域支援推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域包括ケア推進事業
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・市民の意思決定支援事業
(エンディングノート等普及啓発)
- ・在宅医療連携推進事業
(医療局予算：3億9,629万円)

任意事業

14億5,411万円
(19ページ：13番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・高齢者配食・見守り事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・地域で支える介護者支援事業

3 その他事務費 100億1,500万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

4 介護保険外サービス（19ページ：14番）7億3,867万円

- ・ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業
- ・外出支援サービス事業
- ・中途障害者支援事業
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・認知症支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業（22ページ：18番）2億646万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計（再掲）】

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

3年度からスタートする「よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」では、ポジティブ・エイジングを基本目標に掲げ、2025年問題の解決に向けて具体的に取り組みます。

2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

※第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

第8期計画の施策体系と主要事業

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して ～介護予防・生活支援・社会参加～

- ・地域づくり型介護予防事業 [17ページ 11番] 7,074万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [17ページ 11番] 9,358万円
- ・生活支援体制整備事業 [18ページ 12番] 10億2,021万円

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して ～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

- ・地域密着型サービス事業所整備等事業 [22ページ 19番] 4億4,416万円
- ・ケアマネジメント推進事業 [18ページ 12番] 377万円
- ・在宅医療連携推進事業 3億9,629万円（医療局事業）

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して ～施設や住まいの整備～

- ・特別養護老人ホーム整備事業 [23ページ 20番] 46億1,832万円
- ・地域密着型サービス事業所整備等事業（再掲）（認知症高齢者グループホーム等）
[22ページ 19番] 4億4,416万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [23ページ 20番] 5,106万円

IV 安心の介護を提供するために ～介護人材の確保・定着支援・専門性の向上～

- ・介護人材支援事業（訪問介護等資格取得支援事業等） [21ページ 17番] 3億1,804万円

V 地域包括ケア実現のために ～自分らしい暮らしの実現とサービスの適正化～

- ・地域包括ケア推進事業（ポジティブ・エイジングの広報、外部研究機関との共同研究等）
[18ページ 12番] 3,120万円
- ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） [18ページ 12番] 787万円

VI 自然災害・感染症対策 ～緊急時の備えと対応～

- ・新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援援助成事業 [9ページ 4番] 524万円

認知症施策推進計画

- ・認知症支援事業 [20ページ 15番] 1億2,462万円
- ・認知症初期集中支援等推進事業 [20ページ 15番] 1億3,074万円
- ・認知症地域支援推進事業 [20ページ 15番] 677万円
- ・地域で支える介護者支援事業 [20ページ 15番] 2,036万円

10	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第8期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。	
本年度	3,147億639万円		1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約93万2千人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約133万6千人	
前年度	2,935億5,412万円		2 要介護認定(拡充) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 また、「要介護認定事務センター」が通年稼働し、事務の効率化を進めます。	
差引	211億5,227万円		要介護認定者数 約18万人	
本年度の財源内訳	国	670億2,743万円	3 保険給付 保険給付費 2,885億5,507万円 (1) 在宅介護サービス費 1,402億2,409万円 (2) 地域密着型サービス費 447億6,172万円 (3) 施設介護サービス費 870億3,074万円 (4) 高額介護サービス費等 165億3,852万円	
	県	443億4,442万円	4 介護保険料(第1号被保険者) <月額換算>6,500円(令和3～5年度) (平成30～令和2年度6,200円)	
	第1号保険料	682億4,596万円	(1) 低所得者の保険料軽減 消費税率引上げによる公費を投入し、第1～4段階の負担割合について、0.05～0.25の軽減を行います。	
	第2号保険料	802億5,167万円	(2) 低所得者減免	
	その他	56億4,627万円		
	市費	491億9,064万円		
(3) 段階別保険料 ※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合、保険料年額(月額)				
段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	※0.25	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		※19,500円(月1,625円)
第2段階	※0.25	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	※19,500円(月1,625円)
第3段階	※0.35		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	※27,300円(月2,275円)
第4段階	※0.60		(うち第2段階・第3段階を除く者)	※46,800円(月3,900円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	70,200円(月5,850円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者)	78,000円(月6,500円)
第7段階	1.07	市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者)	83,460円(月6,955円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者)	85,800円(月7,150円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	99,060円(月8,255円)
第10段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	120,900円(月10,075円)
第11段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	131,820円(月10,985円)
第12段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	152,880円(月12,740円)
第13段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	177,840円(月14,820円)
第14段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の者)	202,800円(月16,900円)
第15段階	2.80		(合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の者)	218,400円(月18,200円)
第16段階	3.00		(合計所得金額2,000万円以上の者)	234,000円(月19,500円)
「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額				

11	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※10「介護保険事業」の再掲		事業内容 要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。 1 地域づくり型介護予防事業【中期】 7,074万円 (1) 介護予防普及啓発事業 介護予防普及イベントや講演会の開催、啓発媒体の作成・配布等を行います。さらに、各区で健康づくりと連携した普及啓発を実施します。 (2) 地域介護予防活動支援事業 地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。新しい生活様式に合わせた地域・団体支援を実施します。 (3) 元気づくりステーション事業 介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を拡げます。 (4) 一般介護予防事業評価事業 JAGES（日本老年学的評価研究）調査を実施し、高齢者の身体的・社会的状況等を圏域ごとに把握・分析した上で、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討・実施します。 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。 2 訪問支援事業 1億5,362万円 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。 3 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】 9,358万円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 引き続き登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。 （3年度末見込：登録者数 24,967人 活動者数 12,000人 受入か所数 700か所） 4 介護予防・生活支援サービス事業【中期】 88億87万円 介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に提供します。横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービスボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業を実施します。 多様なサービスを充実させることにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。
	本年度	91億1,881万円	
	前年度	90億2,521万円	
	差引	9,360万円	
本年度の財源内訳	国	29億9,161万円	
	県	10億8,417万円	
	第1号保険料	11億7,179万円	
	第2号保険料	23億4,180万円	
	その他	2億545万円	
	市費	13億2,399万円	

12	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
	※10「介護保険事業」の再掲		
	本年度	55億6,340万円	
	前年度	55億2,806万円	
差引	3,534万円		
本年度の財源内訳	国	21億2,969万円	1 地域包括支援センター運営費 39億6,655万円 (3年度末見込：設置数 143か所) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)
	県	10億6,485万円	
	第1号保険料等	12億7,229万円	
	市費	10億9,657万円	
医療局予算 3億9,629万円含む			2 生活支援体制整備事業【中期】 10億2,021万円 区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。 新たな担い手を発掘するとともに、地域の活動団体の課題解決と活動の活性化を図るため、プロボノの仕組みづくりを進めます。
3 地域包括ケア推進事業【中期】 3,120万円 (1) 医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。 (2) 「ポジティブ・エイジング」の実現に向け、高齢者や家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進めます。 (3) 第8期計画を踏まえ、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区行動指針を区アクションプランとして改定します。			4 ケアマネジメント推進事業等【中期】 377万円 (1) ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対し、研修等を行うことによりケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。 (2) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。
5 市民の意思決定支援事業(エンディングノート等普及啓発)【中期】 787万円 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。			6 認知症初期集中支援等推進事業等【中期】 1億3,751万円 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。

13	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 任意事業として、給付費の適正化や、高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。	
	※10「介護保険事業」の再掲			
	本年度	14億5,411万円		
	前年度	13億4,118万円		
差引		1億1,293万円	1 介護給付費適正化事業 2億2,514万円 ケアプラン点検等の主要5事業の取組を着実に進め給付の適正化を推進します。	
本年度の財源内訳	国	5億2,327万円		2 介護相談員派遣事業 3,224万円 利用者の生活の場である特別養護老人ホームや介護老人保健施設、高齢者グループホーム等に介護相談員を派遣し、介護サービスの質の向上を図ります。
	県	2億6,163万円		
	第1号保険料等	3億1,371万円		
	市費	3億5,550万円		
差引		1億1,293万円	3 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業【中期】〈拡充〉 4億3,538万円 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。	
差引		1億1,293万円	4 高齢者配食・見守り事業 6,800万円 ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。	
差引		1億1,293万円	5 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業等 6億9,335万円 ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。	

14	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
	7億3,867万円			
	本年度	7億3,867万円		
	前年度	7億787万円		
差引		3,080万円	1 ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 2,167万円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、急な体調悪化等の緊急時に近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。	
本年度の財源内訳	国	8,323万円		2 外出支援サービス事業 6,275万円 公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。
	県	2,147万円		
	その他	864万円		
	市費	6億2,533万円		
差引		3,080万円	3 中途障害者支援事業〈拡充〉 4億1,976万円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「 <u>中途障害者地域活動センター</u> 」の運営費の補助基準額を増額します。 また、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。	
差引		3,080万円	4 高齢者等住環境整備事業等 2億3,449万円 要介護・要支援認定を受けた高齢者等が安全に在宅生活を続けられるよう、専門スタッフが対象者の身体状況や生活状況に合わせた助言を行うとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成します。	

15	認知症施策の推進 ※ 12、13、14 の事業の再掲		事業内容 2年度に策定する認知症施策推進計画に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の支援体制整備の取組を進めます。 1 認知症支援事業【中期】〈拡充〉 1億2,462万円 認知症キャラバンメイト・サポーターの養成を進めます。また、 <u>もの忘れ検診を拡充するとともに、認知症疾患医療センターの運営や若年性認知症支援事業を継続実施します。</u> 2 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈再掲(P18)〉 1億3,074万円 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。 3 認知症地域支援推進事業【中期】〈新規〉 677万円 認知症カフェの活動支援を行うとともに、 <u>チームオレンジの仕組みづくりを進めます。</u> 4 地域で支える介護者支援事業【中期】 2,036万円 介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。認知症への理解促進、高齢者虐待防止の普及啓発や関係機関の連携を推進します。また、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。
本年度	2億8,249万円		
前年度	2億9,945万円		
差引	△ 1,696万円		
本年度の財源内訳	国	1億916万円	
	県	3,443万円	
	その他	3,588万円	
	市費	1億302万円	

16	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業〈拡充〉 137億6,970万円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 <u>敬老特別乗車証の正確な利用実態を把握するため、IC化等に向けて、システム構築を進めます。</u> 2 老人クラブ助成事業【中期】 2億9,072万円 地域における高齢者相互の支えあいや、社会参加を促進するため事業費の助成を行います。 3 生きがい就労支援スポット運営事業【中期】 2,494万円 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向け金沢区・港北区の2か所で事業を実施します。 4 全国健康福祉祭参加事業【中期】 5,434万円 ねんりんピック岐阜2021に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。 また、 <u>2022年に予定されている神奈川大会の開催に関し、円滑な大会運営のための準備を行います。</u> 5 高齢者のための優待施設利用促進事業等 2,149万円 「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。
本年度	141億6,119万円		
前年度	130億1,865万円		
差引	11億4,254万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,170万円	
	県	—	
	その他	21億1,000万円	
	市費	119億1,949万円	

17	介護人材支援事業		事業内容 1 新たな介護人材の確保【中期】〈拡充〉 1億7,834万円 新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。 (1) 訪問介護等資格取得支援事業 ホームヘルパー等を目指す市民を対象に資格取得を支援します。 (2) 訪日前日本語等研修事業 本市での介護の仕事を希望する外国人を対象に、介護に役立つ日本語等の研修を実施します。 <u>(3) 外国人と受入施設等のマッチング支援事業 等</u> 〈拡充〉 本市での介護の仕事を希望して来日する外国人に加え、 <u>国内の外国人についても、対象とします。</u> (4) 介護福祉士専門学校学費補助事業 専門学校の学費を立て替えた介護事業者に対して、上限20万円／年を補助します。 (5) 資格取得・就労支援事業 市内介護施設での就労を目指す市民を対象に介護職員初任者研修・入門的研修を実施し、研修の受講と就労を一体的に支援します。 (6) 外国人留学生日本語学校学費補助事業【基金】 海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費等を補助します。 (7) 住居借上支援事業 新たに介護職員となる人（海外から来日する人を含む）等を対象に、UR等の団地の空き室を活用し、地域活動への参加を条件に住居費の補助を実施します。 2 介護人材の定着支援【中期】〈拡充〉 1億3,500万円 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。 (1) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 (2) 訪日後日本語等研修事業 等 <u>(3) 介護職員の宿舍整備事業〈新規〉</u> 3 専門性の向上【中期】 470万円 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。 (1) 認知症ケア技法に係るセミナーの実施 認知症ケア技法等の基本的な知識・技術取得のための介護職員向けセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。 (2) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業 等
本 年 度	3億1,804万円		
前 年 度	2億8,212万円		
差 引	3,592万円		
本年度の財源内訳	国	380万円	
	県	1億5,100万円	
	社会福祉基金	525万円	
	市 費	1億5,799万円	

18	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
本年度	2億646万円		1 社会福祉法人による利用者負担軽減 3,332万円 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 981人 2 介護サービス自己負担助成費 1億7,314万円 収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 助成の種類及び助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 1,150人 (2) グループホーム助成 155人 (3) 施設居住費助成 40人
前年度	1億8,710万円		
差引	1,936万円		
本年度の財源内訳	国	3,126万円	
	県	3,723万円	
	第1号保険料	1,868万円	
	市費	1億1,929万円	

19	地域密着型サービス推進事業		事業内容 地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用を図るサービスの普及促進、サービスの質の確保及び向上を図る事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。
本年度	6億7,180万円		1 地域密着型サービス事業所整備等事業 【中期】〈拡充〉 4億4,416万円 (1) 地域密着型サービス事業所整備費補助 9か所 (2) 消防用設備設置費等補助 8か所 (3) 看取り環境整備費補助 〈新規〉 4か所 (4) 共生型サービス事業所の整備 〈新規〉 3か所 (5) 民有地マッチング事業 〈新規〉 <u>土地所有者等と事業所の運営を希望する法人のマッチングを委託により実施します。</u>
前年度	6億333万円		
差引	6,847万円		
本年度の財源内訳	国	5,193万円	
	県	5億4,937万円	
	その他	5,263万円	
	市費	1,787万円	
			2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 【中期】 2億2,489万円 開設経費補助 17か所 3 地域密着型サービス事業所運営推進事業 【中期】 275万円 (1) 優れた自立支援の取組を行っている事業所の表彰 (2) 事業者向けセミナー等の開催・サービス普及促進

20	施設や住まいの整備等の推進		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】 46億1,832万円 介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの施設整備に対する助成を行います。地域密着型（サテライト型含む）の整備助成を増額し広域型と同額にすることで、整備促進を図ります。																																		
	本年度	60億4,152万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(シフト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなもの桜</td> <td>南区中村町</td> <td>横浜社会福祉協会</td> <td>90(10)人</td> </tr> <tr> <td>シーサイドポート横浜金沢</td> <td>金沢区柴町</td> <td>昴</td> <td>100(0)人</td> </tr> <tr> <td>上永谷町</td> <td>港南区野庭町</td> <td>信々会</td> <td>100(20)人</td> </tr> <tr> <td>プレシヤス横浜</td> <td>青葉区元石川町</td> <td>あすか福祉会</td> <td>100(20)人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト三ツ境</td> <td>瀬谷区三ツ境</td> <td>兼愛会</td> <td>29(0)人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト荏田※</td> <td>青葉区荏田北</td> <td>兼愛会</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">6か所 448人分 (3年度増分 ※は4年度増分)</td> <td>448(60)人</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シフト)	みなもの桜	南区中村町	横浜社会福祉協会	90(10)人	シーサイドポート横浜金沢	金沢区柴町	昴	100(0)人	上永谷町	港南区野庭町	信々会	100(20)人	プレシヤス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100(20)人	しょうじゅの里三保サテライト三ツ境	瀬谷区三ツ境	兼愛会	29(0)人	しょうじゅの里三保サテライト荏田※	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人	6か所 448人分 (3年度増分 ※は4年度増分)		
施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シフト)																																		
みなもの桜	南区中村町	横浜社会福祉協会	90(10)人																																		
シーサイドポート横浜金沢	金沢区柴町	昴	100(0)人																																		
上永谷町	港南区野庭町	信々会	100(20)人																																		
プレシヤス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100(20)人																																		
しょうじゅの里三保サテライト三ツ境	瀬谷区三ツ境	兼愛会	29(0)人																																		
しょうじゅの里三保サテライト荏田※	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人																																		
6か所 448人分 (3年度増分 ※は4年度増分)			448(60)人																																		
前年度	42億9,346万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>常盤台みずほ</td> <td>保土ヶ谷区常盤台</td> <td>旭会</td> <td>200(18)人</td> </tr> <tr> <td>玉成苑 羽沢</td> <td>神奈川区羽沢町</td> <td>千成会</td> <td>100(0)人</td> </tr> <tr> <td>わかたけ都筑</td> <td>都筑区川和町</td> <td>若竹大寿会</td> <td>110(10)人</td> </tr> <tr> <td>スミール荏田</td> <td>都筑区荏田南町</td> <td>たつき会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>和の郷戸塚</td> <td>戸塚区俣野町</td> <td>新湊福祉会</td> <td>40(0)人</td> </tr> <tr> <td>追加選定中</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>29(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">6か所 609人分 (4年度増分)</td> <td>609(48)人</td> </tr> </tbody> </table>				常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200(18)人	玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町	千成会	100(0)人	わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110(10)人	スミール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130(10)人	和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40(0)人	追加選定中	未定	未定	29(10)人	6か所 609人分 (4年度増分)			609(48)人				
常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200(18)人																																		
玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町	千成会	100(0)人																																		
わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110(10)人																																		
スミール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130(10)人																																		
和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40(0)人																																		
追加選定中	未定	未定	29(10)人																																		
6か所 609人分 (4年度増分)			609(48)人																																		
差引	17億4,806万円																																				
本年度の財源内訳	国	1億112万円																																			
	県	17億8,402万円																																			
	その他	4,472万円																																			
	市費	41億1,166万円																																			
2 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】 5,106万円 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。また、出張相談業務を各区で実施します。																																					
3 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業【中期】 3億7,544万円 医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。																																					
4 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等〈拡充〉 8億7,517万円 特別養護老人ホーム及び介護医療院への開設準備経費を補助します。また、新たに特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等も補助します。																																					
5 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備及び水害対策強化事業 9,753万円 高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備を促進します。また、大雨等により発生し得る災害に備え、円滑で安全な避難ができるような施設整備を促進します。																																					
6 介護施設等の感染拡大防止のための改修等支援事業〈新規〉 2,400万円 介護施設等において、感染拡大を防止する観点から、施設改修等に要する費用について補助します。																																					

IV 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連 障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業
計画相談支援給付費等	計画相談支援事業【予算概要23】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

地域生活支援事業関連 後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業 障害者自立生活アシスタント事業等 【予算概要21】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組めます。
障害者スポーツ・文化センター管理運営事業等【予算概要29】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
依存症対策事業 【予算概要33】	地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。
精神科救急医療対策事業【予算概要34】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

21	障害者の 地域生活支援等	
本年度	140億4,485万円	
前年度	141億6,630万円	
差引	△1億2,145万円	
本年度の 財源内訳	国	47億9,069万円
	県	23億9,536万円
	その他	101万円
	市費	68億5,779万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)

1 後見的支援推進事業 **あんしん** 6億4,576万円

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

2 障害者ホームヘルプ事業 131億1,422万円

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。

また、重度障害者が大学等に修学する際に必要となる通学中の支援や、学校敷地内での移動や食事、排せつの介助など、大学等での体制が整うまでの期間、必要な支援を提供します。

3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 **あんしん** 2億1,696万円

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

4 医療的ケア児・者等支援促進事業【中期】〈拡充〉 **あんしん** 888万円

日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児者の在宅生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターによる支援等を継続して実施します。

また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

5 障害者手帳のカード化推進事業〈拡充〉 5,903万円

カード様式の障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を開始します。各区の窓口において、カード様式への変更対応を円滑に実施していきます。

22	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 1億8,623万円 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。(3か所)
本年度	104億4,163万円		2 障害者地域活動ホーム運営事業 58億9,339万円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)
前年度	103億5,805万円		
差引	8,358万円		
本年度の 財源内訳	国	28億400万円	
	県	14億200万円	
	その他	62万円	
	市費	62億3,501万円	
			3 精神障害者生活支援センター運営事業【中期】 あんしん 12億7,838万円 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 (指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区)
			4 地域活動支援センターの運営 あんしん 30億8,363万円 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(3年度末見込み 134か所)

23	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業【中期】 8億5,807万円 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。
本年度	18億4,106万円		2 計画相談・地域相談支援事業 9億4,639万円 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。
前年度	19億4,468万円		
差引	△1億362万円		
本年度の 財源内訳	国	7億3,870万円	
	県	3億6,935万円	
	その他	—	
	市費	7億3,301万円	
			3 発達障害者支援体制整備事業【中期】 あんしん 3,660万円 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。 また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。

24	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
	本 年 度	68億9,689万円	1 福祉特別乗車券交付事業 29億3,043万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シ ーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
	前 年 度	64億7,870万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業〈拡充〉 6億2,350万円 あんしん 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、 福祉タクシー利用券を交付します。また、 <u>対象を65</u> <u>歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも</u> <u>拡大します。</u> （助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚 まで使用可〉）
	差 引	4億1,819万円	3 障害者自動車燃料費助成事業〈新規〉 2億139万円 <u>公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、</u> <u>自動車燃料券を交付します。</u> （助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚）
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	9億4,429万円	4 移動情報センター運営等事業 1億5,452万円 あんしん 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支 援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議 会で運営します。
	県	4億7,214万円	
	その他	6,737万円	
	市 費	54億1,309万円	
5 障害者ガイドヘルプ事業 24億2,508万円 あんしん 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の 支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等 を行います。			6 障害者移動支援事業 1億4,607万円 あんしん (1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億9,658万円 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 1,932万円 あんしん 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者 が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

25	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ15,590人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
本 年 度	325億1,776万円		
前 年 度	322億2,088万円		
差 引	2億9,688万円		
本年度の 財源内訳	国	162億5,246万円	
	県	81億2,623万円	
	その他	2万円	
	市 費	81億3,905万円	

26	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億7,804万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(加齢児)移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所 2 運営費補助等 170億7,359万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 895か所(A型4、B型891)うち新設44か所 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,666万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	172億9,829万円		
前 年 度	163億2,061万円		
差 引	9億7,768万円		
本年度の 財源内訳	国	68億2,946万円	
	県	34億829万円	
	その他	—	
	市 費	70億6,054万円	

27	障 害 者 施 設 の 整 備		事業内容 1 障害者施設整備事業【中期】 あんしん 6,058万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 (1) 多機能型拠点（設計費） (2) 改修（大規模修繕費） 1か所
	本 年 度	19億9,415万円	2 松風学園再整備事業【中期】〈拡充〉 17億9,092万円 入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事に着手します。また、同園敷地の民設入所施設の工事を完了します。
	前 年 度	2億136万円	
	差 引	17億9,279万円	
本年度の財源内訳	国	1億4,937万円	3 障害者施設安全対策事業 1,135万円 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等を行います。 4 福祉授産所運営事業〈新規〉 1億3,130万円 民営化に向けた施設修繕を実施するとともに、移行期間中の引継ぎに係る人件費助成を行います。 ※民営化予定 ・南福祉授産所、戸塚福祉授産所：令和4年4月
	県	—	
	その他	19万円	
	市 費	18億4,459万円	

28	障 害 者 の 就 労 支 援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 1 障害者就労支援センターの運営【中期】 3億51万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所
	本 年 度	3億3,757万円	2 障害者共同受注・優先調達推進 2,481万円 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。
	前 年 度	3億4,821万円	
	差 引	△1,064万円	
本年度の財源内訳	国	—	3 障害者の就労促進【中期】 〈一部再掲(P9)〉 1,225万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します。 2年度に設置したJR関内駅北口就労啓発施設や市庁舎ふれあいショップ等を活用しながら、障害者就労に関する情報発信を行います。
	県	—	
	その他	1,199万円	
	市 費	3億2,558万円	

29	障害者の スポーツ・文化		事業内容 1 障害者スポーツ・文化センター管理運営事業 【中期】 12億4,808万円 横浜ラポールとラポール上大岡において、両施設の立地・特性を生かし、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 (1) 横浜ラポール <主な取組> ・リハビリテーション・スポーツ教室 ・スポーツ・文化活動の出張教室 ・全国障害者スポーツ大会派遣業務 (2) ラポール上大岡 <主な取組> ・地域支援事業、健康増進事業 ・創作・表現活動支援、情報発信事業 2 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業 【中期】【基金】 1,000万円 昨年度フィナーレを迎えた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のこれまでの取組の成果を、パラリンピックの開催に合わせて発表します。 障害理解や障害のある方の文化芸術活動の促進のため、文化観光局とともに取り組みます。
	本年度	12億5,808万円	
	前年度	12億6,434万円	
	差引	△626万円	
本年度の 財源内訳	国	1億564万円	
	県	4,193万円	
	その他	1,042万円	
	市費	11億9万円	

30	障害者差別解消・ 障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動【中期】 430万円 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) デジタルサイネージ等、啓発動画掲載 2 情報保障の取組【中期】〈拡充〉 2,633万円 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置(2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示(全区) (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成 (5) コミュニケーション支援を行う障害者支援アプリ等の活用促進 3 相談及び紛争防止等のための体制整備【中期】 826万円 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営【中期】 186万円 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	本年度	4,075万円	
	前年度	4,179万円	
	差引	△104万円	
本年度の 財源内訳	国	1,137万円	
	県	569万円	
	その他	—	
	市費	2,369万円	

31	重度障害者医療費助成事業 ・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 112億3,124万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 16,641人 イ 国民健康保険加入者 17,405人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,697人 計 57,743人 2 更生医療給付事業 50億291万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,140人
	本年度	162億3,415万円	
	前年度	158億637万円	
	差引	4億2,778万円	
本年度の財源内訳	国	24億9,767万円	
	県	46億4,943万円	
	その他	17億3,198万円	
	市費	73億5,507万円	

32	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業【中期】〈拡充〉 6,759万円 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的かつ効果的な対策を推進します。 <u>(1) 普及啓発・相談支援・人材育成〈拡充〉</u> <u>〈一部再掲(P9)〉</u> 普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。 (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。 <u>(3) 自殺未遂者支援の充実〈拡充〉</u> <u>自殺未遂者の初期対応にあたる救急医療スタッフを対象とした研修を実施します。</u> 2 医療費公費負担事業 86億7,434万円 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。 3 措置入院者退院後支援事業 3,324万円 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。
	本年度	87億7,517万円	
	前年度	88億4,231万円	
	差引	△6,714万円	
本年度の財源内訳	国	43億638万円	
	県	3,716万円	
	その他	32万円	
	市費	44億3,131万円	

33	依存症対策事業		事業内容 地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。 1 地域支援計画策定事業 1,915万円 国の実施要綱に基づき、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定します。 <u>民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、それぞれの強みを生かし、連携してアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族へ包括的な支援の提供を目指します。</u> 2 依存症対策事業の推進【中期】〈拡充〉4,337万円 これまで取り組んできた依存症対策事業を推進し、充実していきます。また、 <u>早期発見・早期支援に向け、民間支援団体や関係機関との連携を推進するとともに、普及啓発の取組を進めていきます。</u> (1) 依存症専門相談の実施 <u>(2) 普及啓発事業〈拡充〉</u> <u>(3) 連携推進事業〈拡充〉</u> (4) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (5) 民間団体への補助金による事業活動支援
本 年 度	6,252万円		
前 年 度	5,748万円		
差 引	504万円		
本年度の財源内訳	国	3,184万円	
	県	92万円	
	その他	3万円	
	市 費	2,973万円	

34	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P6)〉 3億5,563万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進めることで、受入病床を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
本 年 度	3億5,932万円		
前 年 度	3億6,536万円		
差 引	△604万円		
本年度の財源内訳	国	8,897万円	
	県	22万円	
	その他	—	
	市 費	2億7,013万円	

V 生活基盤の安定と自立の支援

35	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。
	本年度	1,285億1,277万円	
	前年度	1,276億2,243万円	
	差引	8億9,034万円	
本年度の財源内訳	国	953億5,541万円	1 生活保護費 1,255億6,530万円 生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金、施設事務費、委託事務費を支給します。 <u>(1) 被保護世帯 54,848世帯 (2年10月 54,635世帯)</u> <u>(2) 被保護人員 68,843人 (2年10月 69,009人)</u> ※被保護世帯及び被保護人員は3年度見込み 2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】 4億9,346万円 18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあわせた求人開拓などにより、早期就労に向けた支援をします。また直ちに一般就労に就くことが難しい方に対し、きめ細かな支援を展開します。
	県	—	
	その他	18億4,505万円	
	市費	313億1,231万円	
提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や、家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。			3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 〈一部再掲〉 24億3,175万円 生活困窮者に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて就労訓練の場の
(1) 自立相談支援事業〈拡充〉 各区に自立相談支援員を配置し、きめ細かな相談支援を行います。 ・自立相談支援員の7人増 計47人 地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。			
(2) 住居確保給付金〈拡充〉〈再掲(P9)〉 <u>離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。</u> ・支給見込件数 9,845件			
(3) 寄り添い型学習支援事業〈拡充〉 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 <u>コロナ禍における会場の定員制限への対応するため、実施箇所数を増加します。</u> ・実施箇所数の6か所増：44か所			
4 「8050問題」対策事業【基金】〈拡充〉 2,226万円		いわゆる「8050問題」への対応を進めるため、コーディネーター機能や学識等の活用によるコンサルティング事業をモデル実施し、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。また、 <u>青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やその家族に対する支援をより充実させます。</u>	

36	援 護 対 策 事 業	事業内容 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。 1 寿地区対策 7,498万円 (1) 寿生活館運営事業 (2) 寿地区対策事業 (3) 寿福祉プラザ運営事業	
本 年 度	15億1,688万円	2 寿町健康福祉交流センター等の運営 2億515万円 横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。	
前 年 度	14億9,269万円		
差 引	2,419万円	3 ホームレス等自立支援事業 〈一部再掲(P9)〉 4億603万円 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	8億6,416万円	4 中国残留邦人等援護対策事業 8億3,072万円 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。
	県	—	
	その他	472万円	
	市 費	6億4,800万円	

いわゆる「8050問題」とは

従来、「ひきこもり」の問題は若年層が対象として捉えられてきましたが、近年は中高年層も含む事象となっています。

特に、80歳代の親がひきこもり状態にある50歳代の子を支えることで、親の介護の問題等も含めて課題が多様化・複雑化してしまい、“いわゆる「8050問題」”とも称された新たな社会問題として、メディア等でも大きく取り上げられ、相談も増えています。

本市が30年3月に発表した調査結果では、40～64歳のひきこもり状態にある方を約12,000人と推計しています。

また、内閣府が31年3月に発表した調査結果によると、40～64歳のひきこもり状態にある方は全国で約613,000人に上るとの推計があり、さらに、「初めてひきこもり状態になった年齢」の設問では、40歳以上が57.4%と半数を上回っている状況です。

このような結果を踏まえると、子どものころからひきこもり状態にある方のほか、中高年になってから、リストラ等による離職や人間関係、病気などをきっかけにひきこもり状態になる場合もあるなど、理由は様々です。

こうしたことから分かりますが、ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。だからこそ、画一的な対応ではなく、それぞれに寄り添った柔軟なアプローチが不可欠です。

また、ひきこもっている本人も不安な状況にあります。親の高齢化に伴い、先の見えない不安の中で家族もかなりのエネルギーを消耗します。本人も家族も安心できる生活を実現するためには、早期発見の取組や相談・支援につながるための仕組みづくり、地域における見守り等、本人を含む家族全体を支える支援が重要です。

そのためには、既存支援の枠組みに捉われることのない包括的な相談支援体制の構築など、社会全体がつながりを持って“いわゆる「8050問題」”を受け止めることが求められています。

37	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業【中期】〈拡充〉 93億3,888万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。 対象者及び見込数（3歳以上は所得制限あり） 0歳～中学3年生（入・通院） 319,123人 <u>3年度から1、2歳児の所得制限をなくします。</u> <u>新たに対象となる保護者の所得が基準額以上の方は、</u> <u>現行の2割負担から、通院1回の上限額500円までとし、</u> <u>500円を超える額を助成します。</u> ※院外薬局（薬代）及び入院は全額助成。
本 年 度	109億507万円		
前 年 度	111億7,181万円		
差 引	△2億6,674万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 15億6,619万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己 負担分を助成します。 (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 41,026人
	県	24億1,647万円	
	その他	7,746万円	
	市 費	84億1,114万円	

38	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計)		事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域 連合と市町村が連携して運営します。
本 年 度	844億5,384万円		1 対象者 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方
前 年 度	824億2,411万円		2 被保険者数 494,842人（2年度：474,988人）
差 引	20億2,973万円		3 一部負担金割合 原則1割。現役並み所得者は3割。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	4 保険料 (1) 保険料率（2年毎改定） <u>均等割額 43,800円（2年度同）</u> <u>所得割率 8.74%（2年度同）</u> ※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等 割額を最大7割軽減。 (2) 保険料賦課限度額64万円（2年度同） (3) 低所得者に係る軽減判定所得基準額の見直し ※政令改正 30年度税制改正に伴う軽減判定基準額の見直し。
	県	—	
	保険料等	471億6,002万円	
	市 費	372億9,382万円	

39	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	
本年度		3,175億1,253万円
前年度		3,163億6,740万円
差引		11億4,513万円
本年度の財源内訳	国	479万円
	県	2,164億6,791万円
	その他	735億5,212万円
	市費	274億8,771万円

事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

1 被保険者数：670,657人（2年度：674,782人）
世帯数：440,460世帯（2年度：440,860世帯）

2 一部負担金割合

原則3割。小学校就学前は2割。
70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）。

3 保険料

(1) 3年度予算における1人あたり年間平均保険料額
110,189円（2年度：109,120円）

※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計
※引き続き市費繰入れを行い、保険料負担を緩和

(2) 保険料賦課限度額

- ・医療給付費分：63万円（2年度同）
- ・後期支援金分：19万円（2年度同）
- ・介護納付金分：17万円（2年度同）

(3) 低所得者に係る軽減判定所得基準額の見直し※政令改正

30年度税制改正に伴う軽減判定基準額の見直し。

(例：5割軽減基準額)

【改定後】43万円+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)

※下線部が見直しあり。

〈保険料率の比較〉 ※3年度は見込み料率

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
3年度	40%	60%	34,430円	7.36%	10,430円	2.24%	14,710円	2.65%
2年度	40%	60%	34,320円	7.22%	10,320円	2.17%	14,450円	2.46%

4 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業【中期】〈拡充〉

23億513万円

(1) 特定健康診査・特定保健指導（対象者：498,000人）

特定健康診査の自己負担額の無料化を継続します。

また、未受診者対策として、対象者特性に合わせたナッジ理論に基づく個別勧奨を行います。

(2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業〈拡充〉

新たに糖尿病治療中断者や高血圧症の重症化リスクのある方等に対し、特定健診結果やレセプト情報を活用して、通知による医療機関への受診勧奨を行います。

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

40	市民の健康づくりの推進		<p>事業内容 <u>健康横浜21に基づき、「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野の取組を充実させ、企業や地域等と連携した健康づくりを進めます。</u> <u>また、健康増進法による受動喫煙防止対策等、社会に求められる施策を展開し、健康寿命延伸を目指します。</u></p>
本 年 度	7 億985万円		<p>1 健康横浜21の推進【中期】〈拡充〉 8,712万円 関係機関・団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防に取り組み、市民の健康づくりを進めます。 <u>(1) 第3期健康横浜21の策定〈新規〉</u> <u>2年度に行った市民の健康に関する意識調査結果等を踏まえ、第2期計画の最終評価を行い、5年度にスタートする第3期計画の策定に着手します。</u> <u>(2) 歯科口腔保健の推進〈拡充〉</u> <u>オーラルフレイル予防普及啓発のための講演会等を全区で展開するほか、障害児・者の歯科保健推進モデル事業を実施します。</u> (3) 地域人材の育成 保健活動推進員など、地域の健康活動の担い手育成や活動を支援します。</p>
前 年 度	6 億7,116万円		
差 引	3,869万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億3,646万円	
	県	1,170万円	
	その他	1 億427万円	
	市 費	4 億5,742万円	
医療局予算 344万円含む			<p>2 よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉 1 億3,140万円 健康横浜21の取組のうち、特に重点的に進める取組として、関連する施策と連携して推進します。また、企業と連携した健康づくりを推進します。 (1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進（医療局予算含む） <u>(2) 生活保護受給者等への健診受診勧奨、保健指導など健康管理支援の実施〈拡充〉</u> <u>3年1月からの生活保護法による事業の必須化に伴い、看護職派遣を全区に拡充し、生活習慣病の予防、重症化予防をさらに進めます。</u> (3) 従業員の健康づくりに取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」の推進</p>
<p>3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】 4 億6,758万円 (1) よこはまウォーキングポイント事業 歩数計やスマホアプリを活用し、日常生活の中で手軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことで、運動習慣の定着化を目指します。 (2) よこはま健康スタンプラリー事業 区局や地域の健康づくり・介護予防イベント等に参加することでもらえるスタンプで景品が当たる事業を実施し、健康づくりの取組参加を促します。 (3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P17)〉</p>			<p>4 受動喫煙防止対策事業【中期】 2,375万円 店舗への巡回指導や通報に基づく現地確認など、事業者へ働きかけを行い、健康増進法に定められたルールが順守される環境づくりを推進します。 また、法の趣旨や内容について広く周知啓発を実施し、受動喫煙防止に対する市民意識のさらなる向上に取り組みます。</p>

41	がん検診事業		事業内容 1 各種がん検診【中期】 46億3万円 早期発見・早期治療の促進を図るため、①市民の受診機会を確保し、②市内の協力医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺(PSA))			
	本年度	49億2,684万円	区分	対象	2年度	3年度
前年度	48億4,824万円	胃がん検診	エックス線 内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	37,000人 23,000人	34,000人 26,000人
差引	7,860万円	肺がん検診		40歳以上 (年度に1回)	124,000人	129,000人
本年度の財源内訳	国	1億149万円	子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	130,000人
	県	—	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	75,000人
	その他	139万円	大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	180,000人	180,000人
	市費	48億2,396万円	前立腺がん検診 (PSA検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	73,500人	74,500人
			計		642,500人	648,500人
2 受診率向上への取組 (1) 大腸がん検診の自己負担額の無料化【中期】 1億800万円 引き続き、本市のがん罹患者数1位の大腸がんについて、 <u>検診受診者の自己負担額を無料とします。</u>						
(2) 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化【中期】 2,086万円 妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、子宮頸がん罹患率の高まる年齢の方が大部分を占め高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配付する健診券綴の中に子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加します。						
(3) 個別通知の送付等による受診勧奨【中期】 (ア) がん検診の受診勧奨通知 〈対象人数〉 約193万人 1億9,795万円 国において受診率向上効果が認められている個別勧奨通知を、本市のがん検診対象年齢(21歳から69歳まで)の方へ送付します。						
(イ) 検診開始年齢の方への無料クーポン券の送付 〈対象人数〉 約4万4,000人 検診の初回受診率を高めることを狙いとして、検診開始対象となる子宮頸がん検診20歳及び、乳がん検診40歳の方に対して、無料クーポン券を送付します。						

42	予 防 接 種 事 業		<p>事業内容 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関等において実施します。</p> <p>1 こどものための予防接種事業 77億4,159万円</p> <p>(1) 定期予防接種 77億3,959万円 四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、麻しん風しん混合、BCG、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンの11種類の予防接種を引き続き実施します。</p> <p>※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日以降、積極的勧奨を差し控えています。</p> <p>(2) 骨髄移植等により免疫を失った方への再接種費用助成 200万円 骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたお子さんに対し、予防接種費用を助成します。</p>
本 年 度	97億9,831万円		
前 年 度	100億3,767万円		
差 引	△ 2 億3,936円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億8,588万円	
	県	3,142万円	
	その他	5 万円	
	市 費	95億8,096万円	
<p>2 高齢者のための予防接種事業 14億5,943万円</p> <p>(1) 肺炎球菌ワクチン 2 億407万円 高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額：3,000円)</p> <p>(2) 季節性インフルエンザワクチン 12億5,536万円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額：2,300円)</p>			
<p>3 風しんの感染拡大防止対策事業 5 億9,729万円</p> <p>(1) 成人男性への予防接種(第5期定期予防接種) 4 億6,507万円 これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、陰性の方に予防接種を実施します。(自己負担額：無料)</p> <p>(2) 妊婦のパートナー等を対象とした予防接種 1 億3,222万円 「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。 (自己負担額：抗体検査無料、予防接種3,300円)</p>			

43	感染症・食中毒 対策事業等		<p>事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。 開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、輸入感染症のリスクに備えるとともに、大会関係者等への予防啓発や蚊媒介感染症サーベイランス等の感染症対策を強化します。</p>
本年度	4億5,283万円		
前年度	4億6,590万円		
差引	△1,307万円		
本年度の財源内訳	国	1億6,268万円	<p>1 感染症・食中毒対策事業【中期】 4,344万円 開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックに備え、輸入感染症に関する市民及び大会関係者等への予防啓発強化や、多言語対応等の発生時の体制整備を進め、被害の拡大防止を図ります。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業【中期】 6,016万円 デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の対策として、競技会場周辺の蚊のモニタリング調査を強化するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。</p>
	県	—	
	その他	14万円	
	市費	2億9,001万円	
<p>3 結核対策事業 2億3,278万円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、患者の医療費を負担します。</p>			
<p>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,122万円 HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図るため、土日夜間を含めたエイズに関する相談・検査・医療体制を整備します。</p>			
<p>5 新型インフルエンザ等対策事業【中期】 5,523万円 (1) 発生時に患者を受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院で使用個人用感染防護具や医療資器材等を確保します。 (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局で備蓄します。 (3) 地域中核病院等で、発生時を想定した帰国者・接触者外来訓練を実施します。 (4) 発生時に備え「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。 (5) 市民に対し、正しい知識や発生時の予防策等についての啓発を行います。</p>			

44	衛生研究所 運営事業		事業内容 保健所等と連携して、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒等の検体及び食品等についての各種試験検査を行うとともに、検査に関連する調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。
本年度	2億5,482万円		1 管理費 1億4,133万円 試験検査業務等が正確かつ円滑に実施できるよう、衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。
前年度	2億4,291万円		2 試験検査費【中期】 4,062万円 保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。
差引	1,191万円		3 試験検査機器維持整備事業費 6,286万円 試験検査に必要な機器の整備を行い、検査の迅速性、信頼性を図ります。
本年度の財源内訳	国	155万円	4 調査研究・研修指導事業 366万円 試験検査業務に関連して、技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を行います。
	県	33万円	5 感染症・疫学情報提供等事業 488万円 感染症の発生状況を国へ報告するとともに、感染症の情報を医療機関や市民に情報提供します。
	その他	363万円	6 ヘルスデータ活用事業【中期】 147万円 疾病や健康に関連したデータや健診データ等を分析・把握し、本市の事業評価を支援します。
	市費	2億4,931万円	

45	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 1,397万円 (1) 医療安全相談窓口の運営（保健所内に設置） 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。 (2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。 また、講演会等の市民向け啓発を行います。
本年度	6,314万円		2 薬務事業 1,411万円 (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。 (2) 薬物乱用防止啓発等 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。
前年度	7,915万円		(3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
差引	△1,601万円		3 医療指導事業 3,506万円 医療法に基づく市内医療機関への立入検査（医療監視）や医療機関及び医療法人等への許認可、病院安全管理者会議の開催等を通じて、市民にとって適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	3,097万円	
	市費	3,217万円	

46	食の安全確保事業		事業内容 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止するとともに、食品の適正表示を推進して食の安全・安心を確保します。
本 年 度	2 億6, 473万円		1 食品衛生監視指導等事業【中期】 6, 098万円 食品関係施設に対して監視指導等を行います。特に、開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、食品衛生対策を強化します。
前 年 度	2 億7, 427万円		2 食の安全強化対策事業【中期】 7, 000万円 残留農薬やアレルゲン等による危害を防止するため、監視指導や検査により違反食品を排除します。また、給食施設に対してeラーニングによる食中毒予防のための衛生講習会を新たに実施します。
差 引	△954万円		3 食品の放射性物質検査事業 853万円 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	179万円	4 HACCP導入支援事業【中期】 1, 057万円 HACCPによる衛生管理の導入支援のため、講習会の実施や動画等の作成を行うとともに、導入状況の確認を行います。 5 市場衛生検査所運営事業【中期】 1 億1, 465万円 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
	県	—	
	その他	1 億8, 085万円	
	市 費	8, 209万円	

47	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境衛生関係施設の衛生を確保します。また墓地の許可について厳格な審査を行います。
本 年 度	7, 022万円		1 環境衛生監視指導等事業 5, 209万円 (1) ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。 (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出受付事務や指導を実施します。 (3) 墓地の経営許可については、専門の有識者による財務状況の審査会を適切に開催します。
前 年 度	6, 983万円		2 建築物衛生、居住衛生対策事業【中期】 1, 042万円 レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。
差 引	39万円		3 生活環境対策事業【中期】 158万円 ネズミ・トコジラミなどによる被害を防止するための啓発や相談対応等を行います。 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、 Dengue熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の発生防止のための啓発や蚊幼虫駆除作業等を実施します。
本年度の財源内訳	国	—	4 災害時生活用水確保事業 613万円 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を行います。
	県	—	
	その他	1, 032万円	
	市 費	5, 990万円	

48	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 収容した犬猫の返還や譲渡を一層推進するとともに、終生飼養や動物愛護に係る普及啓発事業を進めます。
本 年 度	1 億8,542万円		1 動物愛護センター運営事業 3,086万円 啓発物の展示等を行いながら、より多くの方にご利用いただける施設にしていきます。
前 年 度	1 億9,063万円		
差 引	△521万円		
本年度の財源内訳	国	3万円	
	県	—	2 動物愛護普及啓発事業【中期】〈拡充〉 2,875万円 (1) 災害時のペット対策として、同行避難訓練の取組等の支援・啓発を行います。 (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助を行うとともに、地域猫支援事業を推進します。 <u>(3) ペットを適正な頭数で飼養ができなくなった飼い主への支援等について取組を始めます。【基金】</u>
	その他	1 億2,751万円	
	市 費	5,788万円	
			3 動物保護管理事業 6,296万円 収容した犬猫の返還及び譲渡を推進します。 また、動物取扱事業者に対し、適正な飼養管理を確認するための立入調査及び監視指導を行います。
			4 狂犬病予防事業 6,285万円 犬の登録と狂犬病予防注射接種の推進を図ります。

49	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 難病対策事業 48億8,175万円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、以下の事業等を実施します。 (1) 特定医療費（指定難病）助成事業 指定難病に罹患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。
本 年 度	54億6,300万円		2 公害・石綿健康被害対策事業 5 億4,330万円 (1) 公害健康被害者対策事業 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (2) 石綿健康被害者対策事業 石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
前 年 度	50億1,976万円		
差 引	4 億4,324万円		
本年度の財源内訳	国	23億6,756万円	
	県	—	3 公害被害者救済事業費会計 3,795万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
	その他	5 億4,864万円	
	市 費	25億4,680万円	

50	齋場・墓地管理 運営事業 (一般会計・ 新墓園事業費会計)		事業内容
			1 齋場運営事業 18億8,119万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4齋場の管理運営を行います。また、市営齋場の残骨灰売払収入を活用し、齋場の利用環境向上に取り組みます。
			2 民営齋場使用料補助事業 3,111万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営齋場火葬料との差額の一部を補助します。
			3 墓地・霊堂事業 2億1,914万円 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山霊堂の管理運営を行います。
本 年 度		42億8,720万円	
前 年 度		42億7,859万円	
差 引		861万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	23億667万円	
	市 費	19億8,053万円	
6 市営墓地整備事業【中期】 6億9,600万円 (1) 舞岡地区新墓園 公園型墓園を整備するための造成工事等を行います。 6億1,500万円 (2) 大規模施設跡地墓地整備 深谷通信所跡地での環境影響評価の手續等を進めます。 8,100万円			
7 東部方面齋場(仮称)整備事業【中期】 3億6,893万円 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営齋場の整備を進めます。			
(1) 整備火葬炉数			
16炉(本炉15炉、予備炉1炉)			
(2) 実施内容			
基本・実施設計、都市計画手續等			

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	2年度	3年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	217,095	216,141	△ 954	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	217,095	216,141	△ 954	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	3,825,259	3,890,892	65,633	
	委託料	1,915,182	1,910,980	△ 4,202	
	計	5,740,441	5,801,872	61,431	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,418,681	1,437,896	19,215	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,513,019	1,509,691	△ 3,328	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,931,700	2,947,587	15,887	
障害者支援センター	補助金	2,406,578	2,452,996	46,418	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	402,163	401,289	△ 874	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	2,808,741	2,854,285	45,544	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,014,183	3,030,321	16,138	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,014,183	3,030,321	16,138	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	3,274	2,601	△ 673	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	992,235	994,647	2,412	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	995,509	997,248	1,739	
合 計		9,967,228	10,045,582	78,354	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし



令和3年度 予算概要

医療局
医療局病院経営本部

目 次

I	令和3年度予算案の考え方	・・・	1
II	令和3年度予算案について	・・・	2
III	主な取組		
	1 新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」	・・・	6
	2 2025年に向けた医療提供体制の確保	・・・	7
	(1) 病床機能の確保等		
	(2) 地域における医療連携の推進		
	(3) 人材確保・育成		
	(4) 市民啓発の推進		
	(5) よこはま保健医療プラン2018の中間振り返り		
	3 地域医療の充実・強化	・・・	14
	(1) がん対策の推進		
	(2) 心血管疾患対策、疾病の重症化予防		
	(3) 産科・周産期医療及び小児医療		
	(4) 歯科保健医療の推進		
	(5) 国際化への対応		
	(6) 先進的医療の充実		
	4 救急・災害時医療体制の強化	・・・	20
	(1) 救急医療体制の充実		
	(2) 災害時医療体制の整備		
	5 在宅医療の充実	・・・	23
	6 ICTを活用した医療政策の推進	・・・	26
	(1) 医療ビッグデータ活用システムによる分析		
	(2) ICTを活用した地域医療ネットワークの構築		
	7 市立病院における取組と経営	・・・	27
IV	事業別内訳	・・・	35
	参考資料		
	【参考1】市立病院の令和3年度予算案等	・・・	55
	(1) 予算案		
	(2) 一般会計繰入金の詳細		
	【参考2】みなと赤十字病院の収支の仕組み	・・・	61
	【参考3】市立病院の経営状況	・・・	62

I 令和3年度 予算案の考え方

新型コロナウイルス感染症は、依然として収束の見通しが立たず、市民生活にも深刻な影響が生じています。医療局では、引き続き、病床の確保や医療従事者への支援、入院・転院の調整など、様々な感染症対策の取組を進めながら日常の地域医療と新型コロナウイルス感染症医療との両立を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症以外においても、急増する医療需要に対し、必要などきに必要な医療を提供できるよう、病床機能の確保、医療人材の確保・育成支援、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築等の医療施策を着実に推進していきます。あわせて、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、更に「医療と介護の連携強化」や「地域医療・在宅医療の充実」を進めていきます。

市立病院は、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな医療ニーズにも的確に対応するとともに、「横浜市立病院中期経営プラン 2019-2022」に基づき、救急・災害時医療、感染症医療などの政策的医療や、地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行うなど、地域医療全体へ貢献することで地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

令和3年度は「よこはま保健医療プラン 2018」の4年目、「横浜市中期4か年計画 2018～2021」の最終年度にあたります。これまでの目標の達成状況や進捗状況を評価・検証するとともに、新型コロナウイルス感染症による各施策への影響等も踏まえながら必要に応じて計画や事業の見直しを行います。

医療局・医療局病院経営本部は、『市民の皆様が将来にわたって住み慣れた横浜で、安心・安全に暮らすことのできる最適な地域医療の提供』の実現に向け、引き続き着実に取組を進めていきます。

Ⅱ 令和3年度 予算案について

令和3年度予算案総括表

(1) 医療局

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度 (当初予算)	差引増△減	(%)
一 般 会 計	12,137,109	11,216,292	920,817	8.2
7款 健康福祉費	4,696,156	3,726,549	969,607	26.0
職員人件費	759,834	691,677	68,157	9.9
事業費	3,936,322	3,034,872	901,450	29.7
新型コロナウイルス感染症 「くらし・経済対策」	(950,888)	(0)	(950,888)	(100.0)
17款 諸支出金	7,440,953	7,489,743	△ 48,790	△ 0.7
病院事業会計繰出金	7,440,953	7,489,743	△ 48,790	△ 0.7
特 別 会 計	396,288	411,656	△ 15,368	△ 3.7
介護保険事業費会計	396,288	411,656	△ 15,368	△ 3.7
合 計	12,533,397	11,627,948	905,449	7.8

※令和3年度の医療局予算一般会計分については、医療政策上、必要な予算を確保した上で、新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」に係る経費の増(950,888千円)などの影響により、令和2年度と比較して、全体で8.2%(920,817千円)の増となりました。

<参考> 令和2年度 新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」(補正予算による対応)
計 1,156,402千円

(2) 医療局病院経営本部(病院事業会計)

【収益的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減	(%)
収益的収入	40,366,705	37,286,909	3,079,796	8.3
市民病院	29,770,545	26,113,123	3,657,422	14.0
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,568,878	8,457,380	111,498	1.3
みなと赤十字病院	2,027,282	2,716,406	△ 689,124	△ 25.4
収益的支出 (特別損失、予備費を含む)	40,494,071	46,330,121	△ 5,836,050	△ 12.6
市民病院	30,229,657	35,206,550	△ 4,976,893	△ 14.1
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,716,362	8,578,533	137,829	1.6
みなと赤十字病院	1,548,052	2,545,038	△ 996,986	△ 39.2
収益的収支	△ 127,366	△ 9,043,212	8,915,846	
うち特別損益	△ 215,040	△ 7,802,520	7,587,480	
うち予備費	450,000	450,000	—	—
経常収支	537,674	△ 790,692	1,328,366	

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

【資本的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減	(%)
資本的収入	4,698,446	5,824,300	△ 1,125,854	△ 19.3
市民病院	1,738,186	2,467,548	△ 729,362	△ 29.6
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	1,398,531	1,419,229	△ 20,698	△ 1.5
みなと赤十字病院	1,561,729	1,937,523	△ 375,794	△ 19.4
資本的支出	6,124,259	7,989,101	△ 1,864,842	△ 23.3
市民病院	2,095,292	3,588,845	△ 1,493,553	△ 41.6
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	2,015,963	2,029,022	△ 13,059	△ 0.6
みなと赤十字病院	2,013,004	2,371,234	△ 358,230	△ 15.1
資本的収支	△ 1,425,813	△ 2,164,801	738,988	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

【参考】上記のうち一般会計繰入金

(単位:千円)

一般会計繰入金	7,440,954	7,489,743	△ 48,789	△ 0.7
うち収益的収入	3,921,103	3,818,253	102,850	2.7
うち資本的収入	3,519,851	3,671,490	△ 151,639	△ 4.1

令和3年度 予算体系図

- ◆ 一百万円未満は、四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。
- ◆ *印を付している事業については再掲箇所があります。

1 新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」	9億 5,089万円
・重症・中等症患者等入院受入奨励事業	8億 1,998 万円
・重症・中等症患者等受入体制整備事業	1億 500 万円
・Y-CERT強化事業	1,403 万円
・医療救護隊感染症対策事業	1,188 万円
2 2025年に向けた医療提供体制の確保	8億 7,434万円
(1) 病床機能の確保等 (1億 9,162万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (病床確保)	567 万円
・南部病院再整備支援事業	5,900 万円
・地域中核病院支援事業	1億 2,695 万円
(2) 地域における医療連携の推進 (5,081万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (Tele-ICU・EHR) *	4,000 万円
・ICTを活用した地域医療ネットワーク事業 *	288 万円
・在宅医療推進事業 *	470 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	322 万円
(3) 人材確保・育成 (5億 5,776万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (医療人材等確保・働き方改革)	1,760 万円
・看護人材確保事業	5億 2,970 万円
・在宅医療推進事業 *	268 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	533 万円
・医療政策人材育成事業	246 万円
(4) 市民啓発の推進 (7,015万円)	
・医療に関する総合的な市民啓発推進事業	3,442 万円
・地域医療を支える市民活動推進事業	627 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	2,947 万円
(5) よこはま保健医療プラン2018の中間振り返り (400万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (保健医療プラン振り返り)	400 万円
3 地域医療の充実・強化	8億 906万円
(1) がん対策の推進 (1億 2,893万円)	
・総合的ながん対策推進事業 *	1億 2,893 万円
(2) 心血管疾患対策、疾病の重症化予防 (3,926万円)	
・疾病対策推進事業	3,926 万円
(3) 産科・周産期医療及び小児医療 (4億 1,512万円)	
・産科医療対策事業	1億 2,316 万円
・小児救急医療対策事業 *	2億 3,243 万円
・周産期救急医療対策事業 *	5,453 万円
・こどもホスピス (在宅療養児等生活支援施設) 支援事業	500 万円
(4) 歯科保健医療の推進 (9,612万円)	
・歯科保健医療推進事業	9,402 万円
・在宅医療推進事業 *	210 万円
(5) 国際化への対応 (963万円)	
・医療の国際化推進事業	963 万円

(6) 先進的医療の充実 (1億 2,000万円)

- ・横浜臨床研究ネットワーク支援事業 7,000 万円
- ・総合的ながん対策推進事業 * 5,000 万円

4 救急・災害時医療体制の強化 15億 5,394万円

(1) 救急医療体制の充実 (14億 9,265万円)

- ・救急医療センター運営事業 4億 4,189 万円
- ・初期救急医療対策事業 3億 7,209 万円
- ・二次救急医療対策事業 3億 3,708 万円
- ・小児救急医療対策事業 * 2億 3,243 万円
- ・周産期救急医療対策事業 * 5,453 万円
- ・精神疾患を合併する身体救急医療体制事業 1,448 万円
- ・疾患別救急医療体制事業 22 万円
- ・超高齢社会におけるドクターカーシステム整備事業 2,635 万円
- ・その他の救急医療対策 1,359 万円

(2) 災害時医療体制の整備 (6,129万円)

- ・災害時医療体制整備事業 5,654 万円
- ・横浜救急医療チーム (YMAT) 運営事業 475 万円

5 在宅医療の充実 4億 2,903万円

- ・在宅医療推進事業 * 3,274 万円
- ・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) * 3億 9,629 万円

6 ICTを活用した医療政策の推進 5,937万円

(1) 医療ビッグデータ活用システムによる分析 (1,649万円)

- ・医療ビッグデータ活用事業 1,649 万円

(2) ICTを活用した地域医療ネットワークの構築 (4,288万円)

- ・ICTを活用した地域医療ネットワーク事業 * 288 万円
- ・2025年に向けた医療機能確保事業 (Tele-ICU・EHR) * 4,000 万円

～ その他医療局予算 ～

- ・医療局人件費 7億 5,983 万円
- ・医療総務諸費 1,679 万円
- ・医療政策推進事業 1,399 万円
- ・医療機関整備資金貸付事業 5,187 万円
- ・横浜市保健医療協議会 69 万円
- ・病院事業会計繰出金 74億 4,095 万円

令和3年度予算額 (医療局分)	
一般会計	121億 3,711万円
介護保険事業費会計	3億 9,629万円

7 市立病院における取組と経営 (地方公営企業法の全部適用)

	収益的収入	収益的支出	経常収支※
病院事業会計	403億 6,671 万円	404億 9,407 万円	5億 3,767 万円
市民病院	297億 7,055 万円	302億 2,966 万円	5,063 万円
脳卒中・神経 脊椎センター	85億 6,888 万円	87億 1,636 万円	782 万円
みなと赤十字病院 (指定管理者制度)	20億 2,728 万円	15億 4,805 万円	4億 7,923 万円

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

Ⅲ 主な取組

新規・拡充事業は<新規>・<拡充>、神奈川県地域医療介護総合確保基金を活用した事業は★を、該当項目に付記しています。

1 新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」 9億 5,089万円

市内における新型コロナウイルス感染症の感染がまだまだ収束に至らない中、万全な医療提供体制を確保し、市民の皆様と地域医療を守る必要があります。

令和2年度に引き続き、「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」に取り組むための「くらし・経済対策」として、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための施設整備や備品等の購入支援、入院患者の受入支援、入院・転院調整を行う「感染症・医療調整本部（Y-CERT）」の運営、災害時に避難所において巡回診療を行う医療救護隊への感染症対策資器材の配備等を行います。

(1) 感染拡大防止策及び医療提供体制の確保 (9億 5,089万円)

ア 重症・中等症患者等入院受入奨励事業 (8億 1,998万円)

新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、速やかに入院を受け入れられる病床を確保するため、市内の病院と協定を締結し、陽性患者等を受け入れる場合の費用等として、陽性患者1人1日あたり30,000円、感染を疑った患者1人あたり28,500円を負担します。

イ 重症・中等症患者等受入体制整備事業 (1億 500万円)

新型コロナウイルス感染症患者の受入れにあたって必要となる病棟内の施設整備、簡易陰圧装置や感染防護具などの備品・消耗品の購入を医療機関が追加で行う場合の費用を負担します。

ウ Y-CERT強化事業 (1,403万円)

令和2年4月に横浜市新型コロナウイルス対策本部の立ち上げに伴い設置された「感染症・医療調整本部（Y-CERT）」を引き続き運営します。

当該本部は、感染者の発生状況や医療機関の入院状況などの情報を収集し、救命救急センターの救急医や横浜市医師会の医師の医学的見地からの助言等により、救急医療との両立を図り、医療崩壊を防止することや円滑な患者の入院及び移送調整等を行います。



エ 医療救護隊感染症対策事業 (1,188万円) <新規>

震災等の大規模災害時の感染症対策として、避難所に巡回診療を行う医療救護隊に診療資器材を新規購入し、発熱など新型コロナウイルス感染症等が疑われる患者への適切な診療につなげます。

団塊の世代が後期高齢者になり、医療・介護のニーズが飛躍的に増大する2025年に向けて、超高齢社会における市民生活の安心・安全を確保することが喫緊の課題となっています。

とりわけ、本市は基礎自治体の中で高齢者の増加数が最も多く、限られた社会資源を効率的・効果的に活用し、適切な医療・介護サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。

この課題を解決するため、「病床機能の確保等」「地域医療における連携推進」「人材の確保・育成」及び「市民啓発」を柱に取り組みます。

(1) 病床機能の確保等

(1億 9,162万円)

本市においては、高度急性期・急性期を担う病床は将来も充足する一方で、回復期・慢性期を担う病床は大幅な需要増加により、2025年までに急性期等からの機能転換のほか、約3,300床の増床が必要になると見込んでいます(2017年推計)。このため、神奈川県地域医療介護総合確保基金(13頁参照。以下「県基金」)等を活用しながら、病床機能の転換や増床の支援などの対策を進めます。また、高度急性期・急性期医療や政策的医療を担う地域中核病院等に対する支援を継続します。

ア 病床機能転換及び増床の促進 (567万円)

市域でバランスの良い医療提供体制を構築するため、医療需要の動向や既存の医療資源等に関する調査・分析を継続的に実施します。調査結果については、関係者が将来の医療需要を踏まえて病床機能について検討できるよう活用します。

<病床機能について>

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期機能	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

※厚生労働省資料より抜粋

イ 地域中核病院の支援

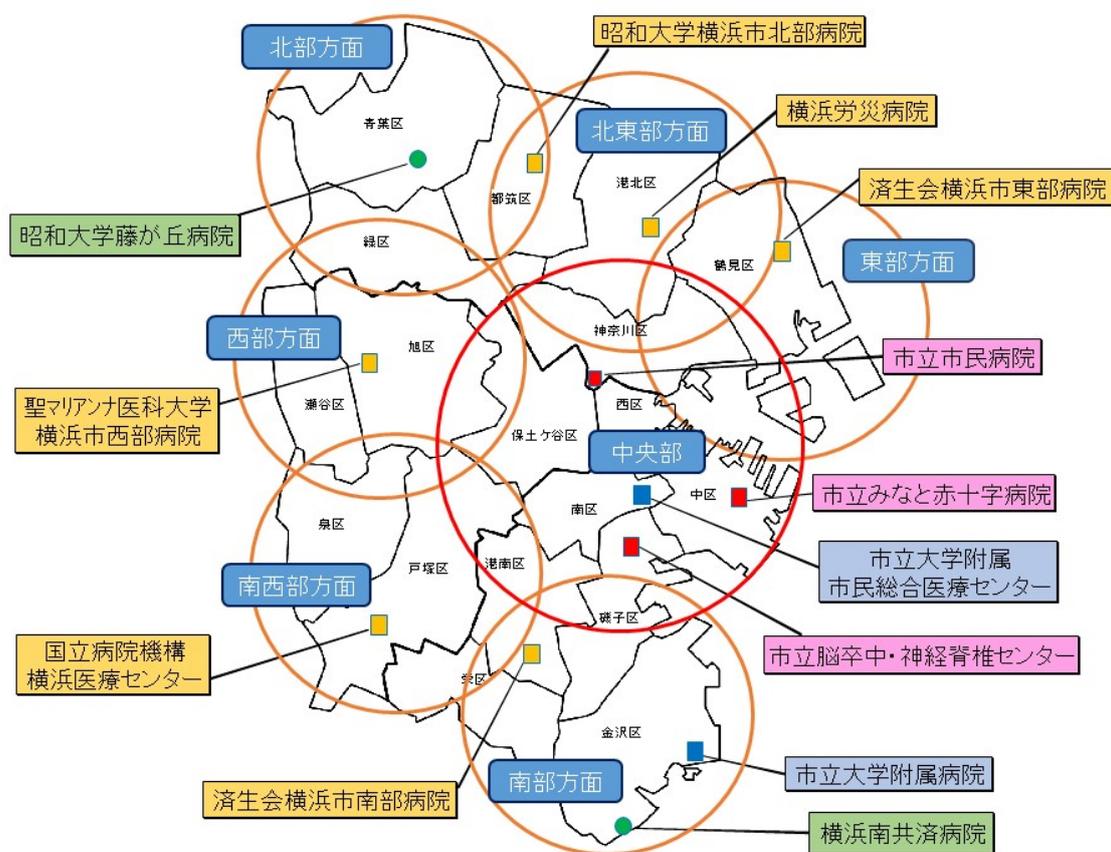
(ア) 南部病院の再整備支援 (5,900万円) <拡充>

昭和58年6月に開院した済生会横浜市南部病院について、資源循環局旧港南工場敷地への移転に向け、都市計画変更の準備、旧港南工場敷地の全体測量を実施するとともに、南部病院が実施する新病院の基本設計に対し補助を行います。

(イ) 地域中核病院の支援 (1億2,695万円)

昭和大学横浜市北部病院及び済生会横浜市東部病院が、病院建設時に借り入れた資金の利子に対する補助を行います。

<医療提供体制のイメージ>



(2) 地域における医療連携の推進

(5,081万円)

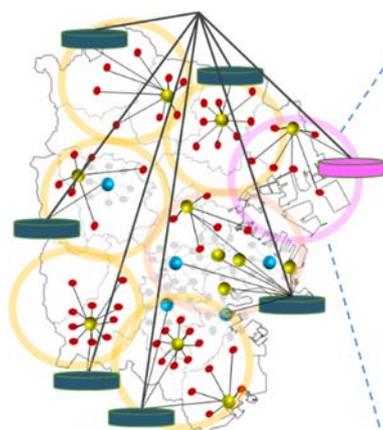
診療状況や患者の情報を地域の医療機関、介護施設等で共有することで、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら、患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供できるように仕組みを整えます。そのため、情報共有のツールとしてICT¹を活用した地域医療連携ネットワーク構築に向けた取組支援や、集中治療室における情報連携の体制整備に対する支援等を行います。

¹ ICT (Information and Communication Technology): コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

ア ICT を活用した地域医療連携ネットワークの構築 (1,288 万円) <拡充>

「横浜市における ICT を活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」² (以下、「市ガイドライン」という。)に基づく鶴見区・神奈川区地域の EHR³ (愛称:サルビアねっと、平成 31 年 3 月開始) の運用支援を継続するとともに、事業の効果検証を行い、市ガイドラインに基づく EHR の相互接続を推進します。また、医療分野における ICT 活用に関する意識やニーズの調査を実施し、今後の医療提供体制の在り方を検討します。

<市内 EHR の展開イメージと事例>



地域ごとに構築される EHR を相互連携し、将来は市内全域をカバーすることを目指します。

鶴見区・神奈川区地域の EHR

鶴見区地域で設立された、「一般社団法人サルビアねっと協議会」を運営主体とする EHR です。

●名称:『都市型地域医療介護連携サルビアねっと』

●参加施設数:75 施設

(令和 2 年 12 月 17 日時点)

●登録者数:8,040 人

(令和 2 年 11 月 24 日時点)

図引用元:(サルビアねっとHP) <http://www.tsurumi-salvia.net/>



イ Tele-ICU⁴体制整備 (3,000 万円) <拡充> ★

横浜国立大学を中心とした「遠隔医療体制 (Tele-ICU)」の運用経費を補助します。

長時間労働等が続く集中治療室の現場の若手医師等に対する遠隔からの適切な助言などのサポートにより、働き方改革や医療の質向上を図ります。

令和 3 年度は、既に構築した市大附属病院を中心とする市民総合医療センター、脳卒中・神経脊椎センターでの体制に、新たに市民病院を加えた 4 病院間での本格稼働を開始します。

<Tele-ICU 支援センター (横浜市大附属病院)>



※横浜国立大学提供

² 横浜市における ICT を活用した地域医療連携ネットワークガイドライン: 市内地域ごとのネットワーク構築に必要な要件等を定めるとともに、将来的な市内全域へのネットワーク展開を見据え、出来る限り簡便・低コストに相互連携するための条件や技術規格等を定めたガイドライン(30 年 3 月公表)。

³ EHR (Electronic Health Record): 医療機関等をネットワークシステムでつなぎ、患者の診療情報等の共有を図るための連携基盤のこと。

⁴ ICU (Intensive Care Unit): 重篤な急性機能不全の患者を 24 時間体制で管理し、より効果的な治療を施すことを目的とした治療室のこと。

増大する医療ニーズに対応できるよう、地域医療を支える医師・看護師等の医療人材の確保・育成に向けた取組を充実させます。

平成31年4月に働き方改革関連の改正法が施行されたことから、市内病院の取組が円滑に進むよう支援を行います。また、人材確保体制に不安を抱える市内の病院を対象とした採用・定着支援を行うほか、看護専門学校^{（イ）}の運営支援や資格を持ちながら就業していない看護師（潜在看護師）の復職支援を継続します。あわせて在宅医療を担う医師の養成・確保対策を進めます。

ア 医療人材の確保

(ア) 医師等の働き方改革取組支援（200万円）

市内病院の働き方改革の取組が円滑に進むよう、本市の状況に即した業務効率化やタスクシフト・シェア等の手法・事例の収集や国等が実施する施策を取りまとめ、周知するなどの支援を行います。

(イ) 市内病院（特に病床数200床未満の病院）の採用・定着支援（1,560万円）

◎地方在住者の採用促進

地方での看護師合同就職説明会への参加支援等を行います。

◎採用・定着の支援

離職防止等のセミナー・実務者向け研修会等を開催します。

◎医師事務作業補助者等の採用支援

タスクシフトの促進に向けて、医師事務作業補助者や看護補助者などの採用を支援します。

イ 看護人材の確保

(ア) 看護専門学校の運営支援（5億2,550万円）

横浜市医師会^{（イ）}聖灯看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。

(イ) 看護専門学校の設備改修支援（350万円）＜新規＞

開校後25年が経過した横浜市病院協会看護専門学校について、設備改修に向けた全体調査及び長期保全計画の作成に係る費用を補助します。

(ウ) 看護師復職支援（70万円）

潜在看護師の再就職及び復職後の定着を推進するため、復職後の看護師に対しフォローアップ研修を実施します。

ウ 在宅医療を担う医師の養成（総事業費201万円：市費25万円（1/8相当））★

より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、横浜市医師会と連携し、在宅医療を担う医師を養成します。

＜研修内容＞ 座学研修：在宅医療に必要な知識を学びます。

同行研修：講師役の医師の訪問診療に研修受講の医師が同行します。

エ 在宅医療を支える訪問看護師の育成

(ア) 訪問看護師人材育成支援 (218 万円) <社会福祉基金活用事業>

地域で即戦力として活躍できる訪問看護師を育成するため、横浜市立大学と協働で開発した人材育成プログラムを周知・運用します。また、訪問看護師のキャリア開発・スキルアップとして、研修・教育支援体制を整備し、地域での人材育成体制を構築します。

(イ) 訪問看護師対応力サポート (14 万円) <社会福祉基金活用事業>

訪問看護師が、医療依存度の高い患者に対して質の高い看護を提供できるよう、病院等で勤務する専門看護師・認定看護師によるサポートを受けられる機会を確保します。

オ 在宅医療推進のための人材育成 (196 万円) <介護保険事業費会計>

医療・介護連携に関わる人材育成研修を職種別、対象者別にきめ細かく実施し、在宅医療・介護サービスを一体的に提供するためのより質の高い連携を目指します。

カ 医療政策を担う職員の育成 (246 万円)

超高齢社会において安定した医療提供体制を確保するためには、医療、病院経営、保健・福祉など幅広い知識をもとに医療政策を立案・実行する職員が求められます。そのため、横浜市立大学大学院ヘルスデータサイエンス専攻への派遣研修や同大学が実施する課題解決型高度医療人材養成プログラムへの派遣研修を行います。また、病院経営管理士⁵・診療情報管理士⁶・医療福祉連携士⁷の資格取得支援を行います。

(4) 市民啓発の推進

(7, 015 万円)

ア 医療に関する総合的な市民啓発 (3, 442 万円)

市民の皆様が医療を身近に感じていただき、将来の具体的な受療行動の変容につなげるため、民間企業等との連携による手法で医療広報を実施する「医療の視点」プロジェクトを平成30年10月より開始しました。令和3年度も引き続き本プロジェクトのもとで、医療に関心の低い方の興味を引き共感を促進する大規模な啓発を企画・実施するとともに、統一コンセプトによるリーフレット等デザイン制作を通じた分かりやすい情報発信を行います。

実施にあたっては、取組への共感促進による波及拡大や、メディア報道及びSNS活用による評判化を図り、将来にわたり安心・安全に医療を受けられる意識の醸成を目指します。

⁵ 病院経営管理士：日本病院会が認定する資格で、事務長など病院の管理運営を円滑かつ積極的に実行する能力及び適応力を備えた医療機関職員

⁶ 診療情報管理士：医療機関における患者の様々な診療情報を中心に人の健康(health)に関する情報を国際統計分類等に基づいて収集・管理し、データベースを抽出・加工・分析し、様々なニーズに適した情報を提供する専門職種

⁷ 医療福祉連携士：「地域の医療及び福祉に切れ目ない連携を図ることにより、限られた医療及び福祉機能の効率化を推進し、国民の医療及び福祉に資する」ことを目的として創設された認定資格

<実施内容イメージ>



<取組事例>

■目的
患者や医療従事者それぞれによる受け取り方や感じ方といった、“視点の違い”をマンガでわかりやすく伝えることで、医療に関するコミュニケーションギャップの改善につなげます。

■効果
マンガを通じて気づいた内容を、SNS などを通じて多くの方が感想などをシェアする効果が期待できます。

患者視点

一
つ
の
事

従事者視点

立場の違いによって同じことでも感じる内容や視点が異なる点をマンガで表現

受賞作品は、すべて web サイトで読むことができます。
<https://iryomanga.city.yokohama.lg.jp/>

【第2回実績数】 ※令和2年12月25日時点

- ・マンガ応募数 78件
- ・メディアでの取組紹介数 254回
- ・WEBサイト閲覧数 約32万2千回(延べ)

【第2回募集テーマ】
人生の最終段階/コミュニケーションの難しさ
/2020年の医療現場/心がふるえたエピソード
 ※エピソードは協力企業(4社)からの提供

(5) よこはま保健医療プラン2018の中間振り返り

(400万円)

6年間を計画期間としている現行プランについて、中間振り返りを行います。

◇ 神奈川県地域医療介護総合確保基金 ◇

<基金設置の経過・目的>

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療、介護サービスの提供体制を充実するため、平成26年4月以降に消費税が引き上げられた際の増収分を財源として設置された基金で、県が作成する計画に基づき事業を実施しています。

(根拠法令：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

<基金の仕組み>

基金は「医療分」と「介護分」に分かれており、医療分では次の4つの事業で活用します。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
- ④ 勤務医の働き方改革の推進に関する事業



「よこはま保健医療プラン2018」に基づき、がん対策の推進を継続するとともに、死亡原因の第2位となっている心血管疾患への対策として心臓リハビリテーションの推進に取り組みます。

また、産科・周産期医療・小児医療や歯科保健医療の推進及び先進的医療の充実等の取組を進めます。

(1) がん対策の推進

(1億 2,893万円)

横浜市がん撲滅対策推進条例に基づき、引き続き総合的ながん対策に取り組みます。

ア がん医療の充実

(ア) がん診療におけるオンライン遺伝カウンセリングの検討 (100万円) <新規>

遺伝性乳がん・卵巣がん症候群⁸と診断された方をリスクに応じた予防対策につなげるため、遺伝カウンセリング⁹の利便性向上に向けたオンラインでの実施について検討を行います。

(イ) 乳がん対策 (2,090万円)

家庭や職場で中心的な役割を担う世代のり患が多い乳がん患者に対して、チーム医療を促進するために、診療に加え、患者支援や診療所との連携推進に取り組む横浜市乳がん連携病院へ、取組を継続していくための運営費を補助します。

<乳がん連携病院：横浜労災病院、横浜市立みなと赤十字病院、横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院>

(ウ) 緩和ケアの充実

◎緩和医療に関する医師育成支援 (1,650万円) <拡充>

市内の緩和ケア提供体制の充実を図るため、緩和医療に携わる医師を育成します。

◎緩和医療に従事する医師の確保 (52万円) <新規>

市内での緩和医療に携わる医師を確保するため、市内で緩和医療に従事する医師と協働で医師向けキャリア説明会を実施します。

⁸ 遺伝性乳がん・卵巣がん症候群 (HBOC)：遺伝性のがんの一つ。傷がついた遺伝子の修復機能をもつBRCA1、BRCA2 という2つの遺伝子のどちらか (または両方) に変化があるために、一般の人より乳がんや卵巣がんの他、膵臓がん、男性では前立腺がんを発症しやすい体質の方がHBOCと診断される (がんを発症していなくても、BRCA1 やBRCA2 の遺伝子に変化がある場合はHBOCと診断される)。乳がんのうち3~5%、卵巣がんでは10~15%がBRCA1、BRCA2 の変化によるものである。BRCA1、BRCA2 のどちらかに変化がある場合、80歳までに乳がんを発症する累積リスクは約70%、卵巣がんではBRCA1 の変化がある場合44%、BRCA2 の変化がある場合は17%となる。《引用元》特定非営利法人日本HBOCコンソーシアムHPより抜粋

⁹ 遺伝カウンセリング：遺伝カウンセリングは、「疾患の遺伝学的関与について、遺伝性疾患の当事者や家族・関係者が、その医学的影響、心理学的影響および家族への影響を理解し、それに適応していくことを助けるプロセスであり、リスクや状況に対するインフォームド・チョイス (十分な情報を得た上での自立的選択) と適応を促進するためのカウンセリング、などが含まれる。」とされている。《引用元》国立がん研究センターがんゲノム情報管理センターHPより抜粋

(エ) 専門看護師等の認定資格取得の推進 (100万円)

がん患者の生活の質を重視し、より質の高い看護を提供する専門看護師や認定看護師等の資格を持つ医療人材を増やすため、市内医療機関に対し資格取得に係る経費の一部を補助します。

※ 専門看護師 (がん看護、精神看護、小児看護)

認定看護師 (緩和ケア、がん薬物療法看護、乳がん看護、がん放射線療法看護)

がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、外来がん治療認定薬剤師、
緩和薬物療法認定薬剤師

(オ) 小児がん対策 (213万円)

小児がんに対応する専門性の高い病院を小児がん連携病院に指定し、市内の小児がん医療や患者家族等への相談支援を充実します。

＜小児がん連携病院：神奈川県立こども医療センター、
済生会横浜市南部病院、横浜市立大学附属病院＞

(カ) A Y A 世代がん患者への相談支援体制の整備 (30万円) <新規>

がんの治療だけでなく、学業、仕事、子育てなどの個別の課題を抱えるA Y A (Adolescent and Young Adult) 世代 (主に15～39歳) のがん患者への支援のため、相談支援体制を整備します。

イ がんと共に生きる

(ア) がん治療と仕事の両立支援に関する医療従事者向け研修 (115万円) <新規>

がん治療と仕事の両立支援を推進するため、医療従事者向けに研修を実施します。

(イ) がん患者に対するウィッグ (かつら) 購入経費の助成 (1,687万円)

がんの治療による抗がん剤の副作用等で頭髪の脱毛に悩む患者の社会参加や就労を支援するため、ウィッグ等購入経費について1人1万円を上限に助成します。

(ウ) アピアランス (外見) ケア支援 (88万円)

がん治療に伴う外見の変化の悩みに配慮し、適切なアピアランスケア (外見だけの支援ではなく、治療と生活を考えて医療従事者が行う支持療法の一つ) が行われるよう、がん診療連携拠点病院等の医療従事者向け研修を実施します。

また、アピアランスケアに取り組むがん診療連携拠点病院等に経費の一部を補助します。

(エ) 若年がん患者の在宅療養に対する支援 (221万円)

がん末期と診断された40歳未満の方の在宅生活を支援するため、在宅療養の際に利用する訪問介護や福祉用具貸与等に係る経費の一部を助成します。

ウ 横浜市立大学におけるがん研究への支援 (5,000万円)

市内で提供される医療の質向上のため、横浜市立大学が行う先進的ながん研究に対し、治療に関する研究経費や研究に関わる人材に係る経費を引き続き補助します。

ア 心臓リハビリテーションの推進 (3,534万円) <社会福祉基金活用事業> ★

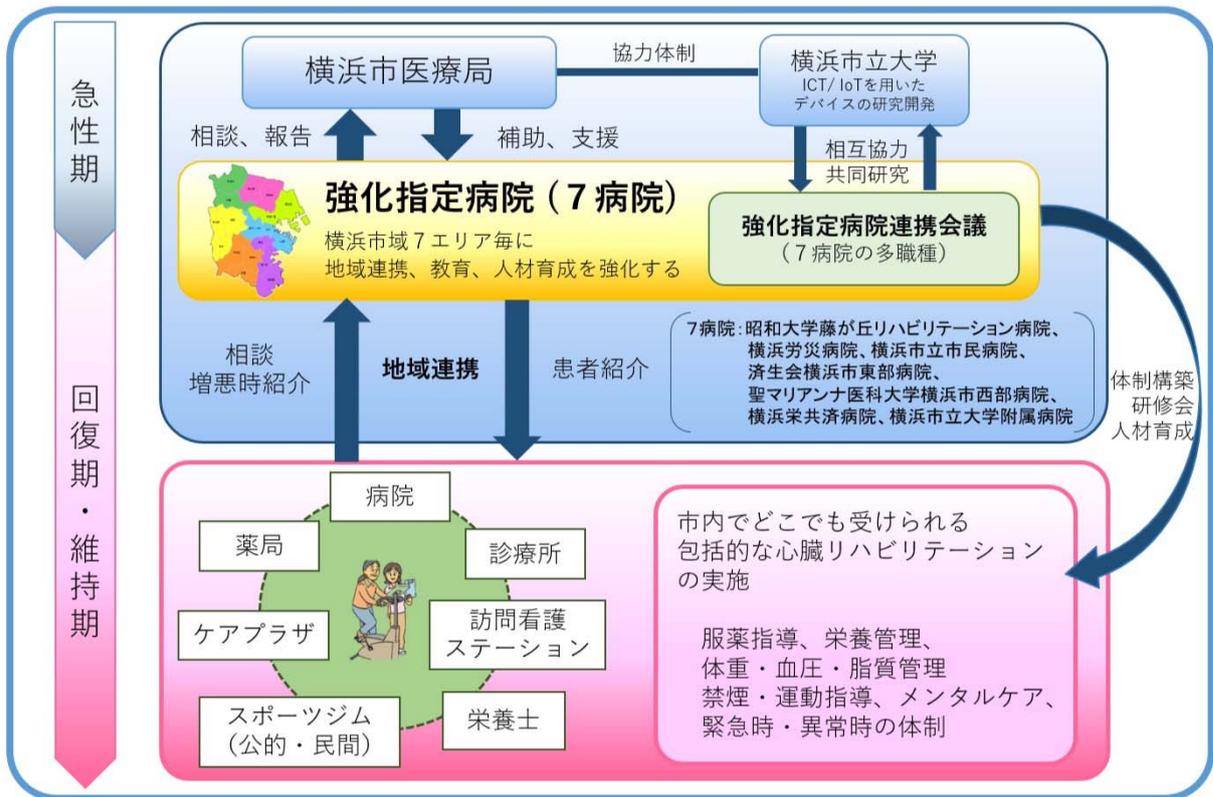
死因第2位の心血管疾患について再発・重症化の予防を目的に、市内のエリアごとに強化指定病院を指定し、入院・通院中だけでなく、患者が地域、在宅まで切れ目なく心臓リハビリテーションを受けられる地域連携体制を構築します。併せて、人材育成や啓発にも取り組みます。

※強化指定病院…担当エリア内における地域連携や教育の中心的存在となり、院内体制構築のみならず、地域のスポーツ施設や医療機関との連携プランを策定・実施することで適切な心臓リハビリテーションを受ける患者を増やす役割を担う。

<心臓リハビリテーションとは>

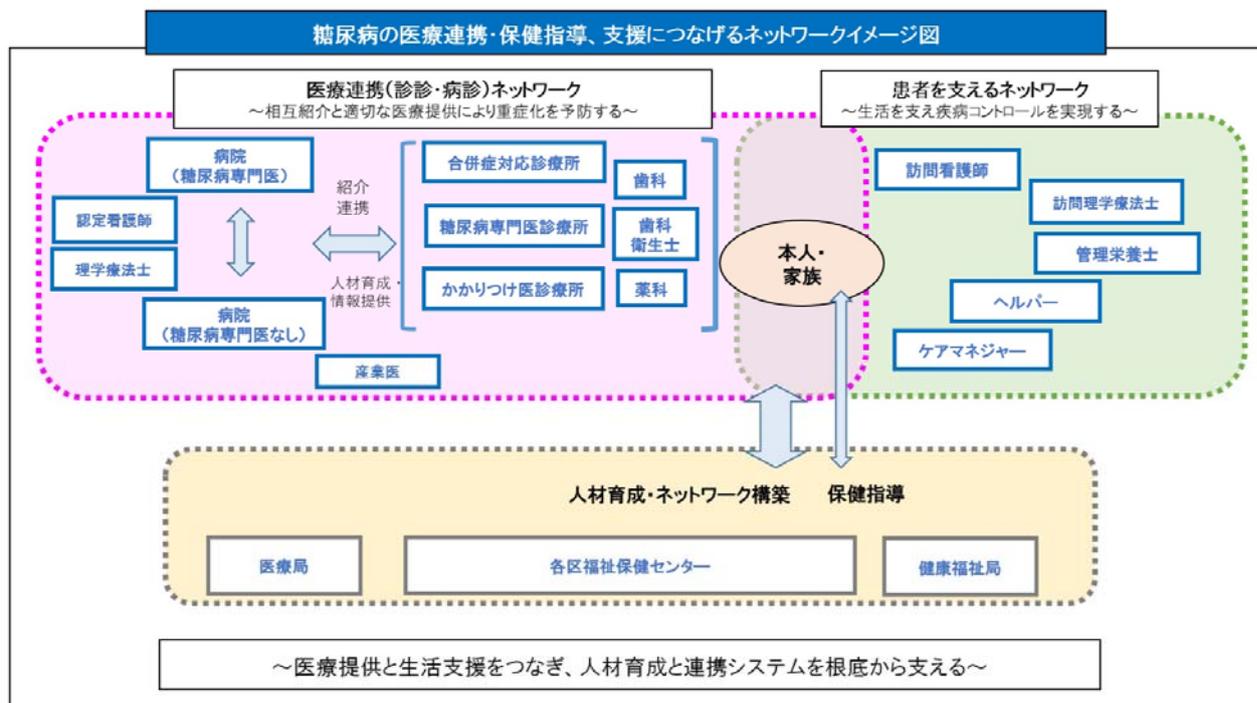
心血管疾患の再発・重症化を予防するための包括的なプログラム（運動療法、服薬・食事・生活指導、カウンセリング等）のこと。急性期病院から地域、在宅に至るまで、幅広い療養の場で多職種が協力して取り組むものとされる。その効果については医学的エビデンスが示されているが、地域でどのように取り組むかが課題となっている。

<心臓リハビリテーションの推進に関する取組のイメージ>



イ 疾病の重症化予防対策 (総事業費6,921万円 (医療局344万円/健康福祉局6,577万円))

第2期健康横浜21横浜健康アクションStage2の一環として、糖尿病の重症化予防に向けた発症初期段階からの診診の医療連携や、保健指導・支援につなげることを目的に、患者を支えるためのネットワーク構築のための検討会を開催します。また、糖尿病の重症化予防に必要な知識・技術習得や、医療との連携について学ぶことを目的とした多職種研修を行い、ネットワーク形成に取り組みます。



＜令和2年10月27日検討会資料より＞

(3) 産科・周産期医療及び小児医療

(4億 1,512万円)

ア 産科医療対策 (1億2,316万円) ★

市内で安心して出産できる環境を確保するため、産科拠点病院に対し、運営費等の補助を行うほか、既存の分娩を扱う医療機関に対し、医療機器購入費や人材確保のための経費について一部補助します。 <産科拠点病院：横浜労災病院、横浜市立市民病院※、済生会横浜市南部病院>

※横浜市立市民病院は繰出金による対応

イ 小児・周産期救急医療対策

(ア) 小児救急医療対策 (2億3,243万円) ★

夜間に増加する傾向のある小児患者の受入体制を確保するため、24時間365日の救急車の受入体制等をとっている「小児救急拠点病院」(7か所)について運営に係る経費の一部を補助します。

(イ) 周産期救急医療対策 (5,453万円)

周産期救急について、三次救急を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターや地域の産科クリニックなどからの患者を受け入れる周産期救急連携病院の体制確保等に関する経費を補助します。また、NICU¹⁰及びGCU¹¹の運営費を補助します。

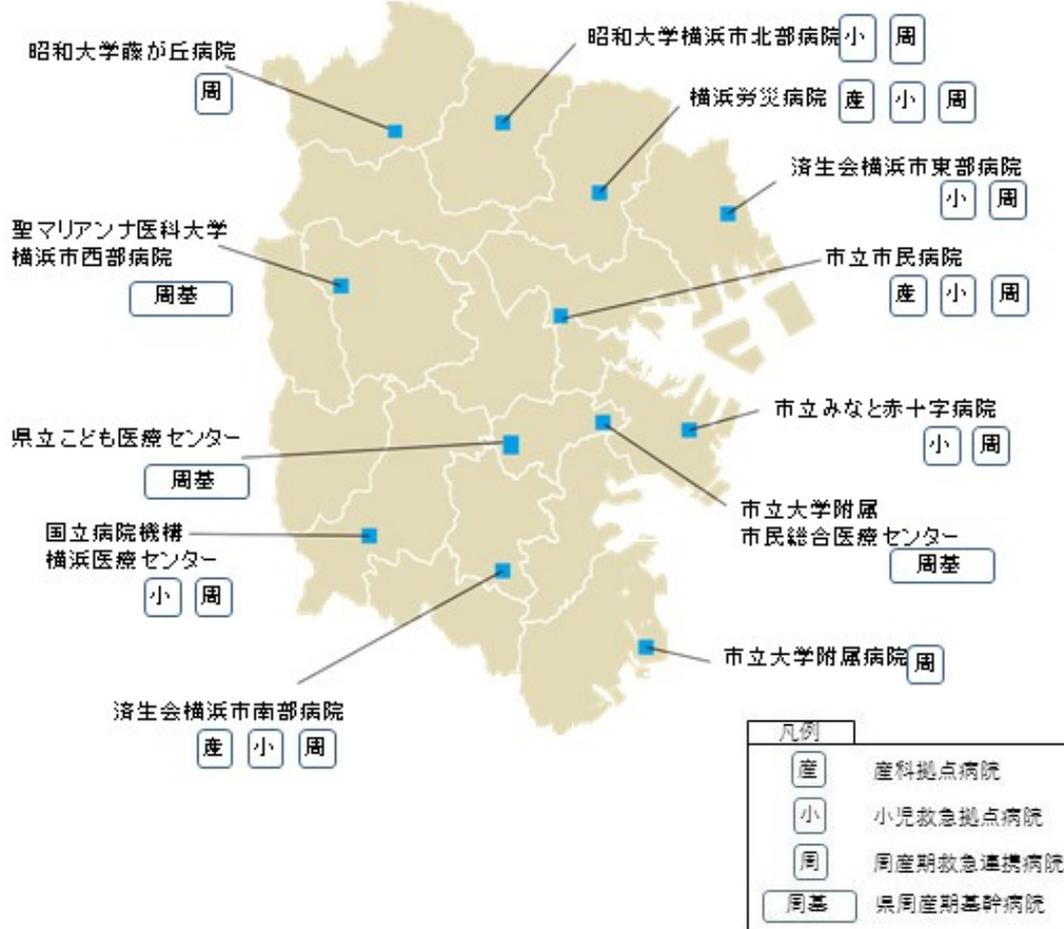
エヌアイシーユー

¹⁰ NICU (Neonatal Intensive Care Unit): 低出生体重児や重い病気のある新生児などを専門に治療するため、保育器や人工呼吸器、心拍数を監視する機器などを備え、新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす病床

ジーシーユー

¹¹ GCU (Growing Care Unit): NICUを退室した児を受け入れる後方病床。NICUと同等の医療機器などを備え新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準を満たす病床

小児救急拠点病院と市周産期救急医療体制



(ウ) こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援（500万円）

生命を脅かす病気を患い、長期の在宅療養生活を余儀なくされる子どもが増えている中で、患者や家族の療養生活の質の向上が大きな課題となっています。本市では、生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設の設立運営支援を医療政策の一環に位置付けており、事業者による整備を進めています。

施設は、令和3年8月に金沢区に竣工予定となっており、開所に向けた準備期間及び開所後の人件費の一部を補助します。

<建物イメージ>



(事業者提供)

(4) 歯科保健医療の推進

(9,612万円)

ア 歯科保健医療の推進（9,402万円）<拡充>

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費を補助します。

また、平成28年度に横浜市歯科医師会、横浜市立大学、横浜市の三者で締結した周術期口腔ケア推進に向けた包括連携に係る協定に基づき、周術期の口腔ケアに関して、横浜市歯科医師会と協働し、市民啓発用の物品の作成や講演会を行います。

さらに、障害児・者歯科診療に関する連絡会や協力医療機関を対象とした研修会を開催し、障害児・者歯科診療体制の充実を図ります。

イ 在宅歯科医療の推進（210万円）〈拡充〉

高齢の在宅療養者が増加していく中で、大きな課題となっている誤嚥性肺炎の対策として、嚥下内視鏡の整備を促進し、歯科医師等を対象とした嚥下機能評価研修を開催します。

また、地域で従事する医師、歯科医師、訪問看護師、歯科衛生士、管理栄養士、言語聴覚士等多職種を対象とした、誤嚥性肺炎対策に係る研修を新たに実施します。

(5) 国際化への対応

(963万円)

外国人の方が安心して受診できるよう、本市が電話医療通訳事業者と委託契約を行い、市内の病院・夜間急病センター等に多言語に対応した電話医療通訳サービスを提供します。令和3年度開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピックによる訪日外国人の急増に備え、引き続きサービスを継続します。

(6) 先進的医療の充実

(1億2,000万円)

ア 横浜臨床研究ネットワークの支援（7,000万円）

横浜市立大学が中心的役割を果たす「横浜臨床研究ネットワーク」（市内・県内15医療機関 合計7,813床）の運営に係る経費を補助します。これにより、臨床研究や治験の効率化・加速化・質の向上を図り、創薬や先進的な治療法等、市民の方の先進的医療の受診機会の増加や医療産業の活性化など研究成果の早期還元に向けた取組を支援します。

また、ネットワークの人員体制構築や臨床研究等実績の集積を進め、横浜市立大学附属病院が臨床研究中核病院に承認されることを目指します。

イ 横浜市立大学におけるがん研究への支援（5,000万円）（再掲）

＝認知症の人を支える医療提供体制＝

高齢化の更なる進展に伴い、2025年には約20万人（高齢者の5人に1人）の方が認知症を抱えながら生活することが推計されています。本市では認知症の方に優しい地域を目指し、医療・介護・福祉・保健・地域づくり等が一体となって取組を進めています。

認知症の状態に応じた切れ目ない医療対応等ができるよう、認知症疾患医療センター、専門医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、かかりつけ医など関係機関の連携を、健康福祉局と一体となって検討・促進し、医療提供体制の更なる強化に取り組みます。

4 救急・災害時医療体制の強化

15億 5,394万円

二次救急拠点病院や病院群輪番制病院の整備・支援により、24時間365日いつでも安定した救急医療体制を確保します。

また、大規模災害に備え、横浜市防災計画に基づいた災害時医療体制をより充実したものとするための施策に取り組みます。

(1) 救急医療体制の充実

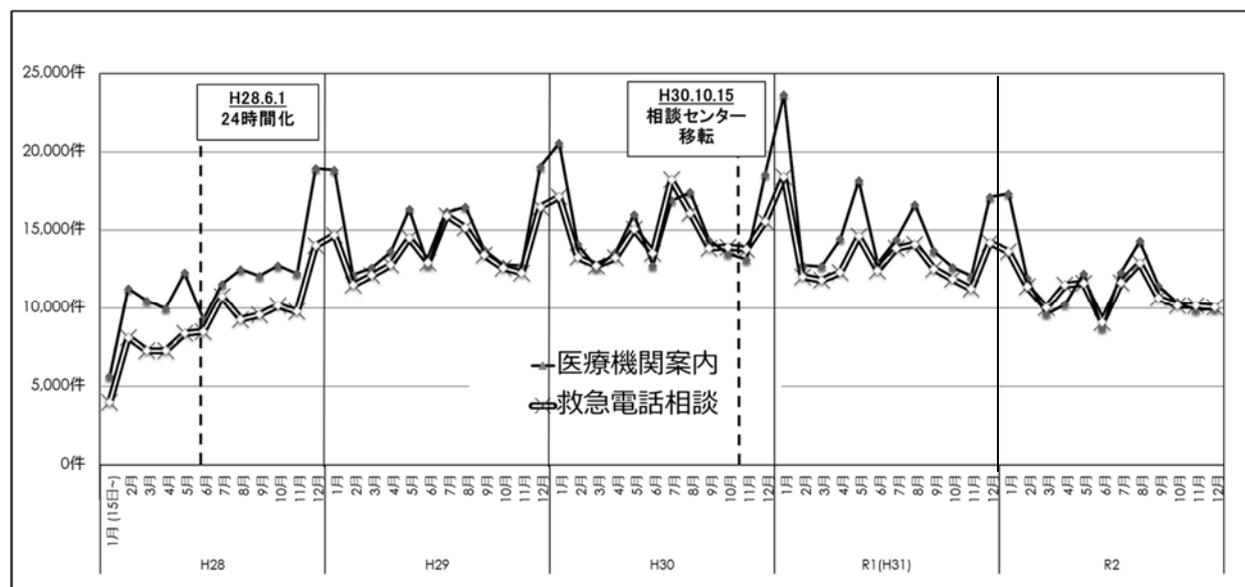
(14億 9,265万円)

ア 横浜市救急医療センターの運営 (4億 4,189万円)

急な病気やけがのとき、24時間365日体制で看護師等が受診の必要性などをアドバイスする救急電話相談及び受診可能な医療機関の案内を行う横浜市救急相談センター（#7119）、夜間における初期救急医療体制の中心施設である横浜市夜間急病センターを指定管理制度により管理運営します。

<横浜市救急相談センター（#7119）利用状況>

	総件数		医療機関案内		救急電話相談	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
H29年1月～12月	341,790		177,326		164,464	
H30年1月～12月	359,892	105%	183,424	103%	176,468	107%
H31年1月～R1年12月	340,564	95%	181,127	99%	159,437	90%
R2年1月～12月	271,027	80%	138,162	76%	132,865	83%



イ 初期救急医療対策

(ア) 休日急患診療所等の運営支援（3億255万円）

休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保するため、夜間急病センター（北部・南西部）、各区休日急患診療所の運営を支援します。

夜間急病センター：365日午後8時から午前0時までの診療に対応

休日急患診療所：日曜、祝日、年末年始の日中の診療に対応

(イ) 休日急患診療所の建替え支援（6,900万円）

在宅医療や災害時の医療の拠点としても重要な役割を果たす、休日急患診療所の老朽化や狭あい化に対応した建替えに係る経費を補助します。

（令和3年度 保土ヶ谷区）



泉区休日急患診療所(令和元年度建替え)

ウ 二次救急医療対策（3億3,708万円）

夜間・休日の二次救急の受入体制を強化するため、24時間365日、救急車の受入れに対応する「二次救急拠点病院」（市内22病院見込み）及び輪番で受入れに対応する病院（市内24病院見込み）に対して、体制確保に係る経費の一部を補助します。

エ 小児・周産期救急

(ア) 小児救急医療対策（2億3,243万円）★（再掲）

(イ) 周産期救急医療対策（5,453万円）（再掲）

オ 精神疾患を合併する身体救急医療体制（1,448万円）

精神症状等のため身体疾患やけがの治療処置が困難な救急患者について、精神科医のいない医療機関における受入れを促進するため、精神病床のある救急医療機関への相談や転院調整ができる体制を引き続き確保します。

カ 疾患別救急医療体制の構築（22万円）

脳血管疾患（31病院）、急性心疾患（23病院）、整形外科・脳神経外科（33病院）、重症外傷センター（2病院）について、疾患ごとの症状に応じた救急治療が受けられるシステムを構築します。

キ ドクターカーシステムの整備（2,635万円）＜拡充＞

高齢者を中心に救急需要が増加傾向にある中で、医師が早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上と、患者の症状に応じた最適な医療機関へとつなげていくため、令和2年10月に市民病院併設の救急ワークステーションから出場するドクターカーの試行運用を開始しました。令和3年度は試行運用を踏まえた効果検証を行い、市域全体への運用を検討します。

ア 医薬品・通信機器の確保等 (5,361万円)

医療救護隊が使用する医薬品・資器材の管理・更新を行うとともに、市内薬局における医薬品の管理委託を継続します。

また、災害時の医療関係機関との情報共有や被災状況の収集のため、非常用通信機器（MCA無線¹²、衛星携帯電話¹³）による連絡体制を確保し、通信訓練を実施します。MCA無線については、バッテリー交換を順次行っていきます。



横浜市・DMAT等による合同訓練

イ 横浜救急医療チーム（YMAT）の運営 (475万円)

横浜市内で発生した自然災害や交通事故等の災害現場で、消防局との連携により迅速に出動し、医師、看護師により構成される横浜救急医療チーム（YMAT）全9隊を運用します。活動の質を維持し、出動可能な隊員を確保するため研修・訓練を実施するほか、YMATを編成する災害拠点病院に対し出動経費等の一部を補助します。

¹² エムシーエー

¹² MCA (Multi-Channel Access) 無線： マルチチャンネルアクセス方式で、800MHz 帯複数の通話チャンネルを多数の利用者が共有する無線機。利点として、混信が少なく、個別呼出し・グループ呼出し・一斉呼出しができる。

¹³ 衛星携帯電話： 人工衛星を介した通信手段であり、地上の通信回線とは独立した通信インフラを使用。このため、固定電話、携帯電話に比べ輻輳の影響を受けにくく、また通常の通信インフラが途絶されても、通信ができる可能性が高いといった利点がある。衛星携帯電話から固定電話、携帯電話との通信が可能でインターネットとの接続も可能のためパソコンを利用して広域災害救急医療情報システム(EMIS)に接続することができる。

地域包括ケアシステム¹⁴の構築に向け、在宅医療を支える医師を始めとした人材の確保・育成や全区の在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく、効率的に提供されるよう連携に取り組みます。あわせて、医療的ケア児・者等の在宅医療を支える取組を関係局と連携して進めます。

(1) 在宅医療の推進

(4億 2,903万円)

ア 在宅医療推進事業

(ア) 在宅医療を担う医師の養成（総事業費 201 万円：市費 25 万円（1/8 相当））★（再掲）

(イ) 在宅医療バックアップシステム推進事業の実施（470 万円）

在宅医療に携わる医師の負担を軽減するため、在宅医が二人一組で互いの在宅患者の副主治医を務め、主治医が不在等の際に副主治医が患者の看取り（緊急対応も含む）の対応を行う「主治医・副主治医制」を、横浜市医師会と協働して行います。

(ウ) 在宅医療を支える訪問看護師の育成（再掲）

◎訪問看護師人材育成支援（218万円）＜社会福祉基金活用事業＞

◎訪問看護師対応力サポート（14万円）＜社会福祉基金活用事業＞

(エ) 在宅医療を担う有床診療所支援（601 万円）

緊急一時入院やレスパイト¹⁵機能を担うなど、在宅医療連携拠点と緊急一時入院受入れの協定を締結している有床診療所を支援するため、夜間帯の看護師人件費の一部を補助します。

＜有床診療所の役割＞

- ・急性期病院では入院対象とならない患者の緊急一時入院
- ・介護者が休養するためのレスパイト入院
- ・在宅療養中の患者が重症化する前の早期対応
- ・病院から在宅へ移行する際のつなぎとしての入院 等

＜内科を標榜する有床診療所数＞

24か所（令和2年4月現在）

(オ) 在宅歯科医療の推進（210 万円）（再掲）

¹⁴ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるシステム。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。

¹⁵ レスパイト：一時的中断、小休止などの意味。在宅療養者を介護する家族等の病気や事故、冠婚葬祭、介護疲れといった事由から、在宅療養者のケアを医療機関や施設等が一時的に代替すること。

(カ) 小児在宅医療の推進

◎医療的ケア児・者等の在宅医療支援（888万円）＜拡充＞

（総事業費3,551万円：医療局・こども青少年局・健康福祉局・教育委員会の4局で実施）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、コーディネーターによる支援等を継続して実施します。また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

◎小児訪問看護ステーション支援（171万円）＜社会福祉基金活用事業＞

小児訪問看護を行う訪問看護ステーションを確保するため、小児用の医療機器購入や小児医療に関する研修会の参加などに対して補助を行います。

イ 在宅医療連携推進事業 ＜介護保険事業費会計＞

(ア) 在宅医療連携拠点の運営及び相談支援（3億5,770万円）

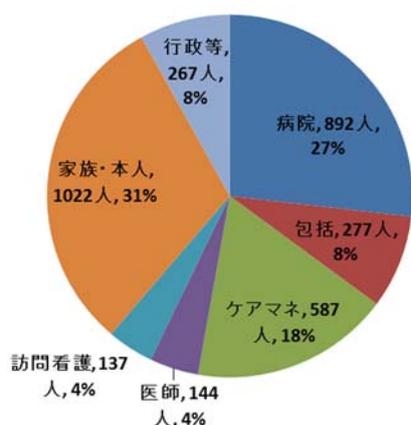
市民の皆様が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区で運営します。

医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供など、在宅医療や介護に関する相談支援を行います。

また、在宅医療を担う医師の育成、緊急一時入院への病院等の協力体制の構築、医師・看護師・ケアマネジャーなどによる多職種会議や事例検討会の開催を通じた医療と介護の連携の推進、区民等を対象とした啓発業務を実施します。

○ 令和元年度相談者内訳（総数 3,326 人）

○ 令和元年度相談内容内訳（総数 11,385 件）



相談内容	件数	割合
かかりつけ医・往診医の紹介	3,295 件	29%
訪問看護の利用方法等	2,268 件	20%
専門医・訪問歯科医・薬局の紹介等(医療資源関係)	1,368 件	12%
訪問介護、特養等の介護保険関係等のサービス	920 件	8%
ケアマネジャーの紹介及び調整・活用方法	944 件	8%
退院調整に関すること	987 件	9%
かかりつけ医自身が対応できない場合等の医師間の相互支援	84 件	1%
その他	1,519 件	13%

(イ) 在宅療養移行支援（322万円）

医療機関から在宅へスムーズに移行できるよう、「入院・退院サポートマップ」、「入院時・退院時情報共有シート」の活用や、介護職向け「看取り期の在宅療養サポートマップ～本人の意向に沿った在宅生活を最期まで支えるために～」の普及啓発を進めます。

(ウ) 在宅医療推進のための人材育成（196千円）（再掲）

(エ) 人生の最終段階における医療等に関する検討・啓発 (2,740万円)

アドバンス・ケア・プランニング（以下ACPという。愛称：「人生会議¹⁶」）の普及啓発を進めていきます。

自ら人生の最終段階をどう過ごしたいかを考え、家族等と話す際の手助けとして活用する「医療・ケアについての『もしも手帳』」を市民の方へ配布します。また、啓発を推進するため、ACPの概念を正しく理解し、適切に市民の方に伝えられる人材を育成するとともに、教材や短編ドラマなどの媒体を制作します。

啓発活動は、市民啓発講演会に加え、育成した人材が地域の集まりの場に出向くなど、様々な対象に合わせて実施できるようにします。さらに、障害のある方向けに「わかりやすい版」を作成します。



＜医療・ケアについての「もしも手帳」＞

- 対 象：全ての市民の方
 (65歳を迎えた市民の方には案内チラシを配布しています)
- 内 容：①治療やケアの希望、②代理者の希望、③最期を迎える場所の希望について選択式で書き込むことができる
- 配布場所：各区高齢・障害支援課、在宅医療連携拠点、地域ケアプラザ（地域包括支援センター併設特別養護老人ホームを含む）のほか、市内の病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーションなどの一部

① “もしも” 治らない病気などになり、自分の気持ちを伝えられなくなったら、どんな治療やケアを受けて過ごしたいですか？

できるだけ長く生きるための治療を受けたい

痛みやつらさを軽減する治療やケアのみしてほしい

すべての治療やケアを受けたくない

わからない

その他

② “もしも” 治療やケアについて、自分で決められなくなったら、代わりに誰に話し合ってもらいたいですか？（複数可）

配偶者（夫・妻）

子ども・孫

きょうだい

親戚（姪・甥など）

友人・知人

かかりつけ医

その他

頼める人はいない

※ []内には名前や連絡先を書いてみてください。

③ “もしも” 治らない病気などになったら、どこで過ごしたいですか？（複数可）

自宅

病院

施設

今はわからない

その他、自由に

氏名 _____

書いた日 _____年 ____月 ____日

話し合った日 _____年 ____月 ____日

話し合った人 _____

¹⁶ 人生会議：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング」と呼ぶ。その愛称が、厚生労働省による公募により「人生会議」に決定した。

根拠に基づいた政策立案（EBPM）の考えのもと、政策の立案・評価を行うには、本市の診療実態をより正確に把握することが重要です。そのため、本市の保険診療が網羅される医療レセプトデータ¹⁷をはじめとした医療に関わる様々なビッグデータの分析に取り組みます。

また、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用するため、情報共有のツールとしてICTを活用した地域医療連携ネットワーク構築に向けた取組支援や、集中治療室における情報連携の体制整備に対する支援等を行います。

（１） 医療ビッグデータ活用システムによる分析 <拡充> ★ （1, 649万円）

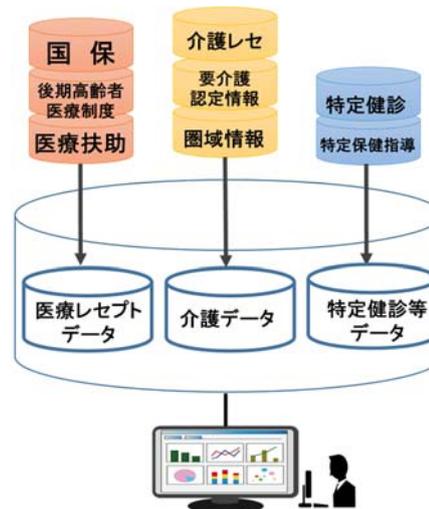
保険者から医療レセプトデータ（診療報酬請求情報）等を収集して構築したデータベースシステムと、介護レセプト、特定健康診査・特定保健指導データを連携させ、医療・介護・保健について一体的な分析を進めています。令和3年度は、YoMDB から汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、誰でも自由に利用できるオープンデータを公表するとともに、データベースの拡充にも取り組みます。分析した結果については、政策に活用するとともに、医療関係者も活用できるよう、積極的に公表していきます。

また、産業医科大学や横浜市立大学等と連携し、分析・共同研究を行うとともに、職員に対する研修を行います。

【医療ビッグデータ活用システム（略称：YoMDB（Yokohama original Medical Database））】

年間3,000万件を超える医療レセプトデータを、医療政策検討を目的とした多様な分析が可能な形式に加工し、データベース化しています。（平成30年3月運用開始）

介護レセプトデータ・特定健康診査・特定保健指導データも連携することで、医療・介護・保健の一体的な分析が可能になり、特に医療・介護ニーズが複雑に変化する高齢者の診療実態等について、より精緻に把握できるようになります。



（２） ICTを活用した地域医療ネットワークの構築 （4, 288万円）

ア ICTを活用した地域医療ネットワークの構築（1,288万円）<拡充>（再掲）

イ Tele-ICU体制整備（3,000万円）<拡充> ★（再掲）

¹⁷ レセプトデータ：保険診療を行った医療機関が、診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬（医療費）を毎月の月末に患者一人一人について集計し、保険者に請求するために作成する明細データのこと。明細の記載項目は、診療開始日・診療実日数・疾病名・投薬・医療機関コードなどがある。

7 市立病院における取組と経営

新型コロナウイルス感染症への対応により、市立病院においても一時的に患者数が減少するなど、厳しい経営状況が続いています。また、医療ニーズの多様化・複雑化に加え、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症への対応といった、新たな医療ニーズにも的確に対応していく必要があります。

そのような状況の中、医療を支える医療従事者の働き方改革も喫緊の課題となっており、国における議論も踏まえ、医療従事者の長時間労働対策などの具体的な取組を推進していく必要があります。

こうした医療を取り巻く環境の変化を踏まえながら、市立病院においては、政策的医療を中心とした医療機能の充実や、地域医療全体に貢献する取組など、市民の医療ニーズに的確に対応するとともに、地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

引き続き、経営力の強化や、患者サービス向上に向けた取組を進めることで、市民から信頼され選ばれる病院づくりを目指します。

【市立病院の果たすべき役割】

○医療機能の充実

市立病院として各病院の特色を生かし、市民病院及びみなと赤十字病院では高度急性期・急性期を、脳卒中・神経脊椎センターでは専門領域における高度急性期から回復期まで一貫した医療等、横浜市域に必要な最先端の医療を提供します。

がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病や、救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児医療の4事業において、中心的な役割を果たします。

市民病院における感染症医療、脳卒中・神経脊椎センターにおける神経疾患や脊椎脊髄疾患、みなと赤十字病院におけるアレルギー疾患医療等の政策的医療を強化します。

高齢化に対応した認知症対策やフレイル¹⁸への取組、予防医療の拡充、国際化への対応や医療の安全管理の徹底など、医療ニーズに的確に対応します。

○地域医療全体への貢献

在宅医療の需要の増大に対応するため、地域の医療機関（病院・診療所・医療関係団体）や介護事業所等との連携を強化します。

市立病院の専門性の高い人材を地域に派遣して有効活用して、在宅医療の質の向上を図ります。

市民を対象とした医療に関する普及啓発や地域医療・介護機関との勉強会・講習会の開催による地域医療人材の育成など、地域包括ケアシステムの構築を支援します。

○経営力の強化

病院経営に精通した医療人材を確保・育成し、長期的・俯瞰的視点から最適な医療を提供する体制の強化を図ります。

経営分析の強化を通じて診療報酬の改定や医療ニーズの変化に柔軟に対応することを可能にし、収益の最適化を図ります。

18 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障害され、要介護状態などに陥りやすい状態。一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が期待できる。

(1) 市民病院

市民病院では、感染症指定医療機関・重点医療機関として、新型コロナウイルス感染症への対応について引き続き市域で中心的な役割を担います。病院を取り巻く経営状況は非常に厳しいものの、新病院で整備した施設・設備を最大限活用した高度急性期医療を提供し、中期経営プランを上回る経営改善を進めます。

【主な取組】

○ 医療機能の充実

ア 政策的医療

(ア) 新型コロナウイルス感染症への対応

26床全ての個室が陰圧管理できる感染症病棟や、陰圧対応可能な手術室や集中治療室など充実した設備を最大限活用し、引き続き新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者への診療に取り組みます。



感染症病棟の様子

(イ) 周産期医療の提供

増床したNICU・GCUや産科病棟（LDRを含む）を活用して充実した周産期医療を提供します。

(ウ) 救急医療の強化

新病院で拡張した救命救急センターを活用し、積極的に重症患者を受け入れるほか、横浜市救急ワークステーション事業へ協力し、市の救急事業の充実に貢献します。

(エ) 横浜市立大学と連携したTele-ICU環境を用いた集中治療の強化<新規>

イ 高度急性期医療

(ア) がん医療

がんドックによるがん予防から患者支援や緩和ケアまで、専門医による高度で質の高いがん医療を提供します。

a 身体の負担が少ない低侵襲手術の推進

内視鏡下手術支援機械装置を活用する診療科を拡大し、患者に負担の少ない低侵襲手術を推進します。

b 高精度放射線治療の充実

がん医療の更なる充実を図るため、放射線治療装置を増設しIMRT（強度変調放射線治療）など最新の放射線治療を推進します。

c がんドックの実施

働く世代が受診しやすいよう、土曜日のがんドック実施を継続します。

(イ) 心血管疾患・脳卒中医療

日本脳卒中学会が認定する一次脳卒中センター（PSC）として、引き続き脳卒中に関する高度急性期医療を提供します。また、心臓血管ホットラインや脳血管ホットラインによる救急患者の積極的な受入を行うほか、予防医療センターでは心臓ドック・脳ドックを週末に実施し、病気の早期発見から専門的な治療へとスムーズにつなげていきます。

○ 地域医療全体への貢献

看護師の特定行為指定研修機関として専門性の高い技術を身に付けた看護師を育成するほか、「新しい生活様式」に対応したリモート研修を積極的に実施し、地域医療人材の育成を推進します。

○ 経営力の強化

ア 働き方改革

医師事務作業補助者配置、看護補助者の充実によるタスクシフティングの推進や、医師・看護師の勤務体制の見直しを通じて、医療職の負担軽減を図ります。

イ 新たな医療ニーズへの対応

外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP¹⁹）や病院機能評価の認証取得を通じて病院の運用を改善し、ホスピタリティの向上を図ります。

○ 市民病院の収支目標、主な経営指標及び業務量

		令和元年度 決算（税抜）	令和2年度 予	令和2年度決算 見込（12月末）	対前年度 決算	令和3年度 予算案	対前年度 予算
収 支 目 標	経常収支	2.50億円	△9.91億円	△8.30億円		0.51億円	
	経常収益	236.68億円	261.13億円	265.53億円	12.2%	297.71億円	14.0%
	うち入院収益	146.83億円	155.00億円	147.65億円	0.6%	178.02億円	14.9%
	うち外来収益	66.92億円	70.29億円	72.00億円	7.6%	82.71億円	17.7%
	経常費用	234.17億円	271.04億円	273.83億円	16.9%	297.20億円	9.7%
	うち給与費	120.04億円	128.74億円	132.89億円	10.7%	138.64億円	7.7%
	うち材料費	65.36億円	73.81億円	78.50億円	20.1%	90.84億円	23.1%
	病床利用率	84.5%	86.6%	80.3%	△4.2p	92.6%	6.0p
	入院診療単価	73,040円	75,400円	77,536円	6.2%	81,000円	7.4%
	外来診療単価	20,250円	20,646円	23,758円	17.3%	25,316円	22.6%
指 標	給与費 対経常収益比率 （参考）給与費 対医業収益比率	50.7%	49.3%	50.0%	△0.7p	46.6%	△2.7p
		55.0%	55.2%	58.5%	3.4p	51.5%	△3.7p
業 務 量	（一日平均） 入院患者数	（549人）	（563人）	（522人）		（602人）	
	（一日平均） 外来患者数	（1,377人）	（1,413人）	（1,258人）	△5.3%	（1,350人）	6.9%
		330,467人	340,434人	303,061人	△8.3%	326,700人	△4.0%

※表中の数字は各項目で四捨五入しています。また、令和2年度決算見込みは、令和2年12月末時点のものです。
※給与費対医業収益比率における医業収益は、一般会計繰入金を除いた金額です。

○ 病院概要（令和2年5月1日移転後）

開院	昭和35年10月18日		
所在地	神奈川県三ツ沢西町1番1号		
敷地面積	29,260.82㎡		
建物延床面積	診療棟		66,806.42㎡
	管理棟		10,821.80㎡
	エネルギー棟		1,984.37㎡
病床数	650床（一般624床、感染症26床）		
職員数	1,161人（令和3年1月現在）		
	うち 医師151人 （他に研修医・研究医・専攻医93人） 看護職員731人		
診療科	34科		

¹⁹ 日本国内の医療機関に対し、多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的に評価することを通じて、国内の医療機関を受診するすべての外国人に、安心・安全な医療サービスを提供できる体制づくりを支援する認証制度

(2) 脳卒中・神経脊椎センター

脳血管疾患、神経、脊椎脊髄、膝関節疾患を診療領域とし、医療機能の充実と経営の安定化に向けた取組を進めています。

脳血管疾患や脊椎脊髄疾患への対応をはじめ、心臓リハビリテーションにも診療領域を拡大することで専門病院としての医療機能をさらに充実させ、市民の健康寿命延伸に向けた取組等を進めます。

1日平均入院患者数 258.0人、経常収益 85.7億円、経常費用 85.6億円を見込み、経常黒字を確保します。

【主な取組】

○ 医療機能の充実

ア 脳血管疾患への医療提供体制強化

急性期から回復期まで一貫した脳卒中医療を提供する専門性の高い病院として、救急受入や脳血管内治療など医療機能の充実を図ります。

一般社団法人 日本脳卒中学会が認定する一次脳卒中センター (PSC) として、引き続き、血栓回収療法を含めた、あらゆる脳卒中診療が 24 時間 365 日提供できる市内トップレベルの施設を目指します。

また、救急隊に対して搬送症例に関するフィードバックを行うこと等により連携を強化し、多くの重症患者を受け入れます。



救急外来での対応

イ 市民の健康寿命延伸に向けた取組

高齢者がいつまでも元気に活動できるようにロコモへの取組として、膝関節疾患への対応や市民への予防啓発を進めます。

また、認知症の早期発見及び予防の取組として、認知症専門医による「もの忘れ外来」や「もの忘れドック」等、フレイルへの対応を行います。

ウ 脊椎脊髄疾患領域における取組

腰部脊柱管狭窄症等の変性疾患のほか、近年、高齢化に伴って増加傾向にある骨粗鬆症を起因とする骨折による腰や背中痛み等に対して専門性の高い治療を行います。

また、児童・生徒等の若年層に症例が多い側弯症について、市内の医療機関と連携して、治療を行います。



手術室の様子

○ 地域医療全体への貢献

ア 地域包括ケア病棟を活用した在宅医療支援

在宅及び介護施設等で療養中の神経難病患者等の病状が急変した際に、52床ある地域包括ケア病棟を活用し、専門病院の機能を生かした医療を提供することで、地域包括ケアシステムの構築に貢献します。

イ 退院後の日常生活を見据えた入退院支援

患者やご家族が安心して在宅療養へ移行できるよう、入院前から退院を視野に入れた支援を行うとともに、在宅療養を担う関係機関等との連携により退院支援・調整を充実させます。

○ 経営力の強化

ア 収益確保に向けた取組

「断らない救急」を24時間365日徹底し、脳血管疾患などの救急患者の確保に努めます。

市内医療機関との連携による神経難病患者の受入体制強化により、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟の通年での安定的な稼働に努め、病床利用率の向上を図ります。

市民病院との共同購入による消耗品の効率的な調達や在庫管理の徹底による在庫数の適正化、薬品や診療材料の価格交渉等により、経費を節減します。

イ 広報の充実

当院の持つ高度な医療機能についてWEBページ等により広く周知し、当院の認知度を高めるとともに、予防的観点から市民への医学的知識の啓発に取り組みます。

○ 脳卒中・神経脊椎センターの収支目標、主な経営指標及び業務量

		令和元年度 決算(税抜)	令和2年度 予 算	令和2年度決算 見込(12月末)	対前年度 決 算	令和3年度 予 算	対前年度 案 予 算
収 支	経 常 収 支	△ 2.58億円	0.29億円	△ 1.45億円		0.08億円	
	経 常 収 益	77.32億円	84.57億円	81.42億円	5.3%	85.69億円	1.3%
	うち入院収益	47.02億円	51.49億円	49.43億円	5.1%	53.63億円	4.1%
	うち外来収益	5.01億円	7.17億円	4.87億円	△ 2.8%	5.36億円	△ 25.3%
目 標	経 常 費 用	79.90億円	84.29億円	82.88億円	3.7%	85.61億円	1.6%
	うち給与費	44.35億円	46.03億円	46.00億円	3.7%	47.35億円	2.9%
	うち材料費	10.77億円	12.57億円	12.76億円	18.4%	13.48億円	7.2%
経 営 指 標	病床利用率	77.1%	85.5%	75.5%	△ 1.6p	86.0%	0.5p
	入院診療単価	55,581円	55,000円	59,813円	7.6%	56,944円	3.5%
	外来診療単価	11,976円	12,300円	12,569円	5.0%	12,300円	—
	給与費 対経常収益比率 (参考)給与費 対医業収益比率	57.4%	54.4%	56.5%	△ 0.9p	55.3%	0.8p
		84.5%	77.7%	83.7%	△ 0.8p	79.3%	1.7p
業 務 量	(一日平均) 入院患者数	(231人)	(257人)	(226人)		(258人)	
		84,603人	93,623人	82,645人	△ 2.3%	94,172人	0.6%
	(一日平均) 外来患者数	(174人)	(240人)	(160人)		(180人)	
		41,874人	58,320人	38,760人	△ 7.4%	43,560人	△ 25.3%

※表中の数字は各項目で四捨五入しています。また、令和2年度決算見込みは、令和2年12月末時点のものです。

※給与費対医業収益比率における医業収益は、一般会計繰入金を除いた金額です。

○ 病院概要

開 院 平成11年8月1日
 所 在 地 磯子区滝頭一丁目2番1号
 敷 地 面 積 18,503 m²
 建物延床面積 病院(地下駐車場等を含む) 35,324 m²
 介護老人保健施設 3,413 m²
 付属施設 3,056 m²
 病 床 数 300床
 職 員 数 467人 (令和3年1月現在)
 うち 医師31人(他に会計年度任用職員2人)
 看護職員 260人

診 療 科 8科

介護老人保健施設 定員 入所80人、通所33人

※介護老人保健施設は、指定管理者による運営及び利用料金制を導入しています。



(3) みなと赤十字病院

みなと赤十字病院は日本赤十字社を指定管理者とし、市との協定に基づいて救急、アレルギー疾患、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供しています。

引き続き質の高い医療が提供されるよう、市として、指定管理者の取組の点検・評価を適確に行ってまいります。

【主な取組】

○医療機能の充実

ア 救急・災害時医療

24時間365日の救命救急センターを充実し、年間1万台以上の救急車を受け入れる救急体制を精神科・小児科救急と合わせて運営します。また、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の診療に引き続き対応するほか、横浜の都市型激甚災害や国内的、国際的救護支援活動に備えます。



クルーズ船対応に伴うDMAT派遣

イ 心疾患への対応

循環器内科と心臓血管外科の連携する心臓病センターにおいて、ハイブリッド手術室を活用し、新技術の冷凍アブレーションによる高精度の治療やTAVI（経カテーテル大動脈弁置換術）の実施など、難度の高い疾患、症状に応じた循環器治療を行います。

ウ がん医療の充実

(ア) 切れ目のない高度医療の提供

がん診療連携拠点病院として、手術支援ロボット、腹腔鏡手術、内視鏡手術など低侵襲手術を積極的に行うとともに、がん早期発見の検診から幅広い種類のがんの診断・治療、そして緩和医療まで切れ目のないがん医療を提供します。また、アピアランスケアや就労支援などの患者の社会的・心理的な問題解決のためのサポート体制を充実します。

(イ) がんゲノム医療²⁰の推進

がんゲノム医療連携病院として、がんゲノム医療センターを運営し、遺伝子パネル検査に基づく患者一人一人にあった個別化医療²¹を推進します。

(ウ) 横浜市乳がん連携病院としての取組

横浜市乳がん連携病院として、ブレストセンター²²を設置運営し、関連診療科・多職種連携のチーム医療による正確な診断、最新の治療を行います。

エ 県アレルギー疾患医療拠点病院としての取組

関連する診療科が連携して先進的な医療を提供するとともに、子どもだけでなく高齢者を含めた成人のアレルギー疾患・治療について、患者・家族及び地域の医療機関に対する情報提供・発信に取り組みます。また、地域の医療機関等との連携、研修等を通じた医療人材の育成に加え、専門性を生かした臨床研究に積極的に取り組みます。

²⁰ がんゲノム医療：各患者の遺伝情報を調べて、その結果をもとに、より効率的・効果的に、疾患の診断、治療、予防を行うこと。

²¹ 個別化医療：患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法や予防法のこと。

²² ブレストセンター：乳がん患者に対し、総合的な治療・支援を行うセンター

○地域医療全体への貢献、経営力の強化

ア 地域の医療ニーズへの適合

入退院支援センターの設置により、入院の前から後までを通じたきめ細やかな患者支援を充実します。また、地域の医療機関や福祉・介護関係部署との連携を深めるために各種研修を開催するとともに、地域の医療ニーズに適合した医療サービスの提供に取り組み新入院患者の確保を図ります。

イ 認知症疾患への対応<新規>

横浜市認知症疾患医療センターとして、地域の医療機関や介護機関等と連携し、認知症患者や家族が地域で安心して過ごせる相談医療体制の構築に取り組みます。

ウ 外国人患者受入体制の充実

JMIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）認証施設として、タブレット通訳等を活用し、外国人が安心して受診できる医療提供体制を推進します。

○病院事業会計における経常収支（利用料金制）

	令和元年度 決算	令和2年度 算	令和2年度決算 見込(12月末)	対前年度 決算	令和3年度 予算案	対前年度 算
目 取 支 経 常 収 支	0.08億円	1.71億円	1.57億円		4.79億円	

○日本赤十字社の収支目標、主な経営指標及び業務量 <日本赤十字社決算報告書、事業計画書より>

	令和元年度 決算	令和2年度 算	令和2年度決算 見込(12月末)	対前年度 決算	令和3年度 予算案	対前年度 算	
取 支 目 標	経 常 収 支	1.73億円	0.30億円	△ 2.29億円	0.88億円		
	入 院 収 益	153.71億円	159.92億円	145.44億円	△ 5.4%	159.60億円	△ 0.2%
	外 来 収 益	42.59億円	42.78億円	40.27億円	△ 5.4%	42.88億円	0.2%
経 営 指 標	一 般 病 床 利 用 率	83.6%	86.0%	77.5%	△ 6.1p	83.8%	△ 2.2p
	入 院 診 療 単 価	81,382円	82,322円	83,285円	2.3%	84,500円	2.6%
	外 来 診 療 単 価	15,016円	14,752円	16,069円	7.0%	16,078円	9.0%
	給 与 費 対 経 常 収 益 比 率	47.1%	47.6%	49.0%	1.8p	47.3%	△ 0.4p
	(参 考) 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率	48.8%	49.1%	52.3%	3.5p	49.2%	0.0p

	令和元年度 決算	令和2年度 算	令和2年度決算 見込(12月末)	対前年度 決算	令和3年度 予算案	対前年度 算	
業 務 量	(一 日 平 均) 入 院 患 者 数	(516人)	(532人)	(478人)	△ 7.5%	(517人)	△ 2.8%
	(一 日 平 均) 外 来 患 者 数	(1,182人)	(1,193人)	(1,031人)	△ 11.6%	(1,102人)	△ 8.0%

※表中の数字は各項目で四捨五入しています。また、令和2年度決算見込みは、令和2年12月末時点のものです。
※給与費対医業収益比率における医業収益は、一般会計繰入金を除いた金額です。

○ 病院概要

開 院	平成17年4月1日
所 在 地	中区新山下三丁目12番1号
敷 地 面 積	28,613 m ²
建 物 延 床 面 積	74,148 m ² (地下駐車場等を含む)
病 床 数	634床 (一般584床、精神50床)
職 員 数	1,171人 (令和3年1月現在)
うち	医師123人 (他に後期研修医・嘱託医82人)
	看護職員 617人
診 療 科	36科



(4) 一般会計からの繰入金

ア 基本的な考え方

一般会計からの繰入金については、総務省が示している操出基準等に基づき適正な繰入を行うとともに、政策的医療を安定的に市民に提供するために必要なものに充てることとしています。

イ 一般会計繰入金の推移

(単位:億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02 予算	R3 予算(案)
	66.7	67.2	69.6	73.3	68.0	67.4	68.8	72.3	68.5	68.4	66.8	74.4	72.8
市民病院	16.0	16.4	17.0	19.6	17.4	17.2	18.1	20.2	17.7	16.9	16.0	23.0	20.7
脳卒中・神経脊椎センター	28.4	28.6	29.9	31.4	28.5	28.1	28.6	30.1	28.8	29.5	28.9	29.4	30.3
みなと赤十字病院	22.2	22.3	22.6	22.3	22.2	22.1	22.1	22.0	22.0	21.9	21.9	21.9	21.9

【参考】性質別内訳

(単位:億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02 予算	R3 予算(案)
政策的医療	28.6	28.4	27.6	25.5	25.9	26.0	24.6	25.2	25.3	25.5	24.9	24.9	26.3
市民病院	7.5	7.4	7.0	5.6	6.2	6.1	5.0	5.8	5.8	5.9	6.0	5.7	6.3
脳卒中・神経脊椎センター	17.9	17.8	17.3	16.6	16.5	16.6	16.3	16.3	16.3	16.4	15.8	16.0	16.8
みなと赤十字病院	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
公営企業の性格上発生する経費	5.2	6.0	7.6	7.1	5.8	6.4	5.4	6.2	6.8	6.9	6.8	7.0	7.8
市民病院	3.6	4.1	5.2	4.9	4.3	4.7	3.4	4.4	4.8	4.9	4.9	5.0	5.6
脳卒中・神経脊椎センター	1.6	1.9	2.4	2.2	1.6	1.7	2.1	1.8	2.0	2.0	1.9	2.0	2.2
みなと赤十字病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設改良費	32.9	32.9	34.4	40.6	36.3	35.0	38.8	40.9	36.4	36.0	35.1	42.5	38.7
市民病院	4.9	4.9	4.8	9.2	6.9	6.4	9.8	10.0	7.0	6.2	5.1	12.4	8.7
脳卒中・神経脊椎センター	8.9	8.9	10.2	12.5	10.4	9.7	10.2	12.0	10.6	11.1	11.2	11.3	11.2
みなと赤十字病院	19.1	19.0	19.3	18.9	18.9	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8

※各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※発生主義に基づき分類しているため、各年度の予算額と一致しない場合があります。また、上記の表には過年度精算分は含めていません。

IV 事業別内訳

(1)	医療総務諸費		<p>【事業概要】 日常の庶務事務作業を1年を通して円滑に遂行するとともに、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行います。</p>
本年度	16,785千円		<p>【事業内容】 (1) 会計年度任用職員報酬 (2) 局長交際費 (3) 自動車借上料 (4) 人権啓発研修 (5) その他</p>
前年度	16,526千円		
差引	259千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,568千円	
	市費	14,217千円	

(2)	医療政策推進事業		<p>【事業概要】 本市医療政策の推進を図るため、施策の企画・立案や検討・評価を行います。</p>
本年度	13,986千円		<p>【事業内容】 (1) 医療政策に係る総合企画検討 (2) 医療機関連携推進</p>
前年度	13,356千円		
差引	630千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	4,155千円	
	市費	9,831千円	

(3)	医療に関する総合的な市民啓発推進事業		<p>【事業概要】 「医療に関する総合的な市民啓発方針」に基づき、各種施策の啓発を企業や関係団体等と連携・協力して実施します。平成30年度に開始した「医療の視点プロジェクト」を継続し、局一体的な情報発信による効果的な啓発を進めます。</p>
本 年 度	34,415千円		<p>【事業内容】 (1) 一体的な実行支援委託による啓発実施 (2) 改善反映による啓発実施</p>
前 年 度	39,993千円		
差 引	△ 5,578千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	34,415千円	

(4)	医療政策人材育成事業		<p>【事業概要】 本市の医療政策全般を俯瞰的に見渡せるような人材を育成するために、職員を大学院に派遣するとともに、外部講師による講義研修等の開催や資格取得支援等を行います。</p>
本 年 度	2,461千円		<p>【事業内容】 (1) 医療政策人材育成研修 (2) 外部機関による研修等の受講 (3) 職員の大学院派遣 (4) 資格取得支援</p>
前 年 度	2,622千円		
差 引	△ 161千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	2,461千円	

(5)	看護人材確保事業		<p>【事業概要】 横浜市医師会立看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。また、横浜市病院協会看護専門学校の設備改修工事に係る全体調査を行い、長期保全計画を作成します。</p>
本 年 度	529,698千円		<p>【事業内容】 (1) 看護専門学校運営費補助 (2) 看護専門学校設備改修工事に係る全体調査 (3) 看護師復職後フォローアップ研修</p>
前 年 度	510,336千円		
差 引	19,362千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	529,698千円	

(6)	地域中核病院支援事業		<p>【事業概要】 地域中核病院の建設資金に対する利子補助を行います。</p>
本 年 度	126,948千円		<p>【事業内容】 (1) 昭和大学横浜市北部病院利子補助金 (2) 済生会横浜市東部病院利子補助金</p>
前 年 度	152,841千円		
差 引	△ 25,893千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	126,948千円	

(7)	医療機関整備資金貸付事業		【事業概要】 民間の中小病院・診療所を対象に、施設及び災害・防災設備の整備並びに地震対策に必要な資金として、平成20年度までに行った既存融資について、預託及び補助を行います。
本年度	51,865千円		【事業内容】 (1) 医療機関整備資金貸付金 (2) 整備資金融資事業補助金
前年度	78,810千円		
差引	△ 26,945千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	45,475千円	
	市費	6,390千円	

(8)	ICTを活用した地域医療ネットワーク事業		【事業概要】 診療・患者情報等を地域間で迅速かつ正確に共有・連携できる、ICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築を推進します。
本年度	2,883千円		【事業内容】 (1) ガイドラインに基づく地域医療連携ネットワークの構築推進 (2) ICTを活用した地域医療連携ネットワーク研究会の運営
前年度	3,271千円		
差引	△ 388千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	2,883千円	

(9)	医療ビッグデータ活用事業		<p>【事業概要】 本市が保有する医療に関するビッグデータを分析・活用することで、市内の医療実態を把握し、効果的かつ効率的な医療政策立案・推進に役立てます。また、医療・介護・保健を一体的に分析を行うことで、地域包括ケアシステムの構築のための医療・介護連携を推進します。</p>
本 年 度	16,490千円		<p>【事業内容】 (1) 医療ビッグデータ活用システム (YoMDB) の運用 (2) 大学等と連携した共同研究 (3) 職員教育等</p>
前 年 度	11,747千円		
差 引	4,743千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	1,500千円	
	その他	—	
	市 費	14,990千円	

(10)	医療の国際化推進事業		<p>【事業概要】 言語や文化の異なる外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制を整備します。</p>
本 年 度	9,633千円		<p>【事業内容】 (1) 医療機関向け電話医療通訳支援 (2) 市内医療機関案内 (3) 医療機関向けセミナー</p>
前 年 度	14,010千円		
差 引	△ 4,377千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	9,633千円	

(11)	2025年に向けた医療機能確保事業		<p>【事業概要】 団塊の世代が75歳以上となる2025年の医療需要に対応するため、限られた医療資源の有効活用、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて、必要な施策を推進します。</p>
本 年 度	67,267千円		<p>【事業内容】 (1) 病床確保に向けた調査・企画検討 (2) Tele-ICU体制整備支援 (3) 横浜市クラウド型EHR取組支援 (4) 医師等の働き方改革取組支援 (5) 市内病院の人材確保（採用・定着）支援 (6) よこはま保健医療プラン2018更新</p>
前 年 度	57,067千円		
差 引	10,200千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	15,000千円	
	その他	—	
	市 費	52,267千円	

(12)	南部病院再整備事業		<p>【事業概要】 昭和58年6月に開院した済生会横浜市南部病院について、老朽化・狭あい化が進んでいることから、資源循環局旧港南工場敷地への移転に向けて調査を行います。</p>
本 年 度	59,000千円		<p>【事業内容】 (1) 基本設計補助 (2) 旧港南工場敷地用地測量 (3) 都市計画変更手続準備</p>
前 年 度	5,000千円		
差 引	54,000千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	59,000千円	

(13)	横浜臨床研究ネットワーク支援事業		<p>【事業概要】 横浜市立大学が中心となり、市内・県内の医療機関が参加する「横浜臨床研究ネットワーク」の運営に対して財政支援することにより、臨床研究や治験の効率化・加速化・質の向上を図り、創薬や先進的な治療法等、研究成果の社会への早期還元に向けた取組を支援します。</p>
本 年 度	70,000千円		<p>【事業内容】 (1) 横浜臨床研究ネットワークへの支援</p>
前 年 度	70,000千円		
差 引	0千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	70,000千円	

(14)	横浜市保健医療協議会		<p>【事業概要】 市長の諮問機関として、本市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画策定についての調査、審議及び評価に関して検討し、保健・医療・衛生政策の充実に資するために協議会を開催します。</p>
本 年 度	685千円		<p>【事業内容】 (1) 横浜市保健医療協議会の開催</p>
前 年 度	705千円		
差 引	△ 20千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	685千円	

(15)	こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援事業		<p>【事業概要】 生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設の開所準備期間及び開所後の運営支援を行います。（令和3年8月開所予定）</p>
本 年 度	5,000千円		<p>【事業内容】 (1) 常勤看護師の人件費補助</p>
前 年 度	1,250千円		
差 引	3,750千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	5,000千円	

(16)	重症・中等症患者等入院受入奨励事業		<p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関に対して、受入実績に応じた支援金を支給します。</p>
本 年 度	819,975千円		<p>【事業内容】 (1) 感染症陽性患者の受入支援 (2) 感染症を疑う患者の受入支援</p>
前 年 度	0千円		
差 引	819,975千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	819,975千円	

(17)	重症・中等症患者等 受入体制整備事業		<p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症患者の受入れにあたって、医療機関が行う施設整備や消耗品の購入等を補助します。</p>
本 年 度	105,000千円		<p>【事業内容】 (1) 重症・中等症患者を中心に受け入れる医療機関への補助 (2) (1) 以外の医療機関への補助</p>
前 年 度	0千円		
差 引	105,000千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	105,000千円	
	その他	—	
	市 費	—	

(18)	初 期 救 急 医 療 対 策 事 業		<p>【事業概要】 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、夜間急病センター（2か所）及び休日急患診療所（18か所）の運営支援等を行います。</p>
本 年 度	372,087千円		<p>【事業内容】 (1) 休日急患診療所の運営費補助 (2) 夜間急病センターの運営費補助 (3) 休日急患診療所の建替え経費の補助</p>
前 年 度	379,347千円		
差 引	△ 7,260千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	4,056千円	
	その他	84千円	
	市 費	367,947千円	

(19)	救急医療センター 運営事業		<p>【事業概要】 夜間の初期救急診療を行う「横浜市夜間急病センター」及び医療機関案内及び救急電話相談を電話サービスで対応する「横浜市救急相談センター」について、指定管理制度により管理運営を行います。</p>
本 年 度		441,885千円	<p>【事業内容】 (1) 横浜市救急医療センターの指定管理による管理運営 (2) 救急相談センター施設賃料 (3) 横浜市救急医療情報電話相談支援システム(YMIT)の保守 (4) 施設・設備保守管理更新・修繕</p>
前 年 度		441,109千円	
差 引		776千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,405千円	
	市 費	439,480千円	

(20)	二 次 救 急 医 療 対 策 事 業		<p>【事業概要】 夜間・休日の二次救急患者の受入体制を強化するため、二次救急拠点病院及び病院群輪番制病院に対して、体制確保等に係る経費、救急患者受入実績に応じた補助を行います。</p>
本 年 度		337,084千円	<p>【事業内容】 (1) 二次救急拠点病院体制確保費補助 (2) 病院群輪番制体制確保費補助(内科・外科) (3) 横浜市救急医療情報システム(YMIS)の保守 (4) 二次救急医療全般に係る委託</p>
前 年 度		365,000千円	
差 引		△ 27,916千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	337,084千円	

(21)	小児救急医療 対策事業	<p>【事業概要】 小児二次救急の充実を図るため、小児救急に対応する小児救急拠点病院に運営費を補助します。また、夜間・休日に当番制で小児救急に対応する小児科輪番病院に体制確保等に係る経費、救急患者受入実績に応じた補助を行います。</p>
本年度		232,426千円
前年度		236,126千円
差引		△ 3,700千円
本年度の財源内訳	国	—
	県	50,403千円
	その他	—
	市費	182,023千円

(22)	周産期救急医療 対策事業	<p>【事業概要】 周産期の三次救急医療施設である聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センター及び産科医と小児科医が共同で周産期救急医療に対応する周産期救急連携病院に運営費を補助します。</p>
本年度		54,531千円
前年度		82,531千円
差引		△ 28,000千円
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	—
	市費	54,531千円

(23)	精神疾患を合併する 身体救急医療 体制事業		<p>【事業概要】 精神疾患等がある方の救急受入れについて、精神病床のある救急医療機関へ処置相談及び転院調整ができる体制を構築し、精神科医のいない救急医療機関における受入れの促進を図ります。</p>
本 年 度		14,482千円	<p>【事業内容】 (1) 特定症状対応病院の運営委託 (2) 特定症状対応病院群バックアップ体制の確保</p>
前 年 度		15,161千円	
差 引		△ 679千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,997千円	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	12,485千円	

(24)	疾患別救急医療 体制事業		<p>【事業概要】 早期の搬送を必要とする脳血管疾患、急性心疾患、整形外科・脳神経外科について、疾患ごとに症状に応じた適切な治療を受けられる体制の確保を図ります。</p>
本 年 度		216千円	<p>【事業内容】 (1) 疾患別救急医療体制連絡会 (2) 重症外傷診察検討会</p>
前 年 度		302千円	
差 引		△ 86千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	216千円	

(25)	外国籍市民救急医療 対策補助事業		【事業概要】 二次救急医療機関に対して、外国籍市民救急患者の医療費の未収金を県と連携して補助します。
本 年 度	412千円		【事業内容】 (1) 医療機関への未収金補助 (2) 診療報酬明細審査委託料
前 年 度	412千円		
差 引	0千円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	205千円	
	その他	—	
	市 費	207千円	

(26)	横浜救急医療チーム (Y M A T) 運 営 事 業		【事業概要】 災害現場において迅速・的確な医療活動を展開する横浜救急医療チーム (YMAT) 全9隊に対し、研修・訓練を行います。また、出動経費相当分及び資器材更新等の負担金を交付します。
本 年 度	4,751千円		【事業内容】 (1) 運営連絡会及び作業部会 (2) 研修・訓練 (3) 出動経費負担 (4) 医療資器材・個人装備等負担
前 年 度	4,083千円		
差 引	668千円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	4,751千円	

(27)	災害時医療体制整備事業		<p>【事業概要】 市内医療機関や医療関係団体と連携し、大規模災害発生に備えた災害時医療体制を強化します。 災害時に医療救護隊が使用する医薬品や資器材の管理・更新、非常用通信機器の整備・運用等を行います。</p>	
本 年 度	56,540千円		<p>【事業内容】 (1) 医療救護隊用資器材等の管理・更新 (2) 調剤薬局備蓄医薬品管理・更新 (3) 災害従事者研修 (4) 災害時通信機器の整備・運用 (5) 各種連絡会</p>	
前 年 度	58,215千円			
差 引	△ 1,675千円			
本年度の財源内訳	国	—		
	県	—		
	その他	—		
	市 費	56,540千円		

(28)	救急・災害医療企画推進事業		<p>【事業概要】 救急・災害医療政策の推進を図るため、施策の企画・立案や検討・評価を行います。</p>	
本 年 度	13,181千円		<p>【事業内容】 (1) 救急医療検討委員会 (2) 横浜市災害医療連絡会議 (3) 救急・災害医療に係る企画・検討 (4) 会計年度任用職員人件費</p>	
前 年 度	13,759千円			
差 引	△ 578千円			
本年度の財源内訳	国	—		
	県	—		
	その他	30千円		
	市 費	13,151千円		

(29)	超高齢社会における ドクターカーシステム整備事業		<p>【事業概要】 医師が早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上や患者の症状に応じた最適な医療機関につなぐことを目的とするドクターカーシステムの運用を支援します。</p>
本 年 度	26,347千円		<p>【事業内容】 (1) ドクターカー運用支援 (2) 効果検証等</p>
前 年 度	9,847千円		
差 引	16,500千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	26,347千円	

(30)	Y - C E R T 強 化 事 業		<p>【事業概要】 令和2年4月に横浜市新型コロナウイルス対策本部の立ち上げに伴い設置された、「感染症・医療調整本部（Y-CERT）」を引き続き運営します。当該本部は、感染者の発生状況や医療機関の入院状況などの情報を収集し、救命救急センターの救急医や横浜市医師会の医師の医学的見地からの助言等により、救急医療との両立を図り、医療崩壊を防止することや円滑な患者の入院及び移送調整等を行います。</p>
本 年 度	14,033千円		<p>【事業内容】 (1) 災害医療アドバイザー報酬</p>
前 年 度	0千円		
差 引	14,033千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	14,033千円	
	その他	—	
	市 費	—	

(31)	医療救護隊感染症対策事業		<p>【事業概要】 医療救護隊が行う新型コロナウイルス感染症等が疑われる患者への適切な診療のため、診療資器材を購入し、各区役所等に配備及び備蓄を行います。</p>
本 年 度	11,880千円		<p>【事業内容】 (1) 診療資器材の購入</p>
前 年 度	0千円		
差 引	11,880千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	11,880千円	

(32)	疾病対策推進事業		<p>【事業概要】 死因第2位の心血管疾患に対する対策を強化するため、心臓リハビリテーションの推進に向け、強化指定病院が中心となって、地域連携体制を構築します。また、糖尿病の重症化予防に向けて発症初期段階からの診診・病診の医療連携構築の検討を行います。</p>
本 年 度	39,255千円		<p>【事業内容】 (1) 疾病に関する検討会 (2) 心臓リハビリテーション強化指定病院への補助 (3) 心臓リハビリテーション指導士資格取得補助 (4) 糖尿病の重症化予防に関する多職種研修 (5) 糖尿病の重症化予防に関する医療連携検討</p>
前 年 度	39,974千円		
差 引	△ 719千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	12,600千円	
	その他	22,736千円	
	市 費	3,919千円	

(33)	産科医療対策事業		<p>【事業概要】 市民の方が安心して出産できる環境を確保するため、病院・診療所に対する産科医師確保の経費支援及び産科拠点病院への運営費等の補助を行います。</p>
本 年 度	123,164千円		<p>【事業内容】 (1) 分娩取扱施設の医療機器更新補助 (2) 助産師スキルアップ研修補助 (3) 産科医師確保のための経費補助 (4) 分娩取扱施設に対する分娩手当補助 (5) 救急患者対応のための緊急出務手当補助 (6) 常勤医師の代替当直料補助 (7) 産科拠点病院運営費等補助</p>
前 年 度	142,764千円		
差 引	△ 19,600千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	11,833千円	
	その他	—	
	市 費	111,331千円	

(34)	地域医療を支える市民活動推進事業		<p>【事業概要】 小児救急医療の適切な受診につなげるため、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区ごとに啓発事業を実施します。また、市大医学部学生による小中学生等を対象とした医療教育活動の支援を行います。</p>
本 年 度	6,265千円		<p>【事業内容】 (1) 区における小児救急医療の啓発事業実施 (2) 市大医学生による医療教育活動の支援</p>
前 年 度	6,275千円		
差 引	△ 10千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	6,265千円	

(35)	在宅医療推進事業		<p>【事業概要】 在宅医療・看取りの現状分析に関する調査を行うとともに、有床診療所への支援や在宅医療バックアップシステム推進事業の実施、訪問看護師の人材育成、医療的ケア児・者等支援促進事業などの施策を通して在宅医療の推進を図ります。</p>
本 年 度	32,741千円		<p>【事業内容】 (1) 在宅医療・看取りに関する調査 (2) 横浜市医師会地域包括ケアシステム事業部会開催経費補助 (3) 有床診療所への夜間帯看護師人件費補助 (4) 在宅医療を担う医師の養成研修補助 (5) かかりつけ医のバックアップシステム補助 (6) 訪問看護師の人材育成支援 (7) 医療的ケア児・者等支援促進事業の実施 (8) 小児訪問看護ステーションへの補助 (9) 訪問看護師の対応力向上のための支援 (10) 誤嚥性肺炎対策のための補助及び地域多職種向け研修会の実施</p>
前 年 度	39,569千円		
差 引	△ 6,828千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	3,344千円	
	市 費	29,397千円	

(36)	歯科保健医療推進事業		<p>【事業概要】 夜間、休日昼間の歯科診療、心身障害児・者及び通院困難者等への訪問診療を行う横浜市歯科保健医療センターに対し運営費を補助します。 また、周術期口腔ケアに関する市民啓発を行います。</p>
本 年 度	94,021千円		<p>【事業内容】 (1) 歯科保健医療センター運営費補助 (2) 周術期口腔ケアに関する市民啓発の実施 (3) 障害児・者歯科診療に係る研修会の実施</p>
前 年 度	93,934千円		
差 引	87千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	94,021千円	

(37)	総合的ながん対策推進事業		<p>【事業概要】 横浜市がん撲滅対策推進条例に基づき、がん医療の提供・情報の提供・患者家族等関係者への支援等を行い、がん患者が質の高い医療と生活を得られるよう、各種事業を実施します。</p>
本 年 度	128,930千円		<p>【事業内容】 (1) がんに関する調査・検討 (2) 乳がん連携病院への支援 (3) 小児がん連携病院への支援及びAYA世代がん患者相談支援体制整備 (4) ピアサポーターによる相談の支援 (5) アピアランスケアへの取組支援 (6) がん患者へのウィッグ（かつら）購入費助成 (7) 若年がん患者の在宅療養支援助成 (8) がん治療と仕事の両立支援 (9) 緩和医療に関する医療者育成支援及び人材確保 (10) 医療従事者の育成支援 (11) 横浜市立大学におけるがん研究への支援</p>
前 年 度	128,930千円		
差 引	0千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	128,930千円	

(38)	病院事業会計繰出金		<p>【事業概要】 市立病院が担う政策的医療に係る費用について、一般会計より病院事業会計に対して繰出を行います。</p>
本 年 度	7,440,953千円		<p>【事業内容】 (1) 市民病院への支援 (2) 脳卒中・神経脊椎センターへの支援 (3) みなと赤十字病院への支援</p>
前 年 度	7,489,743千円		
差 引	△ 48,790千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	7,440,953千円	

(39)	在宅医療連携推進事業 ＜介護保険事業費会計＞		<p>【事業概要】 疾病を抱えても市民の方が住み慣れた家等で療養生活を送れるよう、在宅医療と介護が切れ目なく継続的に提供される体制を構築し、在宅における医療と介護の連携を推進します。</p>
本年度	396,288千円		<p>【事業内容】 (1) 在宅医療連携拠点の運営、相談体制の整備 (2) 在宅療養連携推進協議会の開催 (3) 在宅療養移行支援 (4) 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修の実施 (5) 在宅医療推進のための人材育成研修の実施 (6) 在宅医療を推進するための市民啓発 (7) 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発</p>
前年度	411,656千円		
差引	△ 15,368千円		
本年度の財源内訳	国	152,571千円	
	県	76,285千円	
	その他	91,146千円	
	市費	76,286千円	

【参考1】市立病院の令和3年度予算案等

(1) 予算案

市民病院 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
収益的収入	29,770,545	26,113,123	3,657,422	14.0	
經常収益(A)	29,770,545	26,113,123	3,657,422	14.0	
入院収益	17,802,180	15,500,225	2,301,955	14.9	
外来収益	8,270,771	7,028,719	1,242,052	17.7	
一般会計繰入金	1,263,581	1,215,384	48,197	4.0	
その他	2,434,013	2,368,795	65,218	2.8	
収益的支出	30,229,657	35,206,550	△ 4,976,893	△ 14.1	
經常費用(B)	29,719,917	27,104,030	2,615,887	9.7	
給与費	13,863,505	12,873,621	989,884	7.7	
材料費 (薬品費、診療材料費等)	9,083,536	7,380,893	1,702,643	23.1	
減価償却費 資産減耗費	2,392,646	2,437,351	△ 44,705	△ 1.8	
経費等 (光熱水費、委託料等)	4,380,230	4,412,165	△ 31,935	△ 0.7	
特別損失	209,740	7,802,520	△ 7,592,780	△ 97.3	
予備費	300,000	300,000	—	—	
經常収支 (A - B)	50,628	△ 990,907	1,041,535		

【資本的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
資本的収入	1,738,186	2,467,548	△ 729,362	△ 29.6	
企業債	674,000	1,328,000	△ 654,000	△ 49.2	
一般会計繰入金	959,601	1,134,748	△ 175,147	△ 15.4	
その他	104,585	4,800	99,785	2,078.9	
資本的支出	2,095,292	3,588,845	△ 1,493,553	△ 41.6	
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	500,000	1,094,696	△ 594,696	△ 54.3	
企業債元金償還金	1,582,932	2,481,789	△ 898,857	△ 36.2	
その他	12,360	12,360	—	—	
資本的収支	△ 357,106	△ 1,121,297	764,191		

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

脳卒中・神経脊椎センター 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
収益的収入	8,568,878	8,457,380	111,498	1.3	
經常収益(A)	8,568,878	8,457,380	111,498	1.3	
入院収益	5,362,530	5,149,265	213,265	4.1	
外来収益	535,788	717,336	△ 181,548	△ 25.3	
一般会計繰入金	2,028,664	1,946,411	82,253	4.2	
研究助成収益	20,000	20,000	—	—	
介護老人保健施設収益	17,050	17,050	—	—	
その他	604,846	607,318	△ 2,472	△ 0.4	
収益的支出	8,716,362	8,578,533	137,829	1.6	
經常費用(B)	8,561,062	8,428,533	132,529	1.6	
給与費	4,735,440	4,603,294	132,146	2.9	
材料費 (薬品費、診療材料費等)	1,347,969	1,257,121	90,848	7.2	
減価償却費 資産減耗費	668,370	681,753	△ 13,383	△ 2.0	
医学研究費用	20,000	20,000	—	—	
介護老人保健施設費用	46,509	47,324	△ 815	△ 1.7	
経費等 (光熱水費、委託料等)	1,742,774	1,819,041	△ 76,267	△ 4.2	
特別損失	5,300	—	5,300	—	
予備費	150,000	150,000	—	—	
經常収支 (A - B)	7,816	28,847	△ 21,031		

【資本的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
資本的収入	1,398,531	1,419,229	△ 20,698	△ 1.5	
企業債	400,000	420,000	△ 20,000	△ 4.8	
一般会計繰入金	998,521	999,219	△ 698	△ 0.1	
その他	10	10	—	—	
資本的支出	2,015,963	2,029,022	△ 13,059	△ 0.6	
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	400,000	420,000	△ 20,000	△ 4.8	
企業債元金償還金	1,615,963	1,609,022	6,941	0.4	
資本的収支	△ 617,432	△ 609,793	△ 7,639		

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

みなと赤十字病院 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
収益的収入	2,027,282	2,716,406	△ 689,124	△ 25.4	
經常収益(A)	2,027,282	2,716,406	△ 689,124	△ 25.4	
一般会計繰入金	628,858	656,458	△ 27,600	△ 4.2	
指定管理者負担金	646,699	665,586	△ 18,887	△ 2.8	
その他	751,725	1,394,362	△ 642,637	△ 46.1	
収益的支出	1,548,052	2,545,038	△ 996,986	△ 39.2	
經常費用(B)	1,548,052	2,545,038	△ 996,986	△ 39.2	
給与費	11,913	11,710	203	1.7	
経費 (指定管理者交付金等)	430,450	426,463	3,987	0.9	
減価償却費 資産減耗費	590,688	1,550,364	△ 959,676	△ 61.9	
支払利息等	466,430	507,977	△ 41,547	△ 8.2	
その他	48,571	48,524	47	0.1	
經常収支 (A - B)	479,230	171,368	307,862		

【資本的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減		備 考
				(%)	
資本的収入	1,561,729	1,937,523	△ 375,794	△ 19.4	
企業債	—	400,000	△ 400,000	—	
一般会計繰入金	1,561,729	1,537,523	24,206	1.6	
資本的支出	2,013,004	2,371,234	△ 358,230	△ 15.1	
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	15,000	410,000	△ 395,000	△ 96.3	
企業債元金償還金	1,998,004	1,961,234	36,770	1.9	
資本的収支	△ 451,275	△ 433,711	△ 17,564		

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

(2) 一般会計繰入金の明細

市民病院

(単位:千円)

繰入項目	令和3年度	令和2年度	増△減		令和3年度積算方法
				(%)	
① 政策的医療	628,168	572,032	56,136	9.8	
救急医療経費	163,053	163,053	—	—	普通交付税の算定基準を参考に積算
周産期医療経費	66,015	66,015	—	—	特別交付税の算定基準を参考に積算
小児医療経費	52,740	52,740	—	—	
院内保育所運営費	11,483	16,223	△ 4,740	△ 29.2	
がん検診 精度管理経費	17,005	17,005	—	—	地方財政計画の積算を参考に積算
医師確保経費	50,115	50,115	—	—	
感染症病床運営経費	267,757	206,881	60,876	29.4	所要額により積算
② 建設改良費	873,850	1,236,970	△ 363,120	△ 29.4	
企業債元利償還	873,850	1,192,387	△ 318,537	△ 26.7	総務省繰出基準により明示された方法で積算
企業債元金 (資本的支出)	801,867	1,044,276	△ 242,409	△ 23.2	
企業債支払利息	71,983	148,111	△ 76,128	△ 51.4	
建設改良費 (市民病院再整備事業)	—	44,583	△ 44,583	—	
③ 公営企業の性格上 発生する経費	563,430	495,241	68,189	13.8	
児童手当	39,669	35,643	4,026	11.3	総務省繰出基準により明示された方法で積算
基礎年金拠出金 公的負担	382,015	369,278	12,737	3.4	
共済組合 追加費用負担	141,746	90,320	51,426	56.9	地方財政計画の積算を参考に積算
④ 過年度精算分	157,733	45,889	111,844	243.7	
建設改良費 (市民病院再整備事業)	61,406	—	61,406	—	
感染症病床運営経費	96,327	45,889	50,438	109.9	
一般会計繰入金合計	2,223,181	2,350,132	△ 126,951	△ 5.4	
うち収益的収入分	1,263,581	1,215,384	48,197	4.0	
うち資本的収入分	959,600	1,134,748	△ 175,148	△ 15.4	

脳卒中・神経脊椎センター

(単位:千円)

繰入項目	令和3年度	令和2年度	増△減		令和3年度積算方法
				(%)	
① 政策的医療	1,684,959	1,604,875	80,084	5.0	
救急医療経費	83,810	83,810	—	—	普通交付税の算定基準を参考に積算
院内保育所運営費	7,841	8,175	△ 334	△ 4.1	特別交付税の算定基準を参考に積算
脳卒中予防・側弯症 検診精度管理経費	6,234	17,005	△ 10,771	△ 63.3	地方財政計画の積算を参考に積算
医師確保経費	23,130	23,130	—	—	
脳卒中・神経疾患 医療経費	1,563,944	1,472,755	91,189	6.2	所要額により積算
② 建設改良費	1,121,879	1,131,619	△ 9,740	△ 0.9	
企業債元利償還	1,121,879	1,131,619	△ 9,740	△ 0.9	総務省繰出基準により明示された積算方法
企業債元金 (資本的支出)	998,521	991,615	6,906	0.7	
企業債支払利息	123,358	140,004	△ 16,646	△ 11.9	
③ 公営企業の性格上 発生する経費	220,347	201,532	18,815	9.3	
児童手当	14,197	14,284	△ 87	△ 0.6	総務省繰出基準により明示された積算方法
基礎年金拠出金 公的負担	149,596	144,602	4,994	3.5	
共済組合 追加費用負担	56,554	42,646	13,908	32.6	地方財政計画の積算を参考に積算
④ 過年度精算分	—	7,604	△ 7,604	—	
共済組合 追加費用負担	—	7,604	△ 7,604	—	
一般会計繰入金合計	3,027,185	2,945,630	81,555	2.8	
うち収益的収入分	2,028,664	1,946,411	82,253	4.2	
うち資本的収入分	998,521	999,219	△ 698	△ 0.1	

みなと赤十字病院

(単位:千円)

繰入項目	令和3年度	令和2年度	増△減		令和3年度積算方法
				(%)	
① 政策的医療	313,647	313,527	120	0.0	
救急医療経費	62,282	62,282	—	—	民間病院と同基準により積算
精神科医療経費	11,154	11,034	120	1.1	
アレルギー疾患医療経費	240,211	240,211	—	—	所要額により積算
② 建設改良費	1,876,940	1,880,147	△ 3,207	△ 0.2	
企業債元利償還	1,872,162	1,873,873	△ 1,711	△ 0.1	
企業債元金(資本的支出)	1,336,607	1,312,094	24,513	1.9	総務省繰出基準により明示された積算方法
企業債支払利息	310,433	336,657	△ 26,224	△ 7.8	
高資本費対策(資本的支出)	225,122	225,122	—	—	
利子補助	4,778	6,274	△ 1,496	△ 23.8	指定管理者との協定、導入時の枠組みにより積算
③ 過年度精算分	—	307	△ 307	—	
救急医療経費		307	△ 307	—	
一般会計繰入金合計	2,190,587	2,193,981	△ 3,394	△ 0.2	
うち収益的収入分	628,858	656,458	△ 27,600	△ 4.2	
うち資本的収入分	1,561,729	1,537,523	24,206	1.6	

【参考2】みなと赤十字病院の収支の仕組み（利用料金制）

横浜市の病院事業会計

指定管理者
日本赤十字社の会計

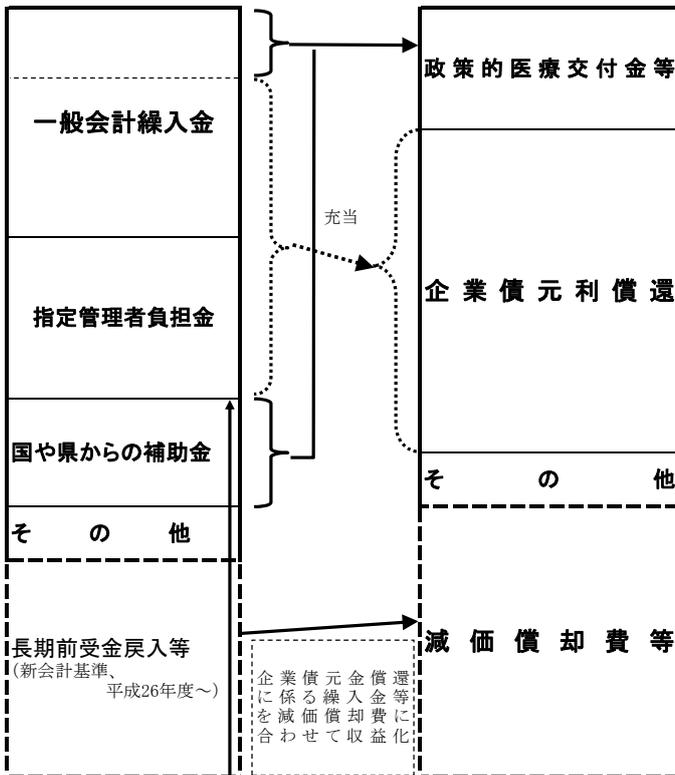
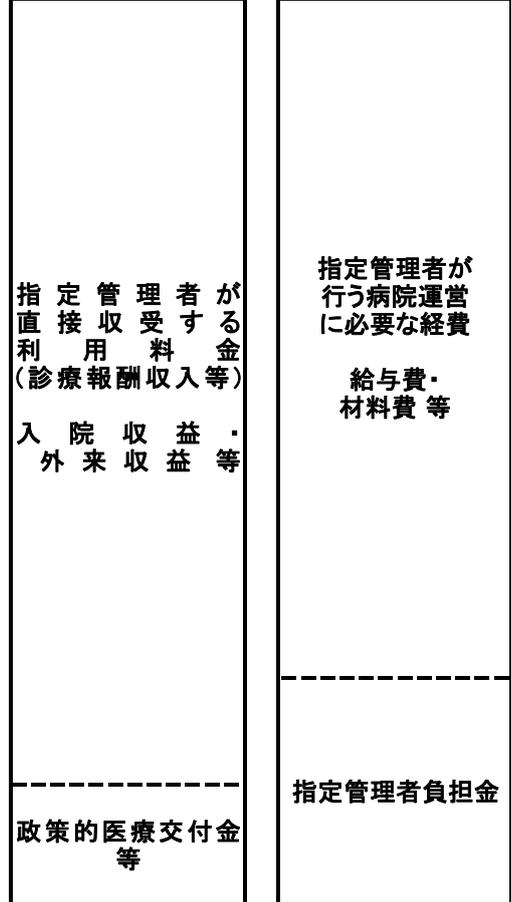
(収入)

(支出)

(収入)

(支出)

利用料金制を導入しているため、みなと赤十字病院を運営することで発生する診療報酬収入等及び病院運営に係る費用は、横浜市の病院事業会計に計上されません。

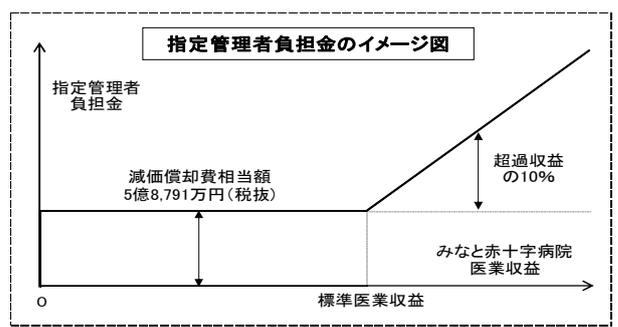


市から交付

政策的医療交付金等

指定管理者負担金

※指定管理者負担金の考え方
 指定管理者負担金については、仮に民間病院が、現在のみなと赤十字病院と同規模の病院を建設した場合にかかる建設費用を平均建築単価から算出した上で、減価償却費相当分として金額を決定したものです。
 また、当該病院の医業収益が標準医業収益額を上回った場合には、上回った額の10分の1を指定管理者負担金に加算します。
 病院事業会計においては、基本的に、指定管理者負担金を企業債の償還財源に充てています。

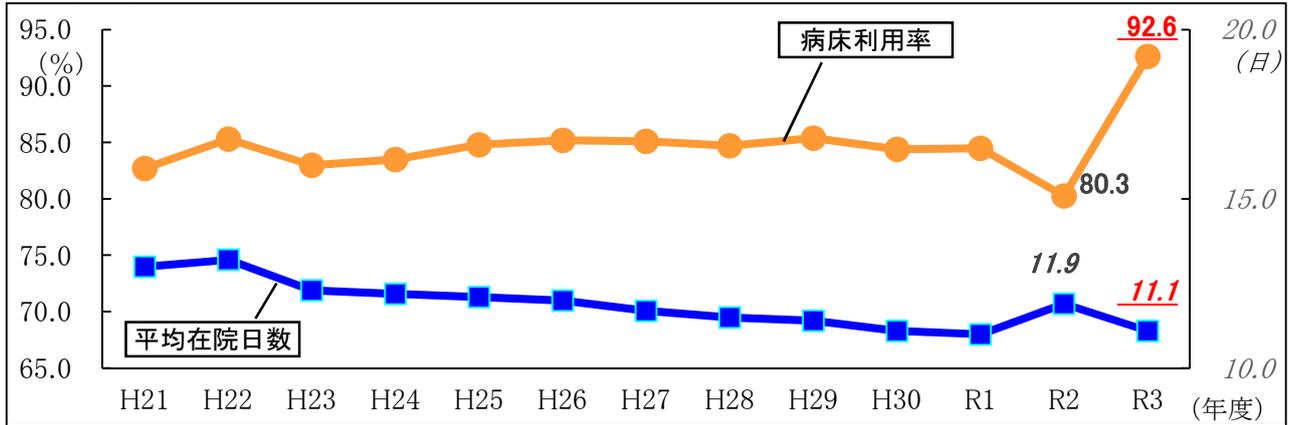


※現金支出を伴わない減価償却費等を除く資金収支においては、収支がほぼ均衡する仕組みです。

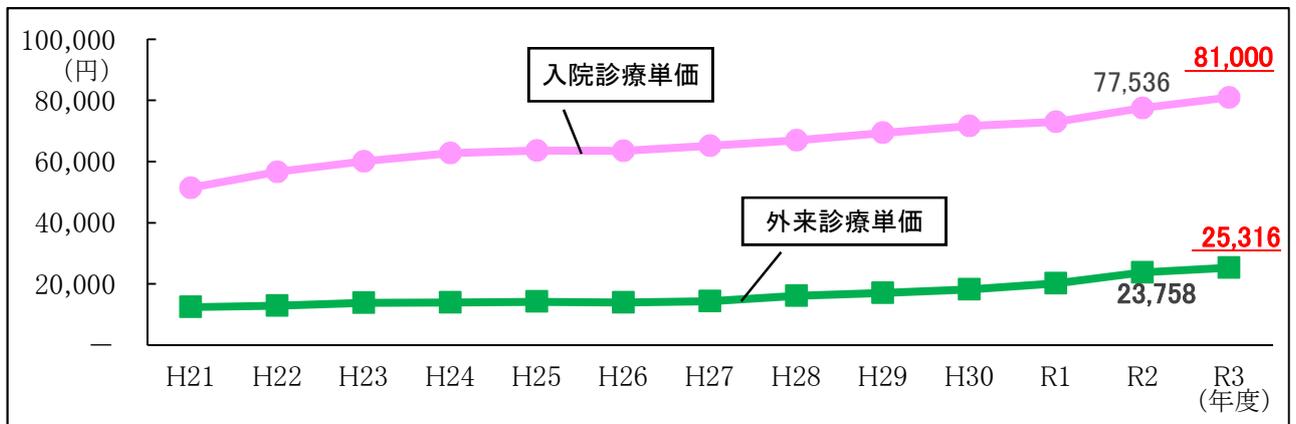
【参考3】市立病院の経営状況

市民病院の主な経営指標

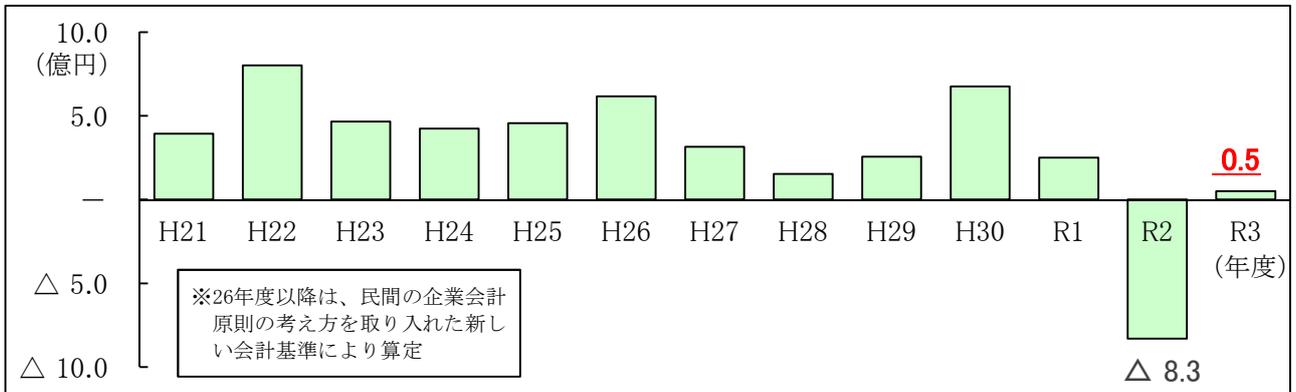
ア 病床利用率・平均在院日数



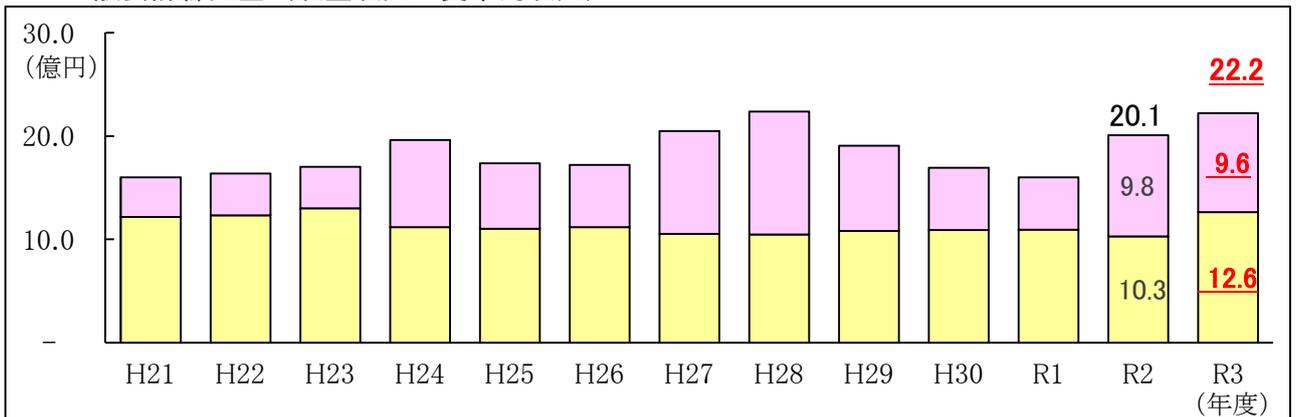
イ 診療単価 (入院・外来)



ウ 経常収支



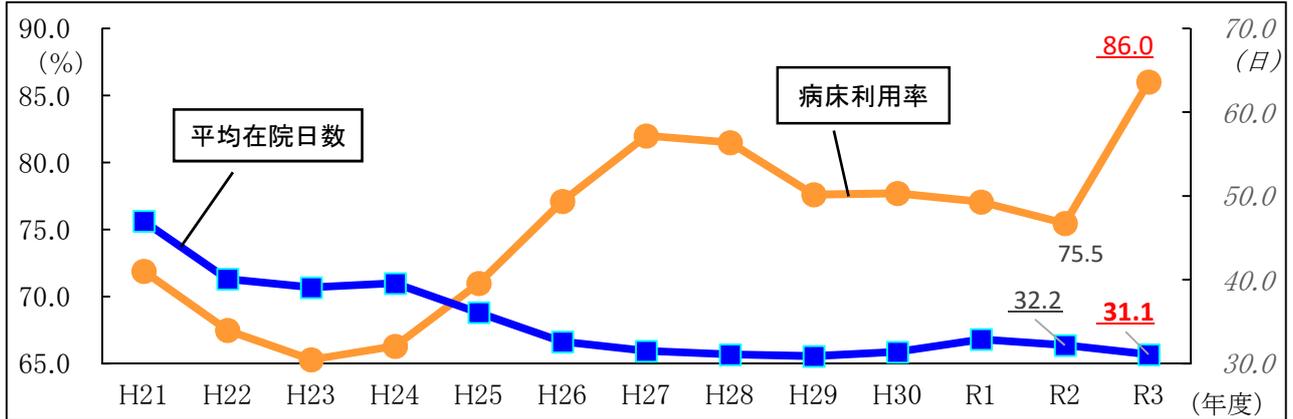
エ 一般会計繰入金 (収益収入・資本的収入)



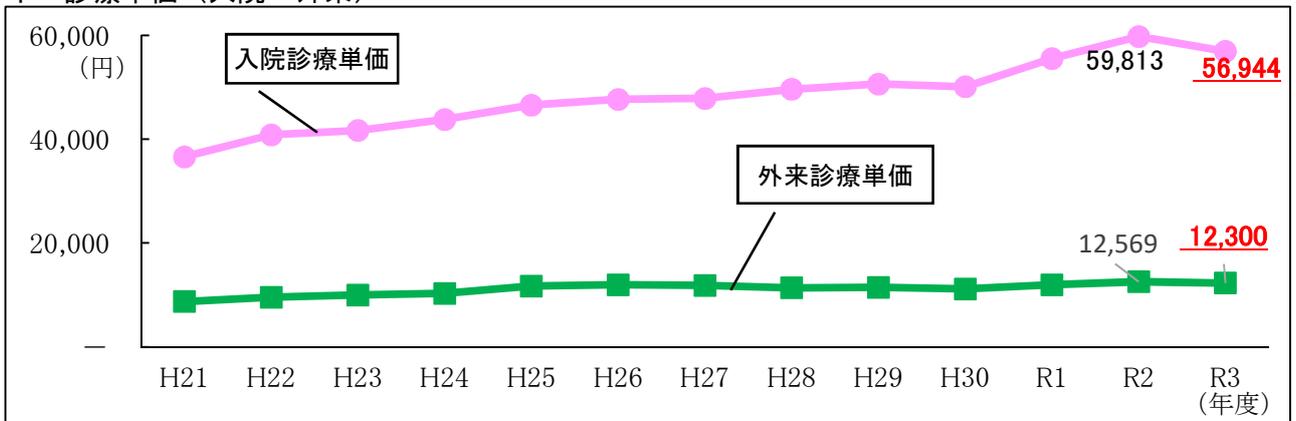
※各グラフのH21～R元年度は決算、R2年度は決算見込み、R3年度は予算（案）です。

脳卒中・神経脊椎センターの主な経営指標

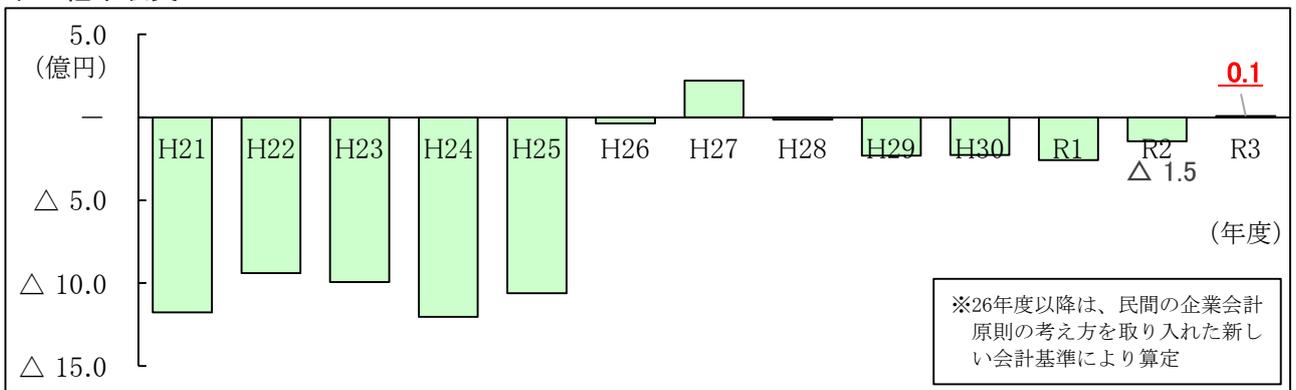
ア 病床利用率・平均在院日数



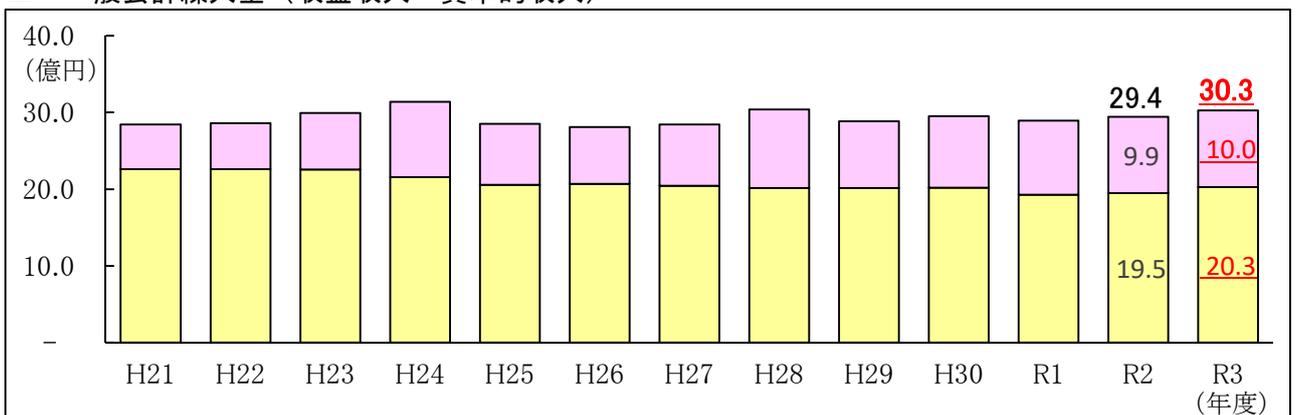
イ 診療単価 (入院・外来)



ウ 経常収支



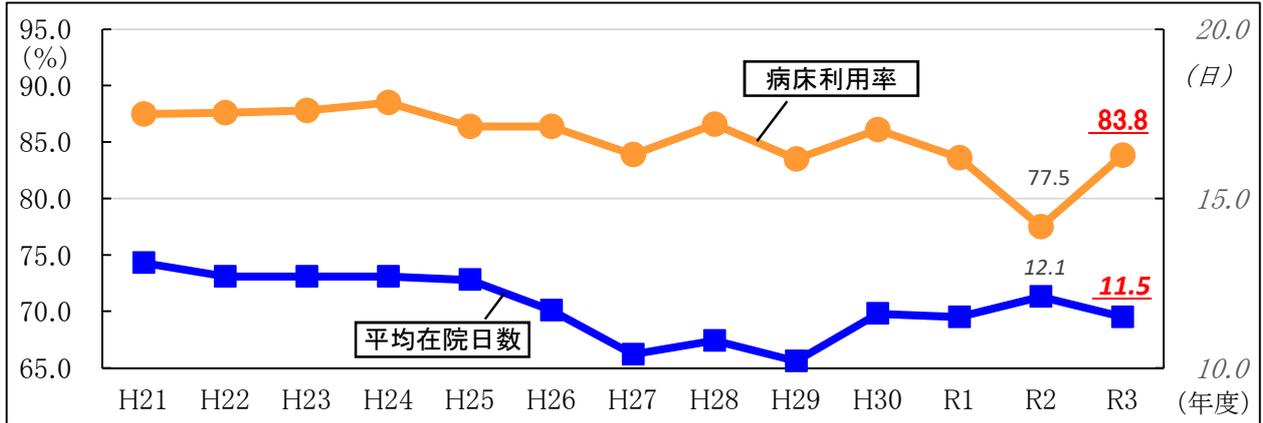
エ 一般会計繰入金 (収益収入・資本的収入)



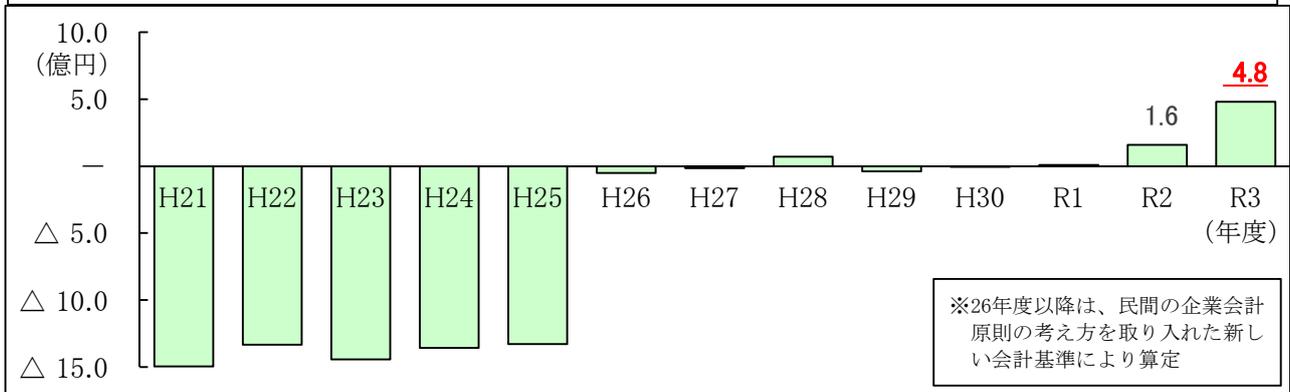
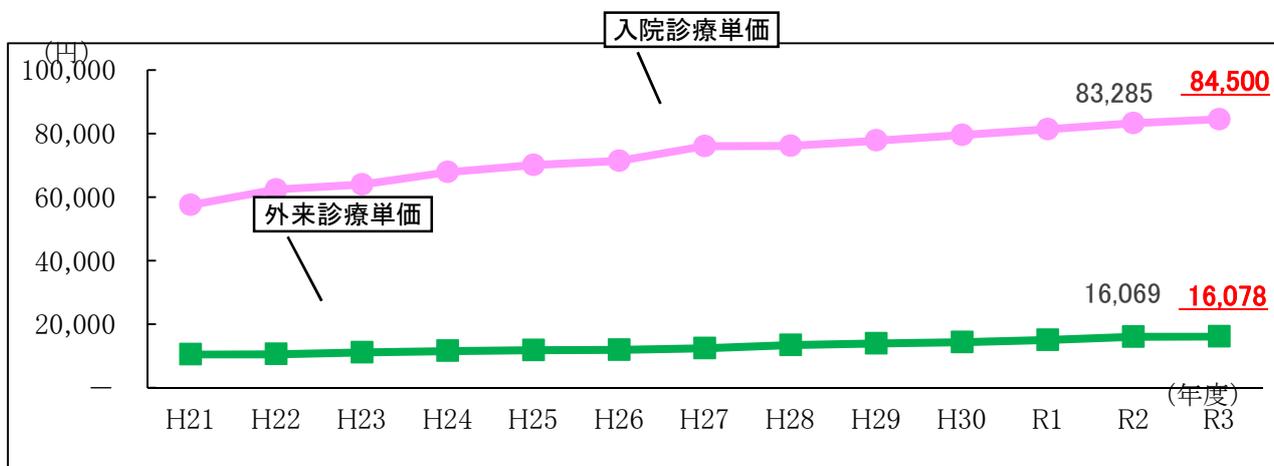
※各グラフのH21～R元年度は決算、R2年度は決算見込み、R3年度は予算（案）です。

みなと赤十字病院の主な経営指標

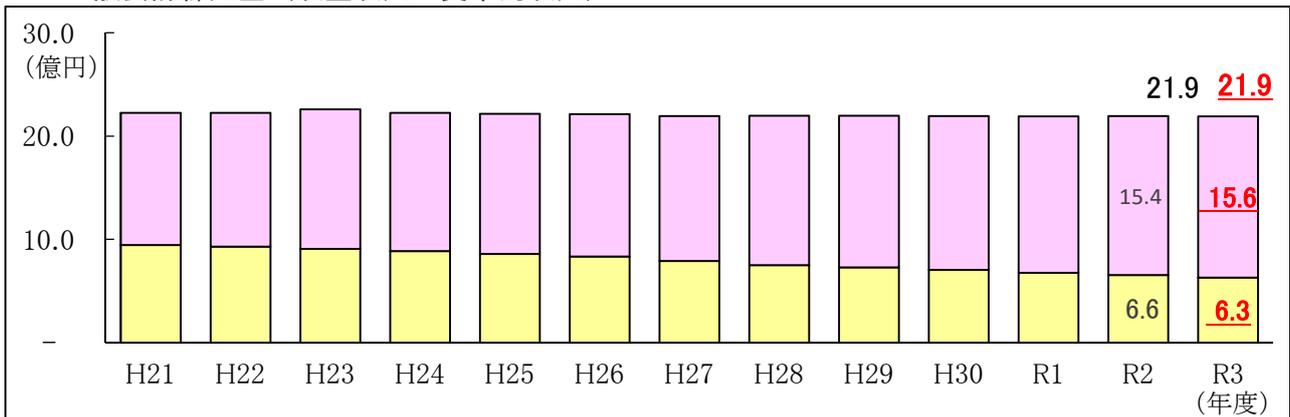
ア 病床利用率（一般病床）・平均在院日数



イ 診療単価（入院・外来）



エ 一般会計繰入金（収益収入・資本的収入）



※各グラフのH21～R元年度は決算、R2年度は決算見込み、R3年度は予算（案）です。

横浜市で
急な病気やけがで迷ったら…

電話から

パソコン
スマートフォンから

救急受診ガイド

緊急性や受診の
必要性を確認できます

横浜市政急受診ガイド 検索

1 番を選択

2 番を選択

年中無休 24時間対応

緊急時はすぐに119番で救急車を呼びましょう (発行) 横浜市医療局

医療の視点
YOKOHAMA

医療の視点 YOKOHAMA

全国的にもユニークな医療広報プロジェクトを平成30年10月からスタート!
医療が市民の皆様の身近な存在になるよう、情報をお届けします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/iryonoshiten/iryonoshiten.html>



質疑書

山口委員

報告案件について、質疑・ご意見等がございましたら、ご記載ください。

資料1 糖尿病の重症化予防事業における地域ネットワークについて 糖尿病重症化予防ネットワーク検討会作業部会の実施結果について
《質疑事項》
資料2 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
《質疑事項》
資料3 病床整備の進捗状況について
《質疑事項》
資料4 こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）の着工等について
《質疑事項》
資料5 令和3年度健康福祉局予算案、資料6 令和3年度医療局予算案について
《質疑事項》
※その他ご意見などがございましたらご記載ください。

回答期限：令和3年2月22日（月）まで

提出先：横浜市医療局医療政策課 栗本

〒230-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市保健医療協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日 健企第 399 号（局長決裁）

最近改正 平成 30 年 8 月 17 日 医医第 618 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 横浜市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、保健、医療及び生活衛生施策に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長とする。
- 3 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会及び専門委員会)

第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

- 2 部会等の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
 - (1) 協議会の委員及び臨時委員
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
- 3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。
- 4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。
- 5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。
- 6 協議会です承が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会等の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(所管)

第10条 協議会は、医療局及び健康福祉局の共管とする。ただし、協議会に関する「附属機関の開催状況報告」は、医療局が行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成8年7月15日制定の「横浜市保健医療協議会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

横浜市保健医療協議会 委員名簿

(五十音順)

学識経験者			
	国際医療福祉大学 教授	医療情報学	石川 <small>いしかわ</small> ベンジャミン <small>こういち</small> 光一
	横浜市立大学 教授	看護学	かのや <small>か</small> ゆか 由佳
	弁護士	法学	こぼやし <small>りえ</small> 小林 理英
	鶴見大学 名誉教授	歯学	つるもと <small>あきひさ</small> 鶴本 明久
	東京医科歯科大学 教授	医療政策情報学	ふしみ <small>きよひで</small> 伏見 清秀
	横浜市立大学 主任教授	産婦人科学	みやぎ <small>えつこ</small> 宮城 悦子
	北里大学 准教授	精神医学	みやち <small>ひでお</small> 宮地 英雄
保健医療福祉関係団体など			
	横浜市獣医師会 会長		おおた <small>ゆういちろう</small> 太田 雄一郎
	横浜市保健活動推進員会 副会長		かにきわ <small>たみえ</small> 蟹澤 多美江
	神奈川県精神科病院協会 理事		さえき <small>たかし</small> 佐伯 隆史
	横浜市歯科医師会 会長		すぎやま <small>のりこ</small> 杉山 紀子
	横浜市薬剤師会 会長		てらし <small>みちひこ</small> 寺師 三千彦
	横浜市生活衛生協議会 会長		なかの <small>としひこ</small> 中野 利彦
	横浜市社会福祉協議会 常務理事		なかむら <small>かおり</small> 中村 香織
	横浜市病院協会 会長		にいのう <small>けんじ</small> 新納 憲司
	神奈川県看護協会 横浜南支部理事		はまさき <small>とよこ</small> 濱崎 登代子
	横浜市医師会 会長		みずの <small>きょういち</small> 水野 恭一
	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長		もりわけ <small>みつよ</small> 守分 光代
	横浜市食品衛生協会 会長		やかめ <small>ただかつ</small> 八亀 忠勝
	横浜市福祉調整委員会 代表		やまぐち <small>みちひろ</small> 山口 道宏

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第 7 条

実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。
 - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

（会議の公開）

第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合